

はじめに

近年、わが国では少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進行するとともに、8050問題、ダブルケアなど、さまざまな分野が複合した複雑な福祉課題が表面化しています。

このため、あらゆる福祉課題に対応するために、これまでの高齢者、児童、障がい児・障がい者、生活困窮者等のそれぞれの制度や支援、担い手と受け手という関係を超えて、地域住民や各種団体、行政などの地域のさまざまな主体が当事者意識をもって参加し、解決に向けてともに取り組む「地域共生社会」の実現が必要となっています。



本村では、子どもからお年寄りまで、すべての村民の健康長寿を推進しており、「村民誰もが、健康でいきいきと安らかな長寿を皆で支え合う豊かな村づくり」を理念として日本一健康長寿村構想に取り組んでいます。

また、住民主体による安心で安全な「住みやすく、住民が輝く村」を創造し、その暮らしを次世代へ受け継ぐことを目指して、平成30年に社会福祉協議会と協働して「飛島村第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、第1期計画が令和6年度で終了することから、新たに顕在化してきた課題を踏まえつつ、自殺対策、成年後見、再犯防止および生活困窮者自立支援に関する施策を盛り込み、「飛島村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「共に生き 共に支え合い みんなが輝く いつまでも安心して暮らせる村 とびしま」を基本理念として、これまでの取組を継承・発展させつつ、これまでの制度や分野ごとの枠組みを超えて重層的・包括的に支援を行う体制を整備する「重層的支援体制整備事業」などに取り組み、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができる飛島村を目指して地域福祉を推進してまいります。その実現のためには、住民の皆様、関係者の皆様の積極的な参画が必要となりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご審議を賜りました飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様、関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

飛島村長 加藤 光彦

はじめに

飛島村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核としての役割を持つ団体として位置づけられ、飛島村におけるさまざまな社会福祉活動を通じて「誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくり」に取り組んでいます。



近年、人口減少や少子高齢化の進行、家庭や地域におけるつながりの希薄化、多発する災害への備えなど、地域を取り巻く環境の大きな変容に伴い、地域課題が多様化、複雑化し、公的サービスだけでは、すべてを解決することは不可能であります。そのような状況下、支援が必要な人を地域でどのように把握し、支えていくのか。そして、それらの人を支える地域福祉の担い手をどのように確保していくのかなど、課題は山積しております。

そこで、飛島村社会福祉協議会では地域の現況や実情を踏まえて、これからの地域福祉を推進する指針となる「地域福祉活動計画」を、飛島村の行政計画である「地域福祉計画」と一体的に、令和7年度からの6か年の計画として「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では「共に生き 共に支え合い みんなが輝く いつまでも安心して暮らせる村 とびしま」を理念とし「みんなが主役、支え合いの地域づくり」「みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり」「みんなが安全に暮らせる環境づくり」の3つの基本目標の各施策の推進に取り組んでまいります。

本計画を実現するためには、すべての住民が「誰もができること」に「みんなで取り組む」という考えと行動が重要となります。住民の皆様、関係者の皆様におかれましては、何事も他人事ではなく「自分のこと、みんなのこと」として、地域福祉に関する活動への一層のご理解と積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をいただきました住民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人飛島村社会福祉協議会 会長 渡辺 良和

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 3

第2章 飛島村の地域福祉の現状・課題

- 1 人口の状況 5
- 2 世帯の状況 11
- 3 要支援・要介護認定者の状況 16
- 4 障がいのある人の状況 17
- 5 生活保護世帯の状況 18
- 6 地域福祉団体の状況 19
- 7 自殺に関する状況 20
- 8 令和6年度実施のアンケート調査の結果 31
- 9 令和5年度実施の二一ズ調査の結果 43
- 10 飛島村の暮らしの課題 55
- 11 飛島村日本一健康長寿村研究会による提言 58

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 60
- 2 基本目標 61
- 3 施策の体系 63

第4章 施策の展開

- 基本目標1 みんなが主役、支え合いの地域づくり 64
- 基本目標2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり 74
- 基本目標3 みんなが安全に暮らせる環境づくり 80
- 基本目標の達成に向けた指標 88

第5章 計画の推進

- 1 地域福祉の推進 90
- 2 計画の進行管理 91

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 はじめに 92
- 2 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題 94
- 3 成年後見制度利用促進計画で掲げるめざす姿 102
- 4 計画の施策と事業 105

資料編

- 1 計画の策定経緯 108
- 2 飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 109
- 3 用語解説 114

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 地域福祉をめぐる国の動向

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、こども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

「地域共生社会」の実現に向け、平成29年6月の社会福祉法改正（平成30年4月施行）により、「地域福祉計画」の策定が努力義務化されるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月の社会福祉法改正（令和3年4月施行）により、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者という、制度の枠組みに縛られることなく、制度の狭間の人や複合的な課題を抱えた人にも対応できる包括的な支援体制（重層的支援体制）を構築していくことが求められました。

(2) 地域の現状

本村においては、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）や高齢者単身世帯が大幅に増加し、高齢者のみの世帯が31.8%を占めています（12頁参照）。今後もこうした傾向は続き、特に75歳以上の高齢者の世帯が増加すると予測されることから、地域での見守りや緊急時における隣近所の身近な支援がより必要になってきます。

一方、地域のつながりという視点について、本村は全国や県に比べ、核家族世帯の割合が低く、三世同居世帯が多いため、近所づきあいや地域の結びつきが強い地域といえます。しかし、ライフスタイルの多様化や人口の流入出等により、近所づきあいの程度は徐々に薄くなり、お互いが助け合うといった相互扶助の機能は徐々に失われているのが現状です。

(3) 住民主体の支え合いの仕組みづくり

少子高齢化が一層進み、かつての地域のつながりが失われつつある状況にあって、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、住民主体の支え合いの仕組みを構築していく必要があります。介護保険サービス、障がい福祉サービス、教育・子育てサービスなど公的なサービスの充実の他、日ごろの見守りや軽易な手伝い、緊急時の支援など、地域住民やボランティアによるサービスが求められます。

本村においては、飛島村社会福祉協議会の支援により、「ふれあいサロン」など、地域住民による地域福祉活動が行われています。また、日常生活上での困りごとを支援するため、ボランティアで構成する「くらしのおたすけ隊」があります。こうした活動が、住民の福祉意識の高まりであり、新たな地域のつながりとも言えます。

地域住民、ボランティア、地域の各種関係団体、サービス事業者、村、社会福祉協議会等が協働して、住民の福祉意識をさらに高めることによって、安心して暮らせるための地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

(4) 新たな地域福祉計画の策定

社会福祉法第109条では、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定しています。本村においては、飛島村社会福祉協議会が各種ボランティア活動や地域福祉活動など住民の主体的な取組を支援しています。こうした背景もあり、平成30年度に飛島村と飛島村社会福祉協議会が協働で、誰もが安心して暮らし続けられる村をめざして「飛島村第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和元年度～令和6年度）」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

一方、高齢者の増加、世帯の小規模化、障がいのある人の増加、外国籍住民の増加などを背景に、いくつもの福祉的な課題が複雑に絡み合ったケースや、複数の分野にまたがる課題を抱える人（世帯）が増えてきており、制度の枠組みにとらわれない対応や、地域と関係機関が緊密な連携のもと一体となって取り組む包括的な支援体制づくりが求められています。

第1期計画が令和6年度で終了するため、これらの現状と課題を踏まえ、第2期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として、飛島村における地域福祉の基本的施策の方針を定めるものです。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

また、自殺対策基本法第13条に規定される「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される成年後見制度利用促進に関する施策についての「基本的な計画」および再犯防止等の推進に関する法律第8条に規定される「地方再犯防止推進計画」の内容を盛り込んでいます。

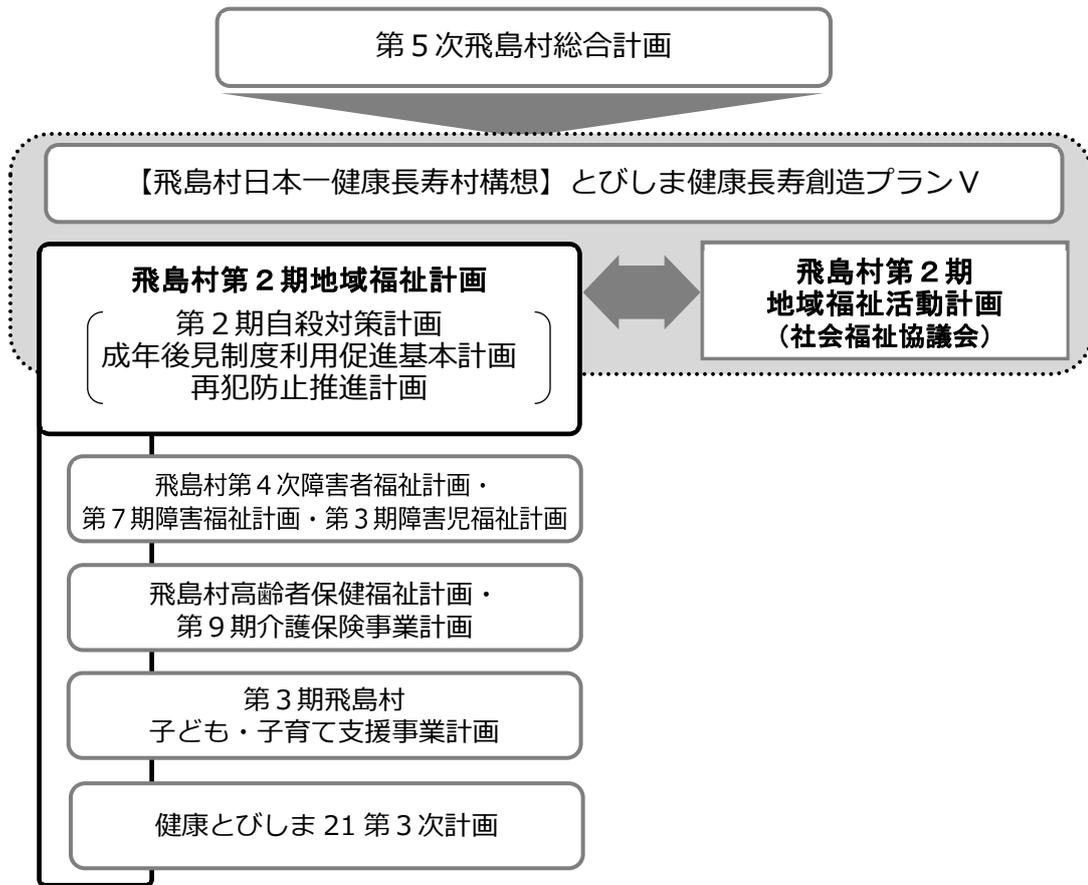
さらに、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携等に関する事項を含んでいます。

なお、上記内容の具体的な実現を図るための飛島村地域福祉活動計画を一体化しており、飛島村社会福祉協議会の取組に関する内容も包含しています。

(2) 他計画との関連

この計画は、第5次飛島村総合計画を上位計画とし、飛島村障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、飛島村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、飛島村子ども・子育て支援事業計画、健康とびしま21計画など、村の計画との整合性を図り、策定しました。

●地域福祉計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和12年度の6年間とします。また、計画期間中であつても、さまざまな状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
飛島村 第1期 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画						飛島村 第2期 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					

第2章 飛島村の地域福祉の現状・課題

※本章図表中における「N (n)」は、各統計における母集団（調査の対象となる全体の集合）の人数を表しています。「N」は母集団全体を対象としたもの、「n」は一部を抽出して調査したものであることを指しています。

1 人口の状況

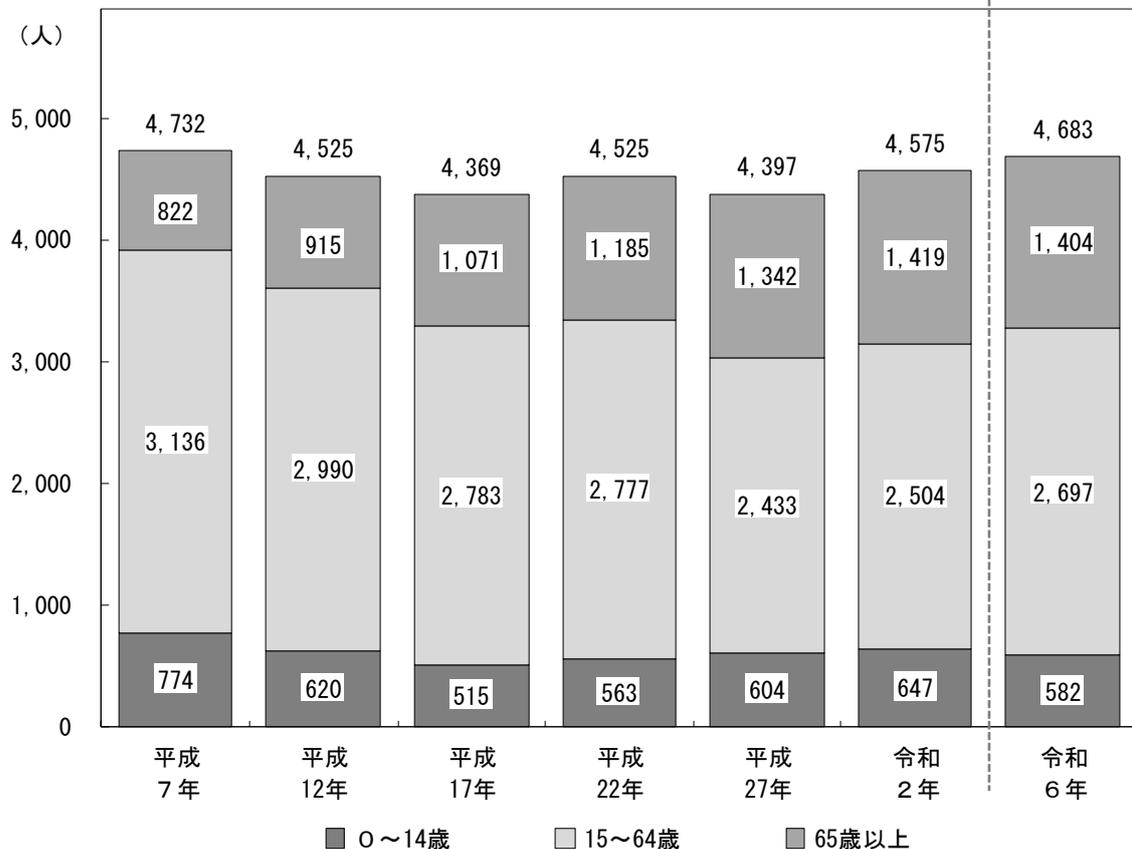
(1) 人口の推移

本村の総人口は、住民基本台帳で令和6年4月1日現在4,683人です。

国勢調査の結果から平成7年以降の推移をみると、本村の総人口は平成17年までは減少していましたが、平成22年以降は増減を繰り返しています。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の年齢3区分別にみると、高齢者人口は大幅に増加を続けているのに対し、生産年齢人口は平成27年まで減少し、令和2年にはやや増加しました。年少人口は平成17年までは減少していましたが、平成22年以降、やや増加しています。高齢者人口は平成7年から令和2年の25年間で597人増加し、約1.7倍となっています。

図表1 人口の推移



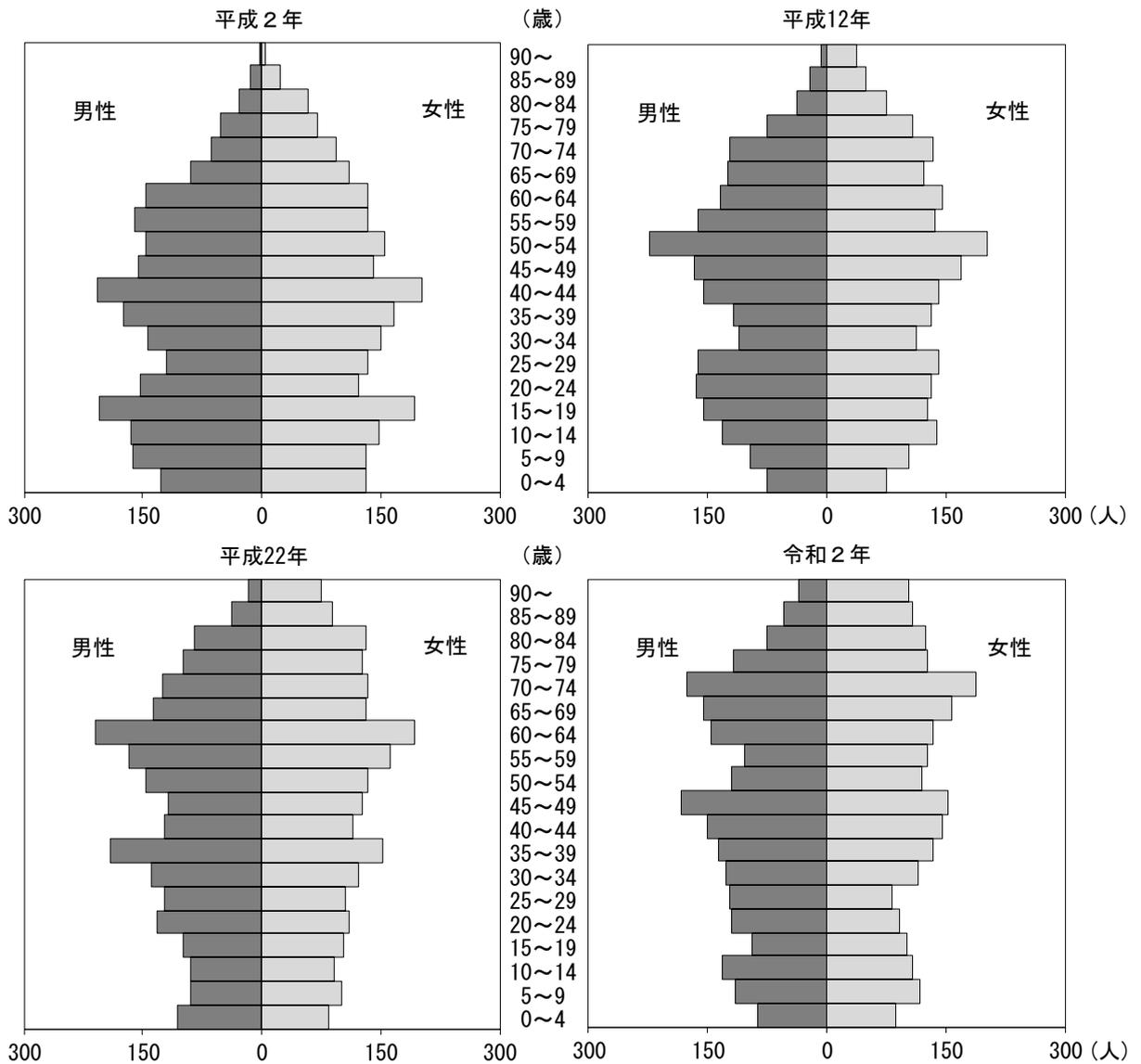
(注) 総人口は年齢不詳（平成27年：18人、令和2年：5人）を含む。

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

平成2年から令和2年までの人口ピラミッド(男女別5歳年齢階級別人口)をみると、団塊世代および団塊ジュニアの膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、平成22年までは底部に対し頭部が大きなつぼ型になっていましたが、令和2年には頭部と底部の大きさが同じつりがね型に近づいています。

図表2 人口ピラミッド



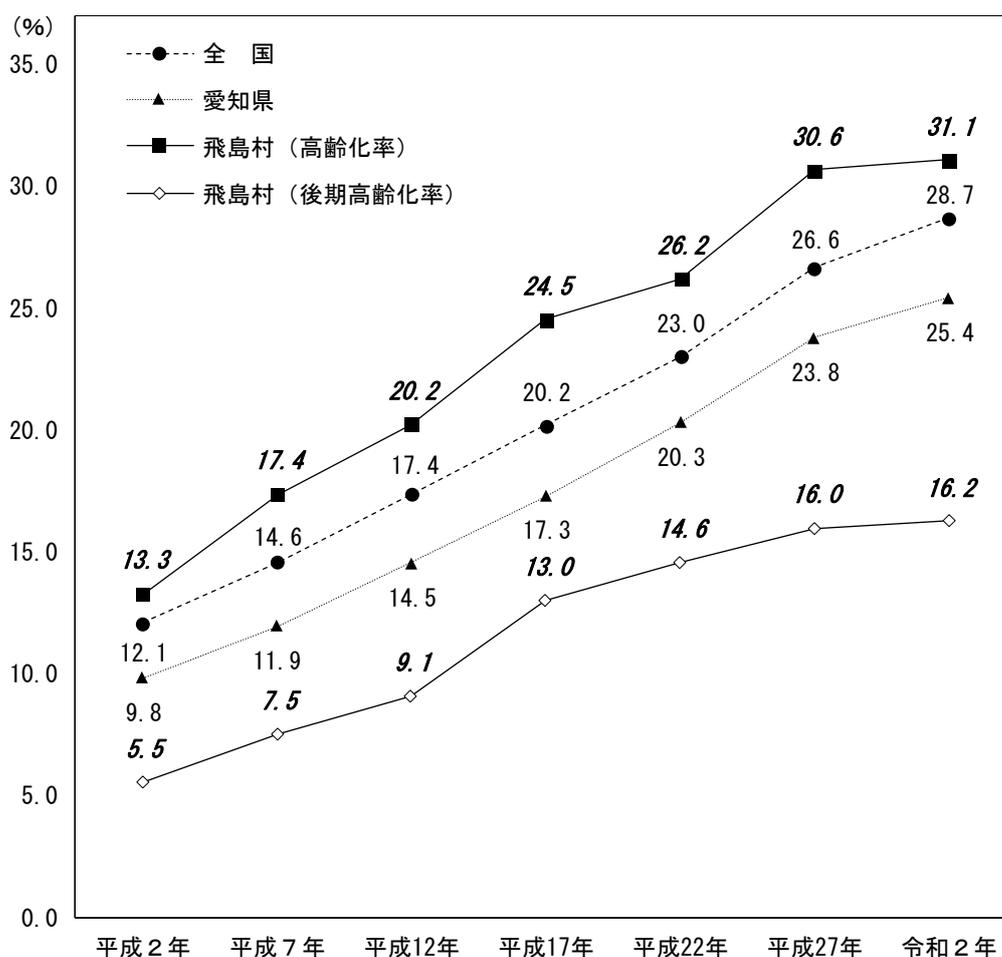
資料：国勢調査

(3) 高齢化率の推移

本村の高齢化率は、令和2年現在31.1%で、平成2年以降上昇を続けています。全国および愛知県と比較すると、いずれの年においても本村は上回って推移しており、令和2年では全国を2.4ポイント、県を5.7ポイント上回っています。

また、令和2年の後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は16.2%となっており、高齢化率同様上昇が続いています。

図表3 高齢化率の推移



注：高齢化率の算出に用いる総人口には年齢不詳は含まない。

資料：国勢調査

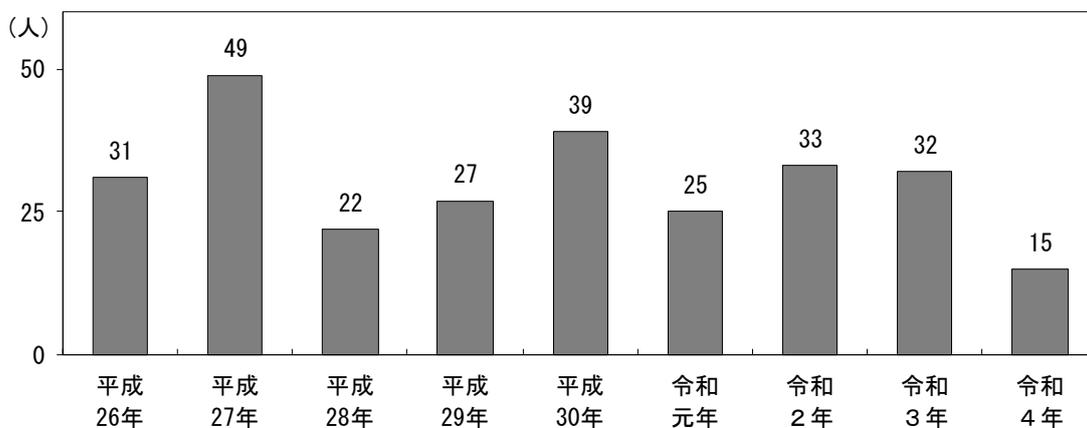
(4) 出生数、出生率

図表4で出生数の推移をみると、出生数は年によって大きくばらつきがあるものの、平成29年から令和3年までは25~40人で推移していましたが、令和4年は大きく減少し15人となっています。

図表5で出生率[※]の推移をみると、本村は人口規模の関係から年によってばらつきがありますが、令和4年は大きく低下し3.4となっています。

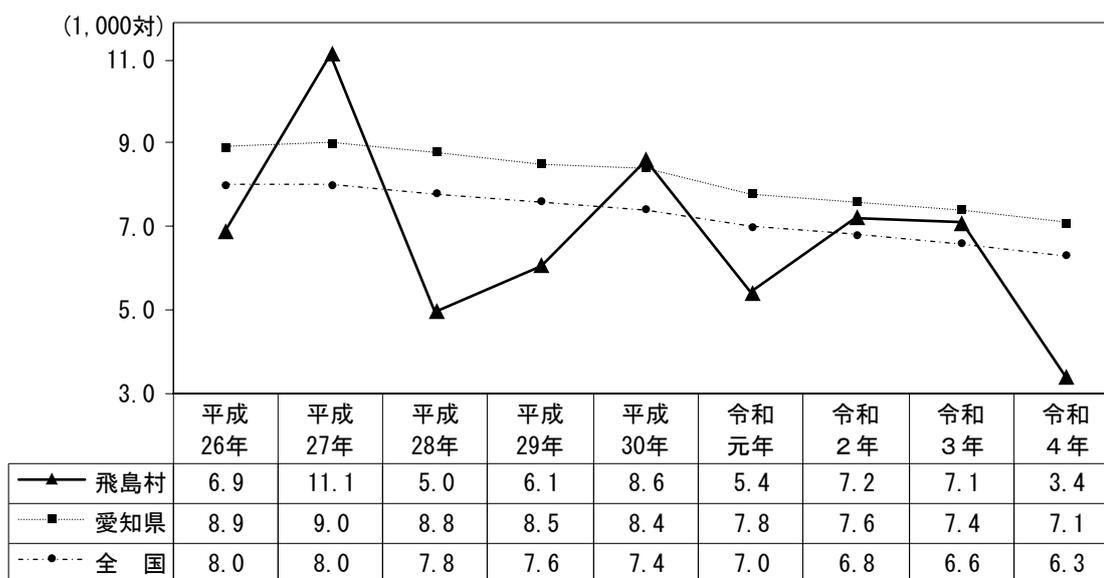
※出生率…人口1,000人当たりの年間出生数。

図表4 出生数の推移



資料：愛知県衛生年報

図表5 出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

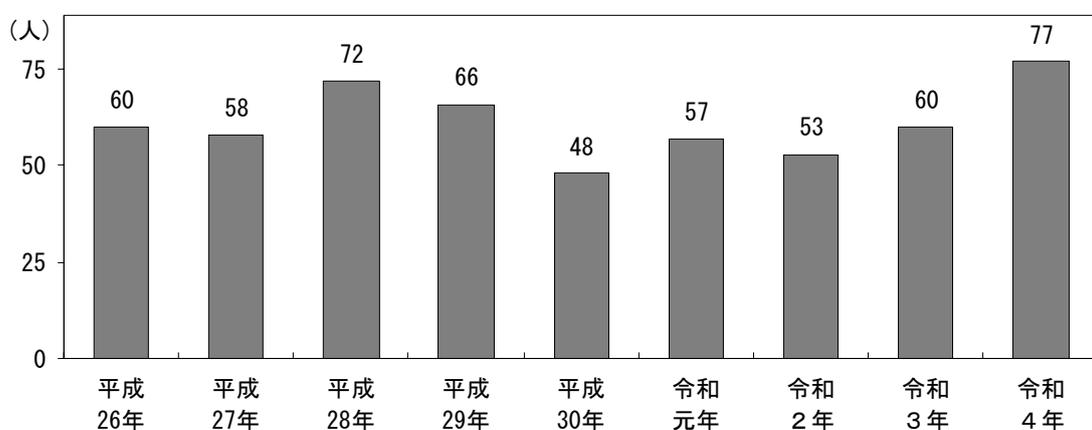
(5) 死亡数、死亡率

図表6は死亡数の推移を表したものです。平成28年から平成30年までは減少し、その後令和2年までは50人台で推移していましたが、令和3年以降は増加し、令和4年には77人となっています。

図表7は死亡率[※]の推移を表したものです。本村は人口規模の関係から年によってばらつきがありますが、令和3年以降は大きく上昇しています。全国、愛知県と比較すると、平成30年を除くすべての年で上回って推移しています。

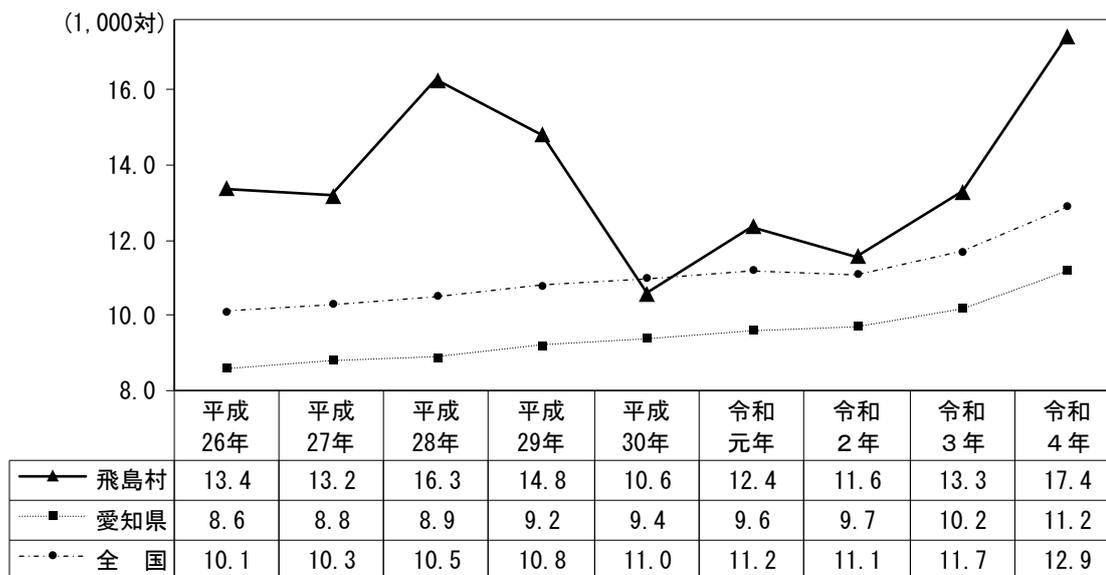
※死亡率…人口1,000人当たりの年間死者数。

図表6 死亡数の推移



資料：愛知県衛生年報

図表7 死亡率の推移

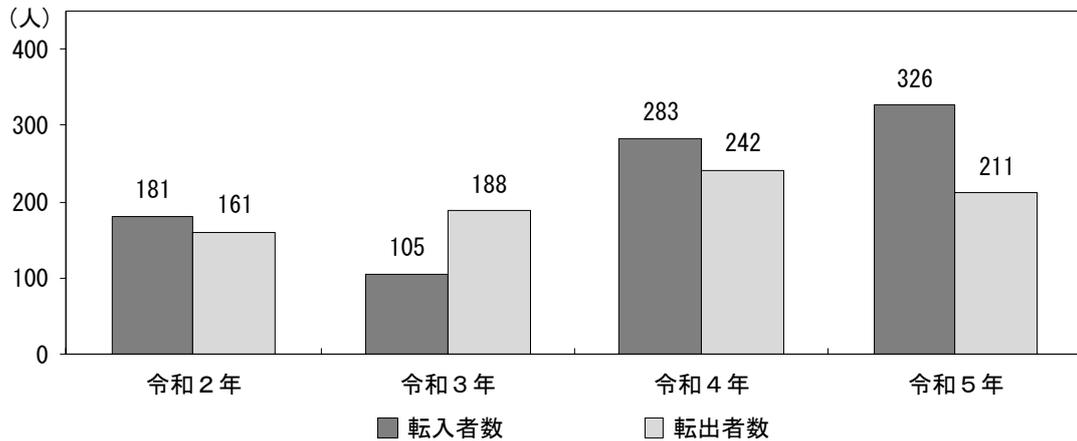


資料：愛知県衛生年報

(6) 転入者数、転出者数

本村の転入者数、転出者数の推移をみると、転入者数は令和3年に減少したものの、その後は増加し、令和5年には326人となっています。転出者数は令和4年までは増加していたものの、令和5年には減少し、211人となっています。

図表8 転入者数、転出者数の推移

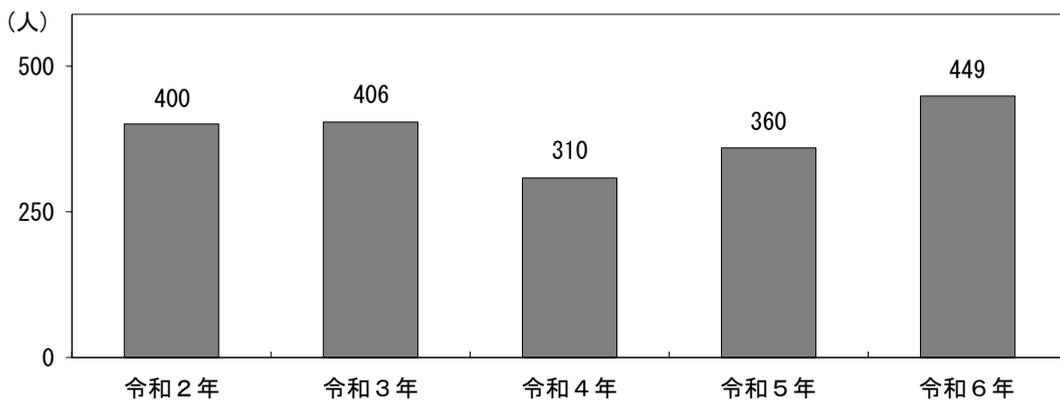


資料：住民基本台帳人口

(7) 外国人住民数

本村の外国人住民数の推移をみると、令和4年に減少したものの、その後は増加しており、令和6年には449人となっています。

図表9 外国人住民数の推移



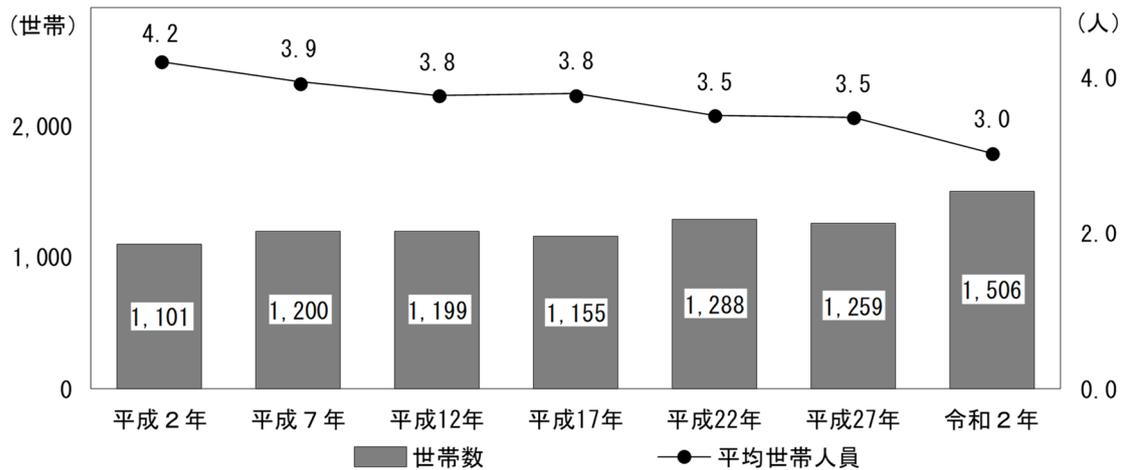
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

令和2年の世帯数（一般世帯および施設などの世帯）は1,506世帯、1世帯当たりの平均世帯人員は3.0人となっています。世帯数は増加傾向にあるのに対し、1世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあります。

図表10 世帯の推移

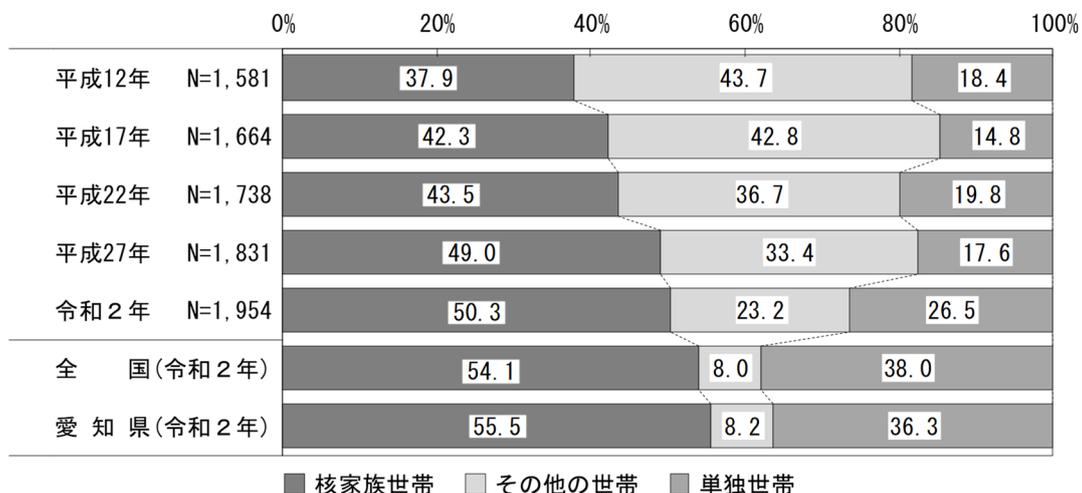


資料：国勢調査

(2) 世帯の家族類型

令和2年の世帯の家族類型をみると、核家族世帯が50.3%、単独世帯が26.5%、その他の世帯が23.2%となっています。その他の世帯は減少を続け、平成12年から20.5ポイント減少していますが、全国および愛知県に比べて単独世帯の割合が低い分、その他の世帯が高くなっています。

図表11 世帯の家族類型



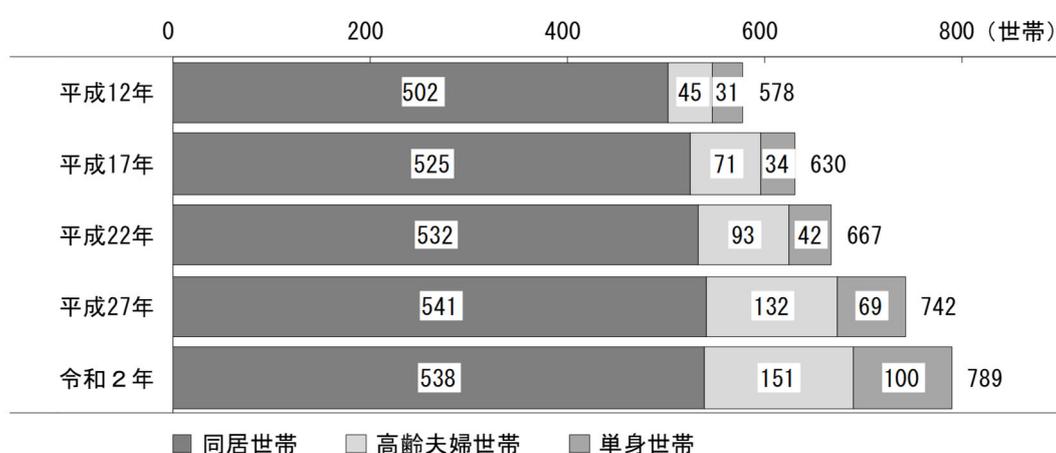
資料：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯の状況

本村における令和2年の高齢者のいる世帯は、789世帯となっており、平成12年から211世帯増加し、約1.4倍となっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯）は106世帯増加し、約3.4倍、単身世帯は69世帯増加し、約3.2倍になっています（図表12）。

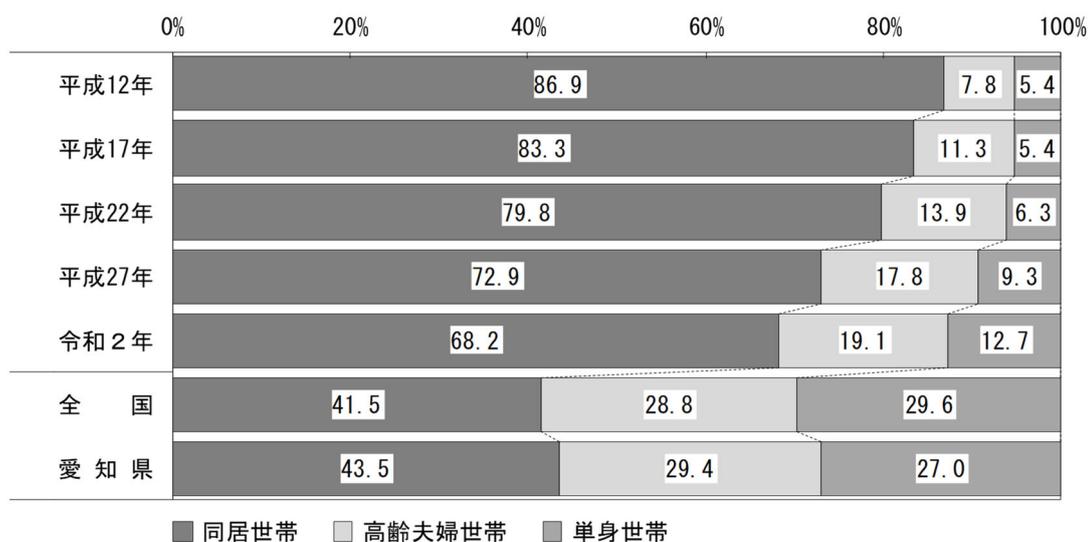
比率で見ると、高齢夫婦世帯および単身世帯が上昇しているのに対し、同居世帯は減少を続けています。全国、愛知県と比較すると、同居世帯が大幅に高くなっています（図表13）。

図表12 高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

図表13 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



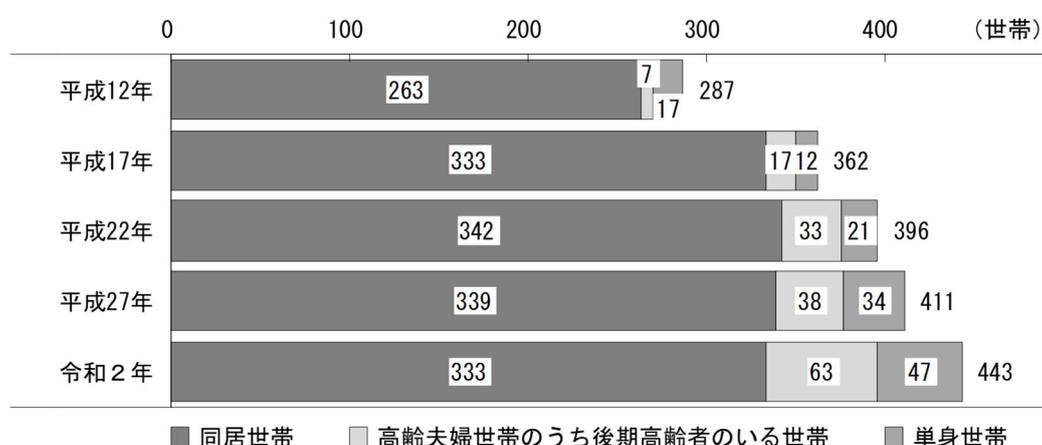
資料：国勢調査（全国、愛知県は令和2年）

(4) 後期高齢者のいる世帯の状況

本村における令和2年の後期高齢者のいる世帯は、443世帯です。平成12年からの推移をみると、年々増加を続けており、特に平成17年には大きく増加しました。平成12年と令和2年で比較すると、156世帯増加し、約1.5倍となっています。また、高齢夫婦世帯のうち後期高齢者がいる世帯は56世帯、後期高齢者の単身世帯は30世帯増加しています（図表14）。

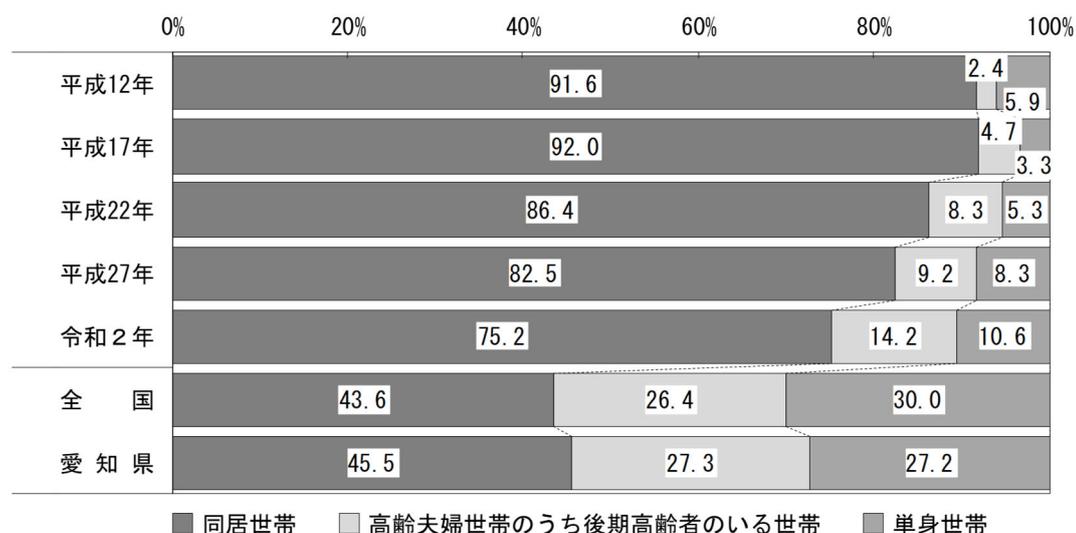
比率でみると、高齢夫婦世帯のうち後期高齢者がいる世帯および単身世帯は上昇傾向にあるのに対し、同居世帯は減少を続けています。全国、愛知県と比較すると、同居世帯が大幅に高くなっています（図表15）。

図表14 後期高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

図表15 後期高齢者のいる世帯の構成割合



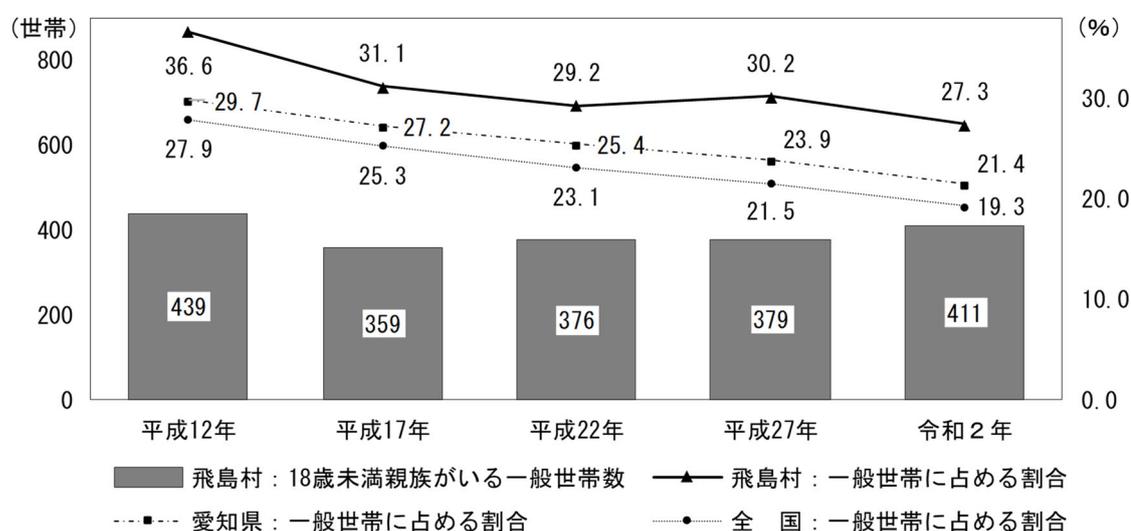
資料：国勢調査（全国、愛知県は令和2年）

(5) 子どもがいる世帯の状況

本村の18歳未満親族がいる一般世帯数は、平成17年以降増加しており、令和2年には411世帯となっています。一般世帯に占める割合をみると、平成12年以降低下傾向にあるものの、いずれの年も全国、愛知県を上回って推移しています（図表16）。

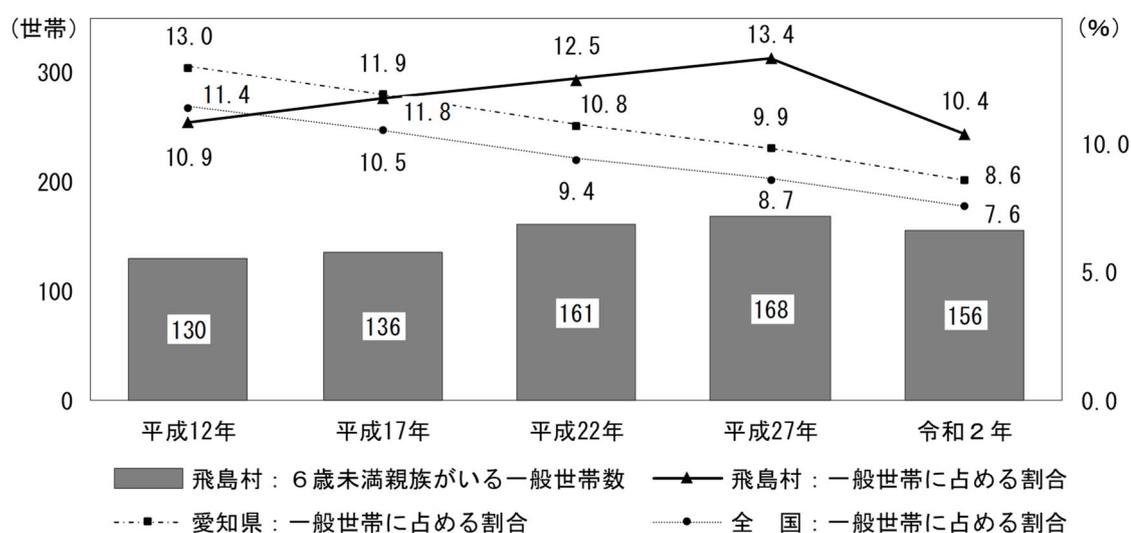
本村の6歳未満親族がいる一般世帯数は、平成27年までは増加していたものの、令和2年には減少し、156世帯となっています。一般世帯に占める割合をみると、平成12年以降上昇していたものの、令和2年には低下に転じました。全国、愛知県との比較では、本村は平成22年以降全国、愛知県を上回っています（図表17）。

図表16 18歳未満親族がいる一般世帯数の推移



資料：国勢調査

図表17 6歳未満親族がいる一般世帯数の推移

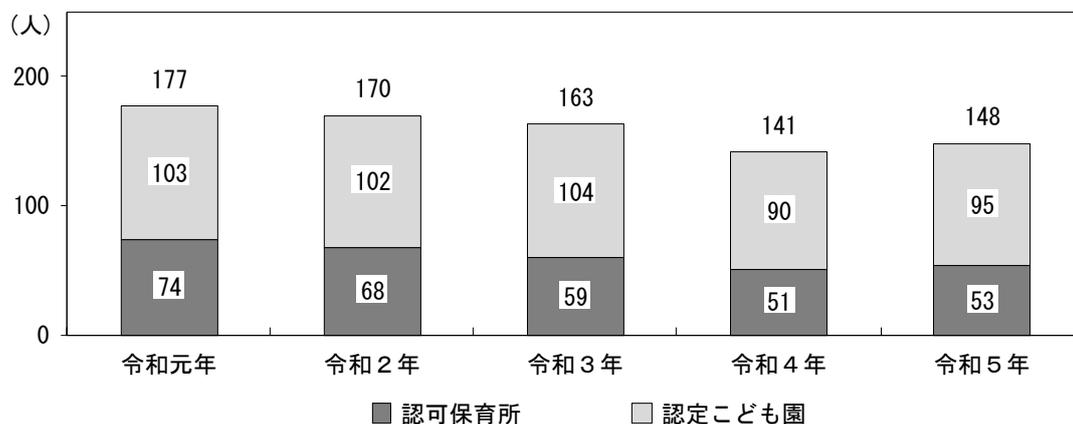


資料：国勢調査

(6) 子どもや子育て家庭の状況

村内の特定教育・保育施設の児童数の推移をみると、令和4年までは減少していたものの、その後増加し、令和5年時点では148人が利用しています。施設ごとの利用者数をみると、認定こども園の利用者数が多くなっています。

図表18 村内の特定教育・保育施設の児童数の推移

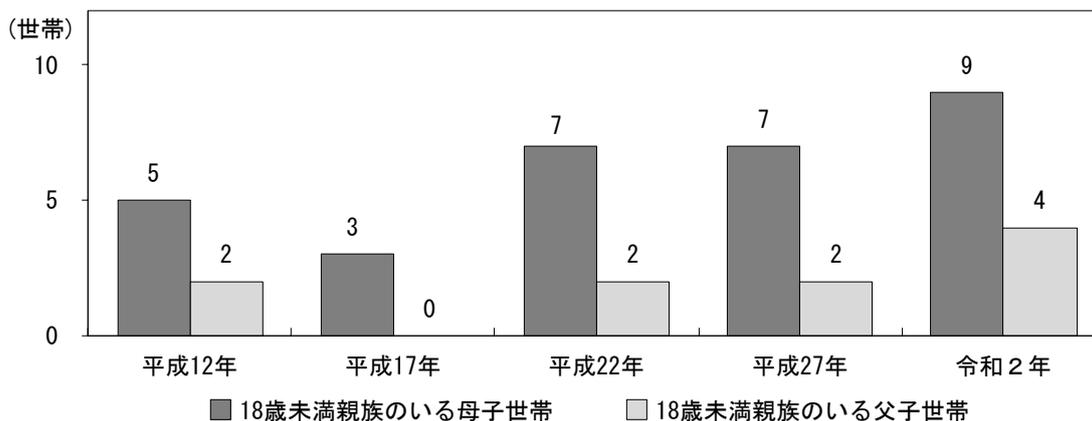


資料：庁内資料

(7) ひとり親世帯の状況

本村のひとり親世帯数の推移をみると、18歳未満親族のいる母子世帯、父子世帯ともに平成17年以降増加傾向にあり、令和2年には母子世帯が9世帯、父子世帯が4世帯となっています。

図表19 ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

3 要支援・要介護認定者の状況

令和6年6月末現在、要支援・要介護認定者数は207人です。平成30年以降の推移をみると、令和3年までは増加傾向にあったものの、その後は減少しています（図表20）。

令和6年6月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者の認定者は203人、第1号被保険者の15.0%にあたります。また、75歳以上の認定者の割合は23.8%と、75歳以上の4人に1人程度が認定者となっています（図表21）。

図表20 認定者数の推移

単位：人

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成30年	10	32	32	53	38	24	22	211
令和元年	5	29	44	52	35	30	16	211
令和2年	9	27	46	51	36	35	11	215
令和3年	15	38	36	51	42	28	12	222
令和4年	15	35	33	44	45	29	17	218
令和5年	18	30	30	47	37	36	18	216
令和6年	15	30	39	42	35	33	13	207

資料：介護保険事業状況報告（平成30～令和5年は9月末現在、令和6年は6月末現在）

図表21 要介護・要支援認定者数

単位：人

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者 (1,355人)	15	29	38	42	34	33	12	203
	1.1%	2.1%	2.8%	3.1%	2.5%	2.4%	0.9%	15.0%
65～74歳 (617人)	1	7	7	3	2	4	3	27
	0.2%	1.1%	1.1%	0.5%	0.3%	0.6%	0.5%	4.4%
75歳以上 (738人)	14	22	31	39	32	29	9	176
	1.9%	3.0%	4.2%	5.3%	4.3%	3.9%	1.2%	23.8%
第2号被保険者	0	1	1	0	1	0	1	4
計	15	30	39	42	35	33	13	207

注：下段は各被保険者数に対する割合

資料：介護保険事業状況報告（令和6年6月末現在）

4 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者の状況

令和6年3月31日現在、本村には、身体障害者手帳所持者が160人、療育手帳所持者が31人、精神障害者保健福祉手帳所持者が38人で、合計で229人います。

それぞれの手帳所持者数の推移は、図表22のとおりです。身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数はほぼ横ばいになっている一方、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

図表22 各手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳】

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	3	2	1	1	1
18歳以上	160	158	164	163	159
合 計	163	160	165	164	160

【療育手帳】

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	10	10	9	10	11
18歳以上	21	21	22	20	20
合 計	31	31	31	30	31

【精神障害者保健福祉手帳】

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	0	2	2	2	2
18歳以上	25	27	32	33	36
合 計	25	29	34	35	38

資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

(2) 難病患者の状況

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者などが加わり、障害福祉サービス、相談支援などが受けられます。障害者総合支援法における難病などの範囲は、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患および関節リウマチ）の130疾病から次第に拡大されており、令和6年4月からは369疾病が対象とされています。

また、平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、難病医療費助成制度が実施されています。

本村の指定難病患者数の推移は、図表23のとおりです。令和3年度までは増加していたものの、令和4年度以降は減少に転じています。

図表23 指定難病患者数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定難病患者数	22	26	32	31	23

資料：津島保健所

5 生活保護世帯の状況

令和6年度現在、生活保護世帯は2世帯（2人）です。令和2年度以降減少傾向にあります。

図表24 生活保護世帯数等の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数（世帯）	4	4	3	3	2
人 員（人）	4	4	3	3	2

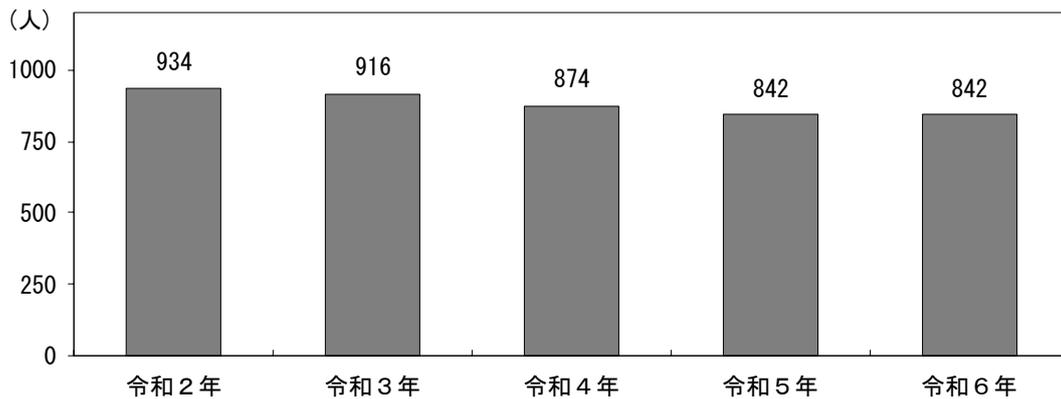
資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

6 地域福祉団体の状況

(1) 老人クラブ会員数

本村の老人クラブの会員数をみると、令和2年以降減少傾向にあり、令和6年では842人となっています。

図表25 老人クラブ会員数



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(2) 地域福祉団体の状況

本村では、令和2年以降9団体がボランティア団体として活動をしています。

また、図表26の団体が地域福祉推進のために活動しています。

図表26 地域福祉団体と活動している人数

団体名	活動人数
民生委員・児童委員	11人
人権擁護委員	3人
保護司	3人
自主防災班長	地区ごとに専任しており、各地区80人前後が活動しています。

資料：庁内資料

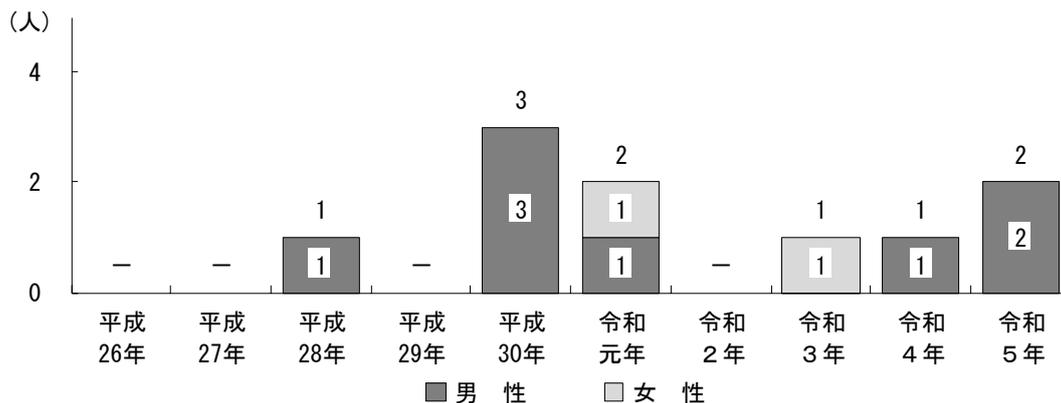
7 自殺に関する状況

(1) 自殺者数の推移

本村の自殺者数は、平成26年以降3人以下／年で推移しています（図表27）。

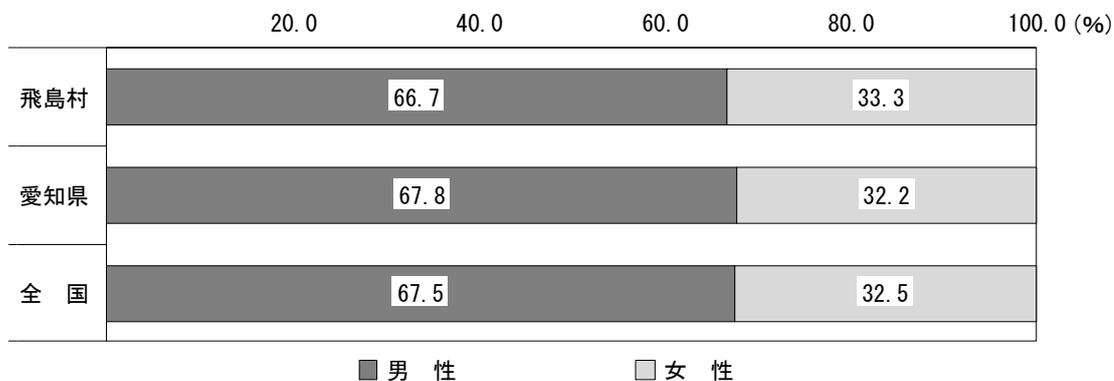
また、図表28で自殺者の性別構成割合をみると、本村は全国、愛知県と同様男性の占める割合が高いことがわかります。

図表27 自殺者数の推移（性別）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表28 自殺者の性別構成割合（令和元年～令和5年合計）



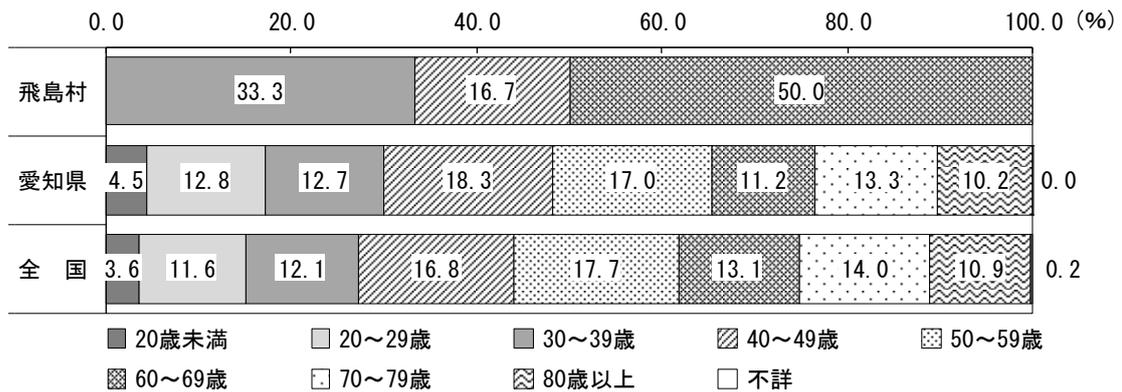
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺者の年齢別構成割合

本村の自殺者の年齢別構成割合をみると、60～69歳が50.0%、30～39歳が33.3%、40～49歳が16.7%となっており、30歳未満の自殺者はいません。

なお、全国、愛知県に比べ30～39歳および60～69歳の割合が高くなっていますが、本村の自殺者数が少ないことが影響する点にも注意が必要です。

図表29 自殺者の年齢別構成割合（令和元年～令和5年合計）

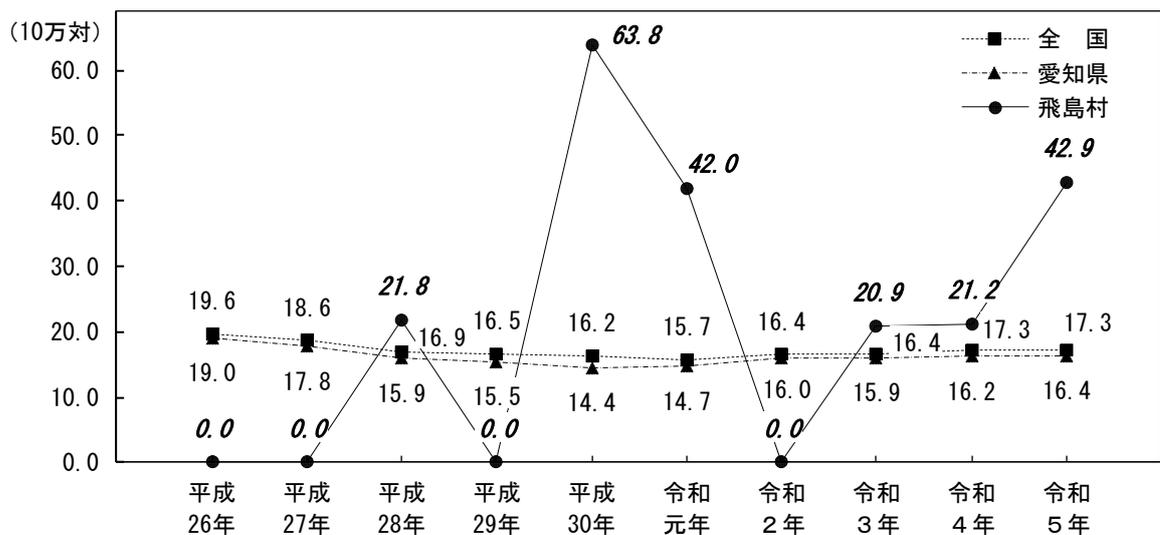


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 自殺死亡率の推移

本村の自殺死亡率をみると、人口規模の関係もあり、自殺者がいる平成28年、平成30年、令和元年および令和3年以降は全国、愛知県に比べ高くなっています。

図表30 自殺死亡率の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 自殺対策の状況と最終評価

飛島村自殺対策計画に基づき推進してきた本村の自殺対策について、最終年度までの取組を検証し、評価しました。

達成度については、担当課の自己評価をパーセンテージで表し〔 〕内に下記基準による評価を付しました。

【評価基準】	◎：順調	○：概ね順調	×：努力が必要
--------	------	--------	---------

① 基本施策の実施状況と評価

基本施策1 一人ひとりへの周知啓発とこころの健康づくり

1-1. 自殺予防の大切さの啓発と周知

■自殺予防の大切さを周知啓発（リーフレットの配布やポスターの掲示）		担当課	保健環境課
実施計画	年4回実施／広報差し込み（9月、3月）／事業での周知		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	24時間電話相談の夜間利用もあり、相談窓口が定着してきている。		
達成度	100%〔◎〕		
■相談窓口の周知		担当課	保健環境課
実施計画	すこやかカレンダー、ホームページ上にて相談窓口を掲載。新生児家庭訪問時等で24時間電話相談窓口を紹介		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	24時間電話相談の夜間利用もあり、相談窓口が定着してきている。		
達成度	100%〔◎〕		
■飛島学園での人権擁護委員による啓発活動		担当課	福祉課
実施計画	12月に飛島学園にて、人権擁護委員による人権教室を実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	他者との違いを認知し、認め合うことについて考えることで、自他ともに尊重することの重要性を学ぶことができた。		
達成度	100%〔◎〕		

1-2. こころの健康づくりの推進

■一時預かり事業（子育て）を利用し、親のレスパイトを実施		担当課	福祉課
実施計画	幼保連携型認定こども園飛島保育園および飛島村立第一保育所で一時預かりを実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	引き続き一時預かり事業を実施していく。		
達成度	100%〔◎〕		
■各種健康診査事業		担当課	保健環境課・住民課
実施計画	集団健診（6月：8日間、12月：3日間）および個別健診（6～10月）を引き続き実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	健診受診率は維持できている。		
達成度	100%〔◎〕		
■各種相談事業		担当課	保健環境課・福祉課
実施計画	結果説明会を7月に4日間、1月頃に2日間実施する。 介護栄養相談を年18回、個別特定健康診査結果説明会を年3回実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出頻度が減ったという声が聴かれる。引き続き、結果説明会への勧奨を行い身体面以外にも精神的な面も着目していく必要がある。		
達成度	90%〔◎〕		
■各種健康教育		担当課	保健環境課・福祉課
実施計画	生活応援教室やパパママ教室にてメンタルヘルスの講話を行う。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	パパママ教室では、夫の参加もあるため、家族への情報提供にもつながる。産後うつリスクもあるため、今後も情報提供を続けていきたい。		
達成度	100%〔◎〕		
■運動支援の実施		担当課	保健環境課・福祉課
実施計画	高齢者に対しては運動頻度が増えるよう運動実践室の利用を促していく。 幼児に対しては感染症と熱中症予防に留意しながら体を動かすことの楽しさを体感させていく。		
最終年度までの実施状況	高齢者に対しては運動頻度が増えるよう運動実践室の情報提供、勧奨。 幼児に対しては保育所体育遊びを実施。		
担当課による評価	通常事業で実施可能となり体を動かすことの大切さへの気付き、ストレスの緩和に繋げることができた。		
達成度	100%〔◎〕		

■生きがいがづくりの支援事業		担当課	敬老センター 社会福祉協議会
実施計画	カラオケ・卓球・トレパチ・ゲーム等、自主参加型なものから、介護福祉士による手芸指導型のものまでクラブ会員問わず常時実施。 高齢者生きがい活動支援さくらの会を年間19回実施。		
最終年度までの実施状況	感染症対策に配慮しながら継続的に場所の提供。		
担当課による評価	場所の提供、通常事業として開催することができ、交流の場をもつことができた。		
達成度	100%〔◎〕		

■交流会・サロンなどの居場所づくり		担当課	敬老センター 社会福祉協議会
実施計画	敬老センターロビー等にてサロンを第2・4火曜日に交流の場として開催。 障害者サロン年間2回実施（うち1回は北拠点避難所で開催）。延べ15人。		
最終年度までの実施状況	敬老サロンについては、感染症対策に配慮しながら開催。		
担当課による評価	通常事業として開催することができ、交流の場をもつことができた。		
達成度	100%〔◎〕		

■高齢者実態把握でのうつ項目該当者への支援		担当課	福祉課
実施計画	高齢者実態把握事業で基本チェックリストのうつ項目該当者には個別相談を実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	個別で支援した。		
達成度	100%〔◎〕		

■妊産婦の要支援者への支援		担当課	保健環境課
実施計画	母子健康手帳交付時の面接によるスクリーニングにて、要支援妊婦を把握し、支援プランを作成、関係機関と連携し支援を実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	面接は保健師が行っており、早期から要支援妊婦を把握することができ、妊娠期からの切れ目ない早期介入ができています。		
達成度	100%〔◎〕		

■村職員へのストレスチェックの実施		担当課	総務課
実施計画	令和5年11月実施		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	検査結果に応じてカウンセリングも可能で、職場でのこころの健康づくりへの働きかけができています。		
達成度	100%〔◎〕		

基本施策2 適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

2-1 地域における相談窓口とネットワークの強化

■相談窓口の周知		担当課	保健環境課
実施計画	すこやかカレンダー、ホームページ上にて相談窓口を掲載。新生児訪問時等で24時間電話相談窓口を紹介する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	24時間電話相談の夜間利用もあり、相談窓口が定着してきている。		
達成度	100%〔◎〕		
■関係機関と迅速に連携できる体制づくり		担当課	保健環境課
実施計画	各関係機関との連携会議として障害ケア会議（月1回）、包括ケア会議（月1回）、子育て支援連携会議（月1回）、虐待実務者会議（月1回）等の会議を開催する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	子どもから高齢者、障がい者等あらゆる世代、対象の情報共有ができており、関係機関の連携を行っている。		
達成度	100%〔◎〕		
■見守り事業、給食配食サービス		担当課	福祉課
実施計画	見守り事業では実施件数/対象者年間95%訪問。給食サービスでは、利用者/対象者年間5%配食し、安否確認を実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	見守り事業では生活支援も行った。また、支援の必要がある方については関係機関と情報共有し、連携して支援を実施。		
達成度	100%〔◎〕		
■各種相談事業		担当課	保健環境課・福祉課
実施計画	健康診断結果説明会を7月に4日間、1月頃に2日間実施する。 介護栄養相談を年18回、個別特定健康診査結果説明会を年3回実施する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	コロナ禍により外出頻度が減ったという声が聴かれる。引き続き、結果説明会への勧奨を行い身体面以外にも精神的な面も着目していく必要がある。		
達成度	90%〔◎〕		

2 - 2. 地域住民ネットワークの構築

■交流会、サロンなどの居場所づくり		担当課	敬老センター 社会福祉協議会
実施計画	敬老センターロビー等にてサロンを第2・4火曜日に交流の場として開催。障害者サロン年間2回実施（うち1回は北拠点避難所で開催）。延べ15人。		
最終年度までの実施状況	敬老サロンについては、感染症対策に配慮しながら開催。		
担当課による評価	通常事業として開催することができ、交流の場をもつことができた。		
達成度	100%〔◎〕		

■ボランティアなどの生きがいづくり		担当課	敬老センター 社会福祉協議会
実施計画	ボランティア9団体登録。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	各ボランティア団体が主体となり活動している。ふれあいサロンの企画、運営や社会福祉協議会の事業とのコラボ等の取り組みを行うことができた。		
達成度	100%〔◎〕		

■安否確認、話し相手、情報の伝達関係		担当課	福祉課
実施計画	高齢者福祉事業の安否確認の結果などは、関係機関が出席するケア会議（月1回）にて情報共有する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	情報共有することで、支援が必要な人の把握だけでなく、連携して支援ができた。		
達成度	100%〔◎〕		

2 - 3 自殺未遂者や自死遺族等への支援

■自殺未遂者や自死遺族等への支援に関するリーフレット等窓口設置		担当課	保健環境課
実施計画	死亡届が提出された際に自死遺族等への支援のリーフレットを配布する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	自死遺族等への支援の情報提供を行う体制が整っている。		
達成度	100%〔◎〕		

■広報、ホームページなどの必要な情報提供		担当課	保健環境課
実施計画	ホームページに自殺未遂者や自死遺族等への支援の情報を掲載する。新しい情報を更新する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	自死遺族等への支援の情報提供を行う体制が整っている。		
達成度	100%〔◎〕		

基本施策3 自殺対策に係る人材の養成

■職員、飛鳥学園を対象とした研修		担当課	保健環境課
実施計画	学校関係者への研修を実施する。		
最終年度までの実施状況	学園生徒、一部の教員、保護者へ実施。		
担当課による評価	自殺支援計画を理解し、ゲートキーパーの知識を持つことができた。		
達成度	100%〔◎〕		
■スポーツ推進委員や食生活改善推進員等を対象とした研修		担当課	保健環境課
実施計画	食生活改善推進員への実践編を実施する。		
最終年度までの実施状況	民生委員や食生活改善推進員へ実践編を実施。		
担当課による評価	引き続き、住民へ広くゲートキーパー研修を実施する必要がある。		
達成度	100%〔◎〕		
■企業を対象とした健康講話		担当課	保健環境課
実施計画	村内事業所に対するこころの健康講話を実施する。		
最終年度までの実施状況	要望がなく未実施。		
担当課による評価	引き続き、村内事業所に対するこころの健康講話は継続して実施していく必要がある。		
達成度	0%〔×〕		
■こころの健康に関する情報提供		担当課	保健環境課
実施計画	他委員や住民に対してゲートキーパー研修を実施する。		
最終年度までの実施状況	住民に対してゲートキーパー研修を2回実施。		
担当課による評価	住民に広くゲートキーパー研修をしていけると良い。		
達成度	100%〔◎〕		

② 重点施策の実施状況と評価

重点施策1 子ども、若者のこころの健康づくりの推進

■義務教育学校の生徒を対象としたこころの健康づくり		担当課	保健環境課
実施計画	飛島学園生徒に対し、SOSの出し方・相談先の周知のための啓発グッズを配布。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	相談先の周知は継続的に行うことで、定着してきている。		
達成度	◎		
■子ども、若者の居場所づくり		担当課	児童館 教育課
実施計画	適応指導教室にて不登校等の問題を抱えた生徒の居場所を作り生活、学習面で悩みのある生徒の相談を行う。様々な事業展開をし、学童期の居場所を提供していく。 また、新規来館に繋げていけるよう事業を検討する。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。コロナ禍であっても、来館や事業の人数制限を設けながら事業を実施し児童の交流を図ったり、居場所を提供した。		
担当課による評価	子どもたちの居場所を提供することで、子どもたちの孤立化を防ぐことができた。学童期の居場所の提供はできていた。後期課程生徒の来館も増加している。		
達成度	○		
■親子教室等を実施し、交流の場を設ける		担当課	保健環境課
実施計画	パパママ教室年3回実施 すくすく教室年4回実施		
最終年度までの実施状況	パパママ教室を実施。日程の合わない参加希望者に個別対応して交流の場につなげた。子育て支援センターにて食育を目的としたすくすく教室を2回実施。食生活改善推進員も参加し、地域住民との交流の場を設けた。		
担当課による評価	個別対応で実施したことで、妊婦のニーズへの対応ができた。今後も、事業日程にとらわれない対応方法を検討していきたい。		
達成度	◎		
■子育て支援連携会議による情報共有と連携強化		担当課	保健環境課
実施計画	月1回実施		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	関係機関と要支援家庭の情報共有し、支援の方向性の統一が図れている。		
達成度	◎		

■スクールカウンセラー、心理職による相談体制の強化		担当課	教育課 保健環境課
実施計画	教育課内に公認心理師を任用することに加え、村独自のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、就学支援コーディネーターを配置し、相談体制を維持する。		
最終年度までの実施状況	教育課内に臨床発達心理士を任用することに加え、村独自のスクールカウンセラーを配置し、相談体制を強化している。		
担当課による評価	特別支援コーディネーターや教頭に内容を共有することで、早期に保護者・生徒のサポートを行うことができた。		
達成度	◎		

重点施策2 勤務者、経営者のこころの健康づくりの推進

■勤務者、経営者の居場所づくり		担当課	保健環境課 生涯教育課
実施計画	企業の要望により、出前講座を実施予定。 広報差し込み予定（9月、3月）。		
最終年度までの実施状況	出前講座実施。広報の差し込みにて自殺予防のチラシを企業にも配布した。		
担当課による評価	企業へ情報提供およびアプローチする機会が少ない。		
達成度	○		

■こころの健康づくりに関する情報提供		担当課	保健環境課
実施計画	年4回実施 広報差し込み（9月、3月） 事業での周知		
最終年度までの実施状況	年3回実施、健康診査の案内通知に同封したチラシに24時間電話相談窓口を印字、および広報へ差し込み（9月、3月）を実施した。		
担当課による評価	24時間電話相談の夜間利用もあり、相談窓口が定着してきている。		
達成度	◎		

■生きがいつくり支援事業		担当課	生涯教育課
実施計画	年間を通して公民館や体育館等の施設で、様々な講座を実施。 夏まつり（8月）、村民体育祭（10月）、スポーツフェスティバル（3月）の実施。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。ふるさとフェスタ（11月）、スポーツフェスティバル（3月）を実施した。		
担当課による評価	すべての事業を実施することができた。		
達成度	◎		

■施設利用や公民館活動等により、余暇を楽しむ体制整備		担当課	保健環境課 生涯教育課
実施計画	年間を通して公民館や体育館等の施設で、様々な講座を実施。 夏まつり（8月）、村民体育祭（10月）、ふるさとフェスタ（11月）、 スポーツフェスティバル（3月）の実施。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。ふるさとフェスタ（11月）、スポーツフェスティバル（3月）を実施した。		
担当課による評価	すべての事業を実施することができた。		
達成度	◎		

■相談体制の強化		担当課	保健環境課
実施計画	ホームページおよび村作成カレンダーへの相談窓口の掲載、24時間電話相談の啓発グッズの配布、ホームページに自己ストレスチェック（こころの体温計）を掲載し、相談窓口の周知。		
最終年度までの実施状況	計画どおり実施。		
担当課による評価	こころの相談窓口への情報提供の体制が整った。		
達成度	◎		

8 令和6年度実施のアンケート調査の結果

(1) 調査の概要

本調査は、住民の皆様への「地域福祉」に対する考え方や意見を把握し、飛島村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するための基礎資料とするため実施しました。

○調査対象者：令和6年6月1日現在、18歳以上の住民1,400人を無作為抽出

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：令和6年6月14日（金）～6月28日（金）

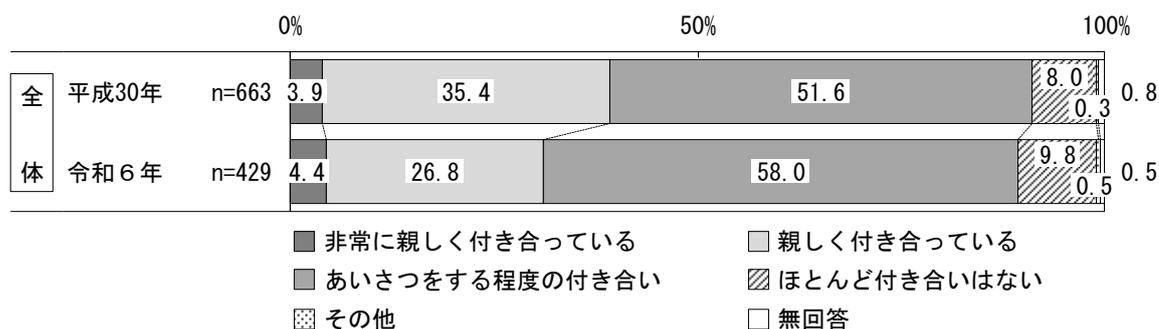
○回収結果

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,400	431	429	30.6%

(2) 近所づきあいの程度

普段、近所の人とどの程度関わりがあるかたずねたところ、「あいさつをする程度の付き合い」が58.0%と最も高く、次いで「親しく付き合っている」が26.8%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、「親しく付き合っている」が低下し、「あいさつをする程度の付き合い」および「ほとんど付き合いはない」が上昇しています。

図表31 近所づきあいの程度

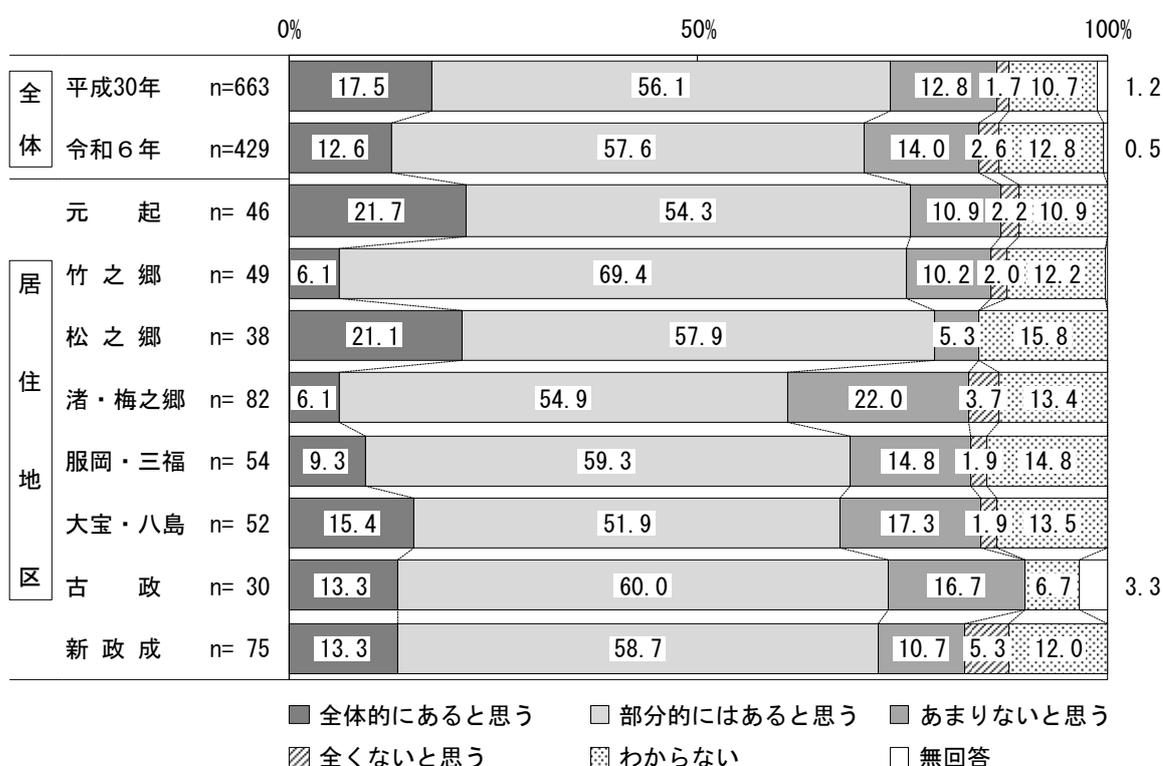


(3) 居住地区に助けあう気風があると思うか

居住地区には困っている場合に助けあう気風があると思うかたずねたところ、「部分的にはあると思う」が57.6%と最も高く、「全体的にあると思う」(12.6%)との合計〈あると思う〉は70.2%を占めています。「あまりないと思う」(14.0%)と「全くないと思う」(2.6%)の合計〈ないと思う〉は16.6%です。平成30年の調査に比べ、〈ないと思う〉が2.1ポイント上昇しています。

居住地区別にみると、〈あると思う〉は松之郷が、〈ないと思う〉は渚・梅之郷が最も高くなっています。

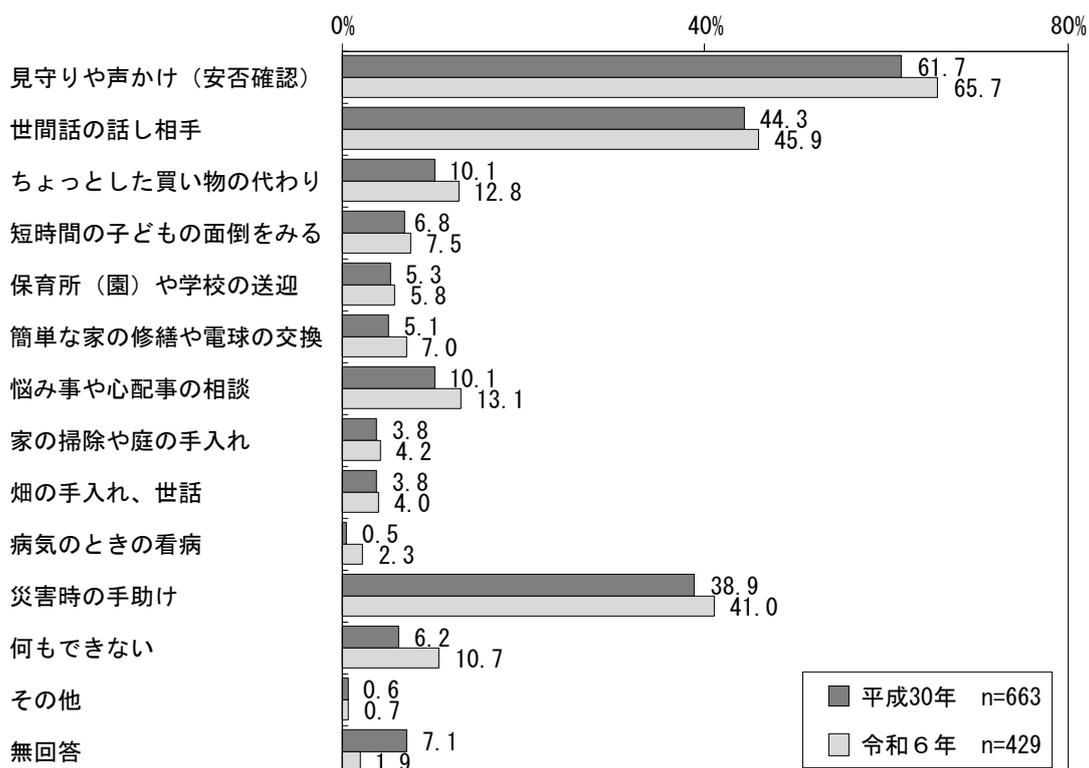
図表32 居住地区に助けあう気風があると思うか



(4) 地域の住民同士の「助け合い」としてできること

「普段の地域の住民同士の「助け合い」として、あなたは何ができてと思いますか」という設問については、「見守りや声かけ（安否確認）」が65.7%と最も高く、次いで「世間話の話し相手」が45.9%、「災害時の手助け」が41.0%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、具体的な項目すべてで上昇している一方、「何もできない」も4.5ポイント上昇しています。

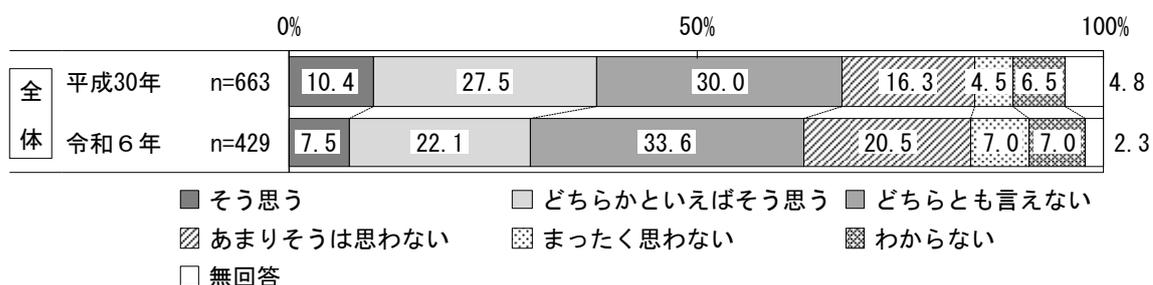
図表33 地域の住民同士の「助け合い」としてできること（3つまで）



(5) 高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などにとって住みやすい村か

「そう思う」（7.5%）と「どちらかといえばそう思う」（22.1%）の合計〈思う〉は29.6%、「あまりそうは思わない」（20.5%）と「まったく思わない」（7.0%）の合計〈思わない〉は27.5%です。平成30年の調査に比べ、〈思わない〉が6.7ポイント上昇しています。

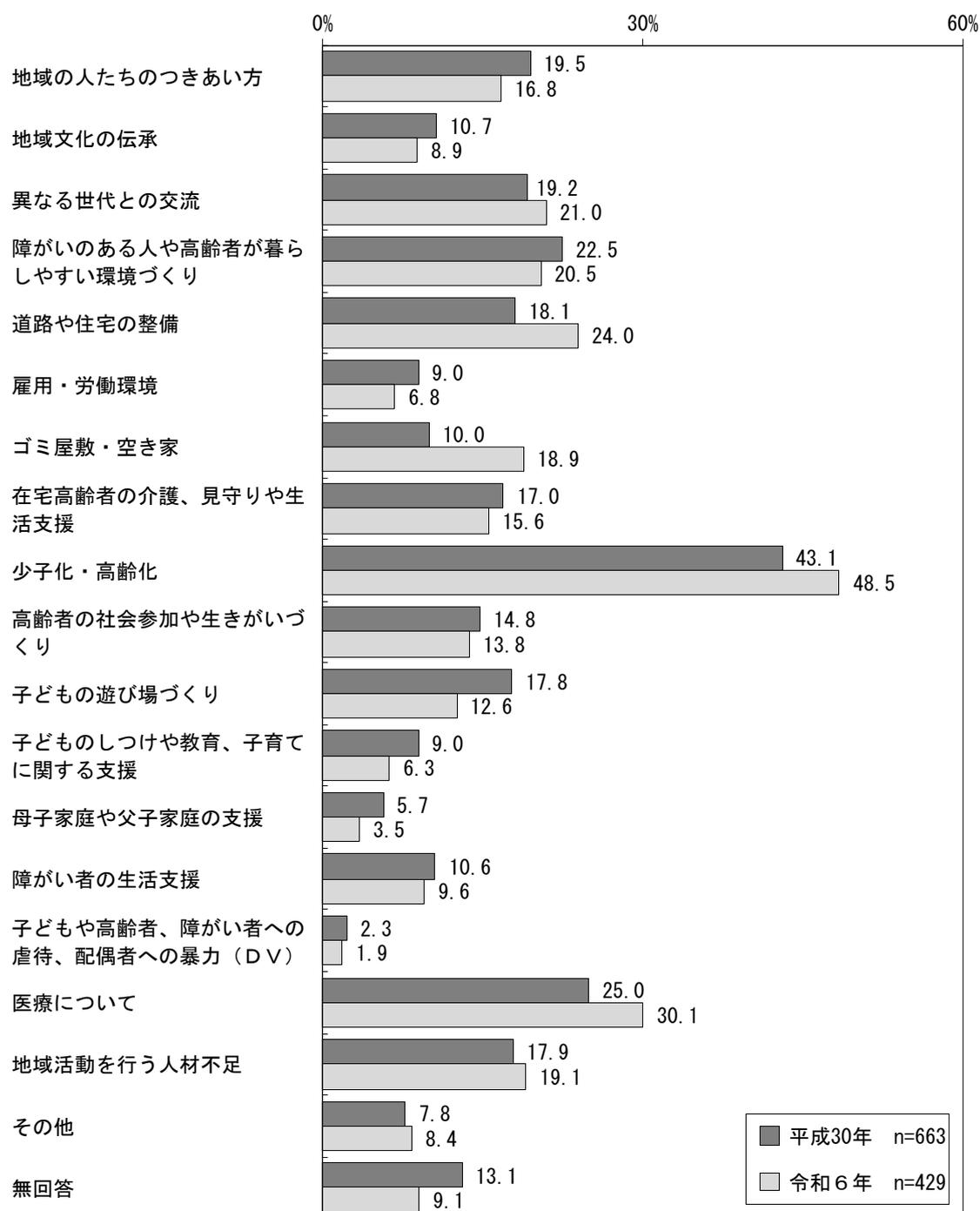
図表34 高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などにとって住みやすい村か



(6) 地域の課題や問題

住んでいる地域にどのような課題や問題があると感じているかたずねたところ、「少子化・高齢化」が48.5%と最も高く、次いで、「医療について」が30.1%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、「ゴミ屋敷・空き屋」、「道路や住宅の整備」、「少子化・高齢化」および「医療について」が5ポイント以上上昇しています。

図表35 地域の課題や問題（複数回答）



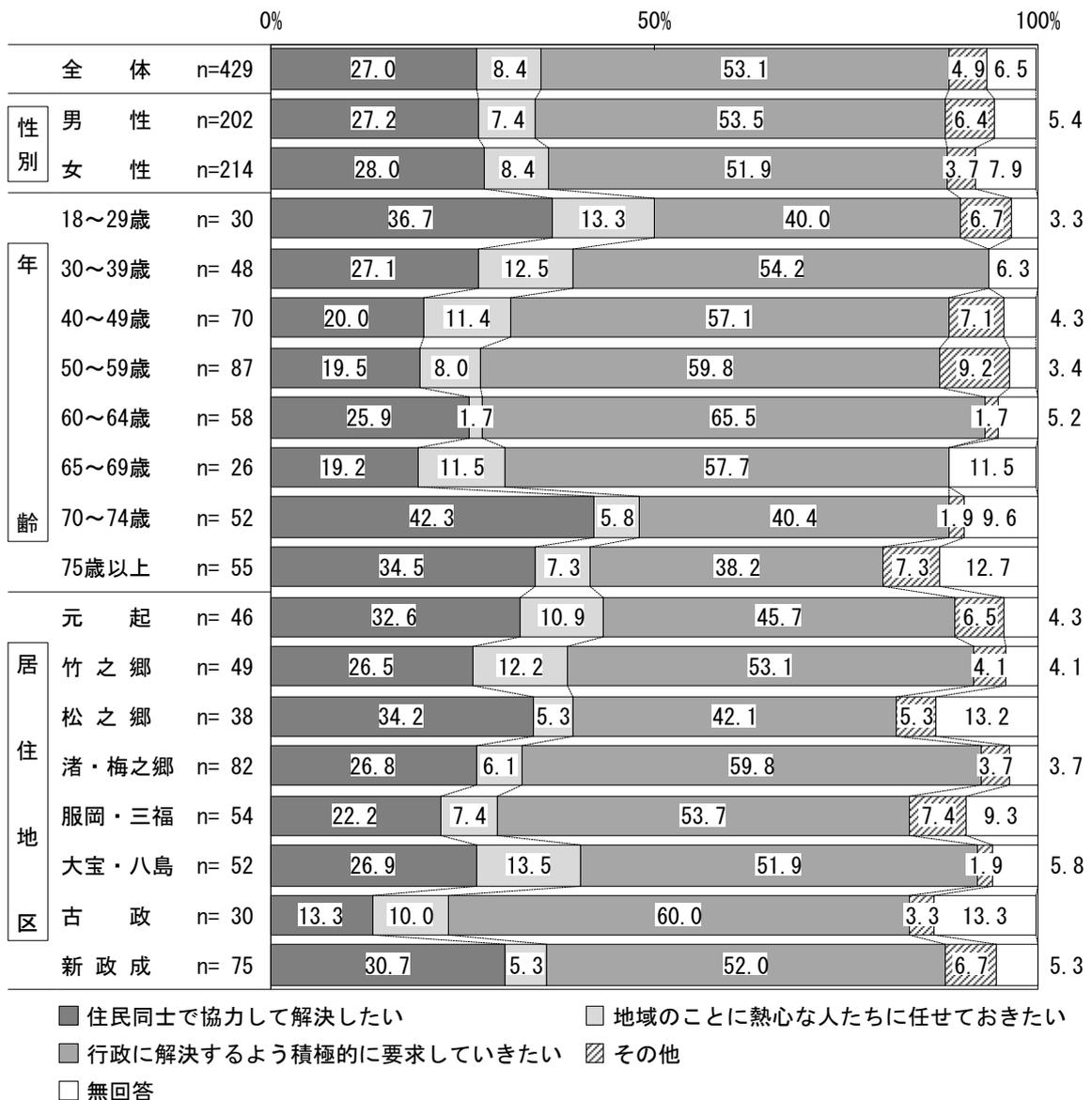
(7) 地域の問題の解決方法

住んでいる地域で問題や困りごとが生じた場合、どのような方法で解決するのがよいと思うかたずねたところ、「行政に解決するよう積極的に要求していきたい」が53.1%と最も高く、次いで「住民同士で協力して解決したい」が27.0%、「地域のことに熱心な人たちに任せておきたい」が8.4%の順となっています。

年齢別にみると、年齢が上がるにしたがい「行政に解決するよう積極的に要求していきたい」が上昇しますが、60～64歳をピークにその後は低下します。

居住地区別にみると、松之郷は「住民同士で協力して解決したい」が、渚・梅之郷および古政は「行政に解決するよう積極的に要求していきたい」が他の地区に比べて高くなっています。

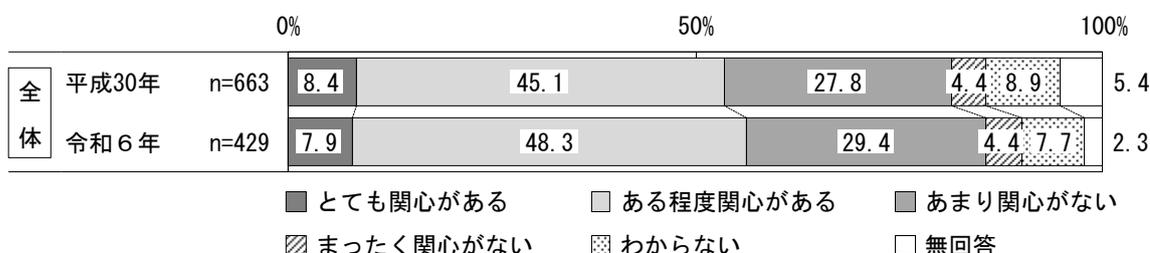
図表36 地域の問題の解決方法



(8) 福祉に関心があるか

福祉に関心があるかたずねたところ、「ある程度関心がある」が48.3%と最も高く、「とても関心がある」(7.9%) との合計〈関心がある〉は56.2%となっています。平成30年の調査に比べ、〈関心がある〉が2.7ポイント上昇しています。

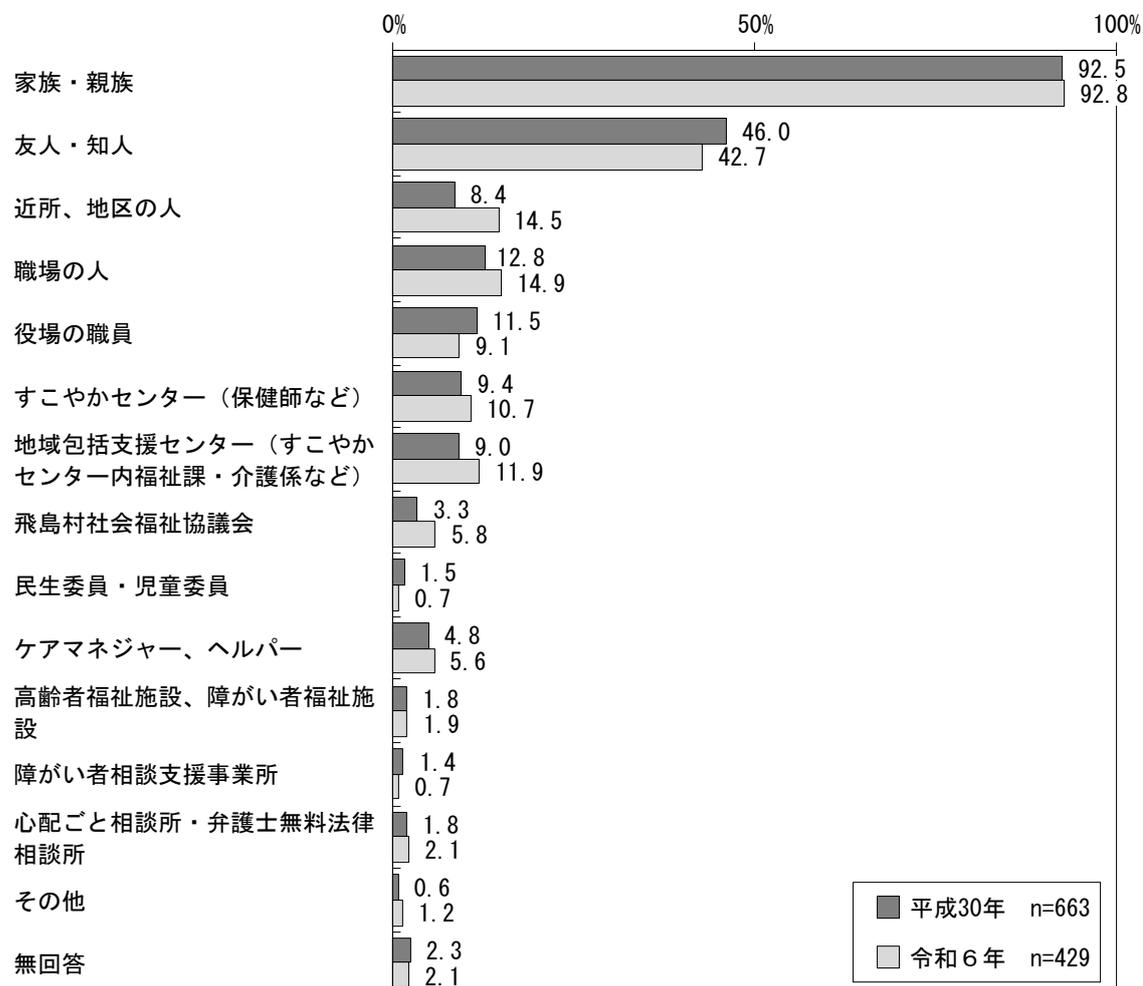
図表37 福祉に関心があるか



(9) 相談相手

生活上の問題が起きたときや手助けが必要になった時に誰に相談しているかたずねたところ、「家族・親族」が92.8%と突出して高く、次いで「友人・知人」が42.7%、「職場の人」が14.9%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、「近所、地区の人」が6.1ポイント上昇しています。

図表38 相談相手（複数回答）

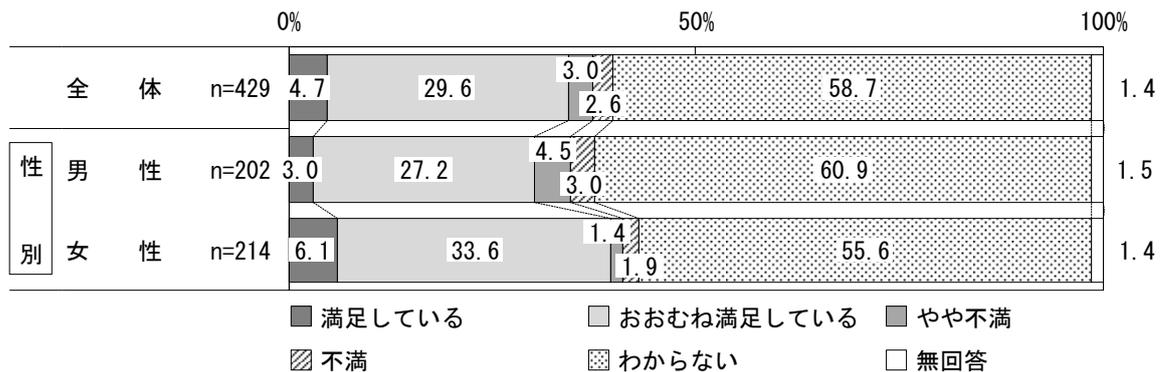


(10) 現在の相談支援体制の満足度

村の窓口（役場やすこやかセンター）や飛島村社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員など現在の相談支援体制に満足しているかたずねたところ、「わからない」が58.7%を占めています。「おおむね満足している」(29.6%)と「満足している」(4.7%)の合計〈満足〉は34.3%です。

性別にみると、女性は男性に比べ〈満足〉が9.5ポイント高くなっています。

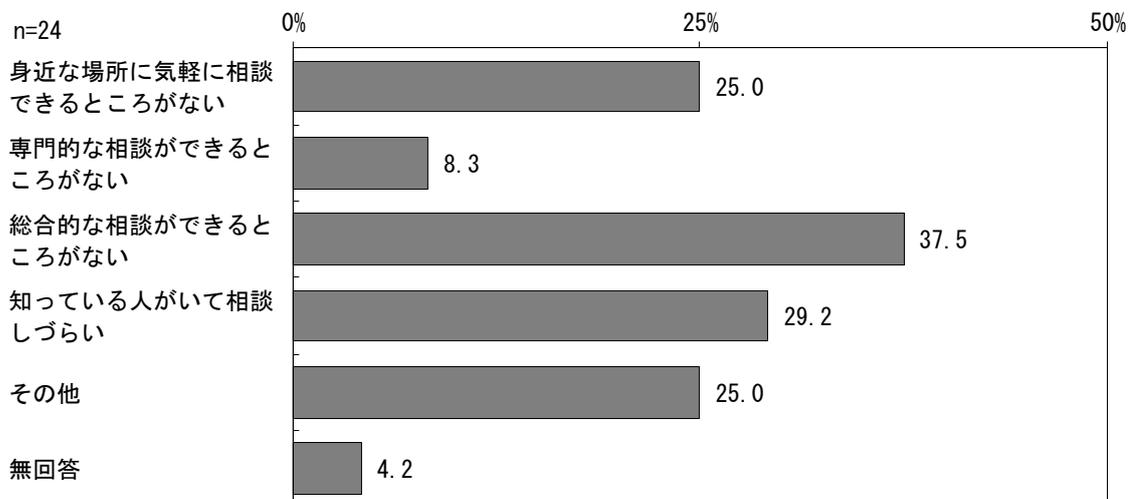
図表39 現在の相談支援体制の満足度



(11) 現在の相談窓口に不満がある理由

前項で「やや不満」または「不満」と回答した人にその理由をたずねたところ、「総合的な相談ができるところがない」が37.5%と最も高く、次いで「知っている人がいて相談しづらい」が29.2%、「身近な場所に気軽に相談できるところがない」および「その他」が25.0%などの順となっています。

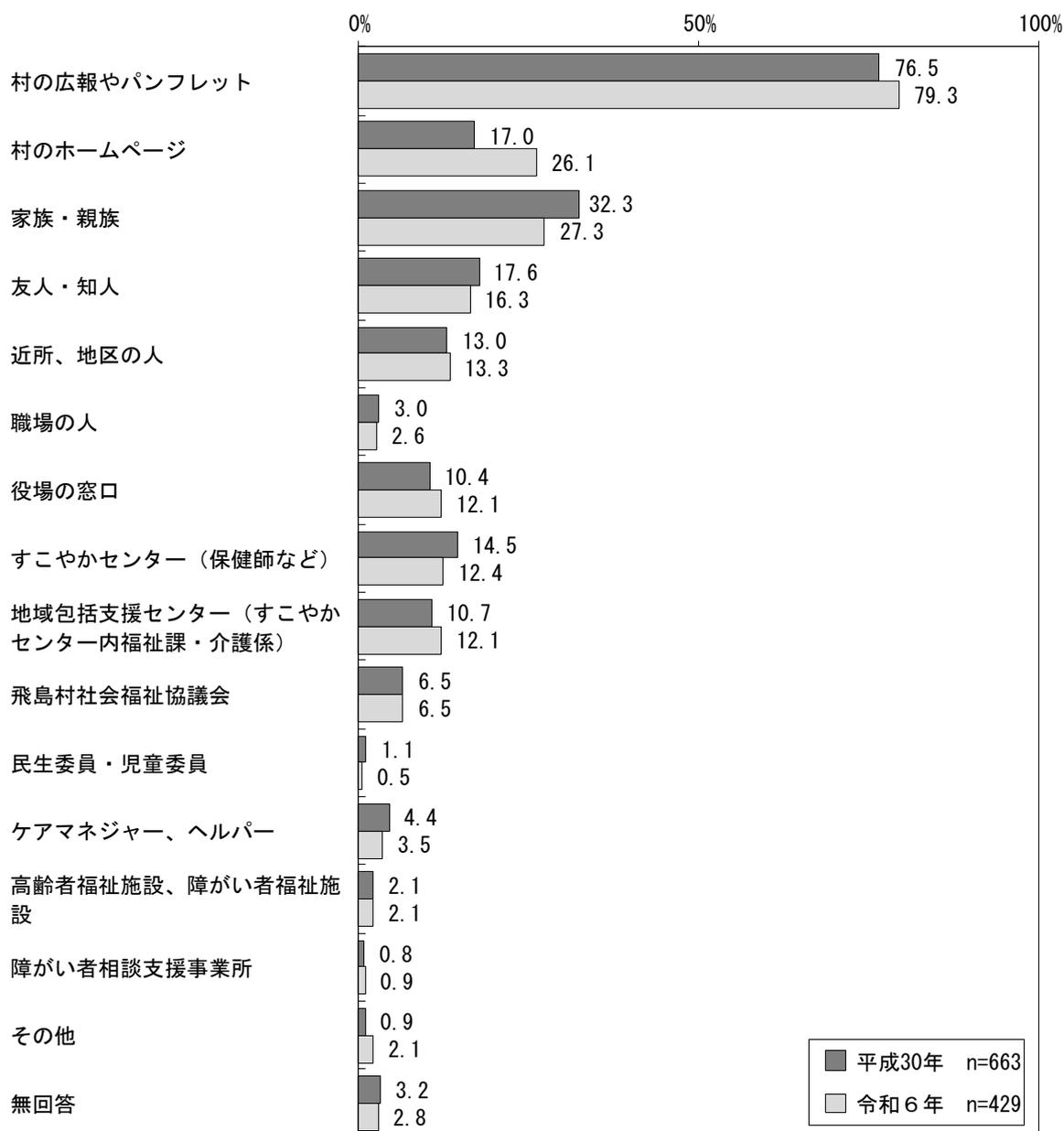
図表40 現在の相談窓口に不満がある理由（複数回答）



(12) 福祉に関する情報の入手方法

村の福祉に関する情報をどこから入手しているかたずねたところ、「村の広報やパンフレット」が79.3%と突出して高く、次いで「家族・親族」が27.3%、「村のホームページ」が26.1%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、「村のホームページ」が9.1ポイント上昇しています。

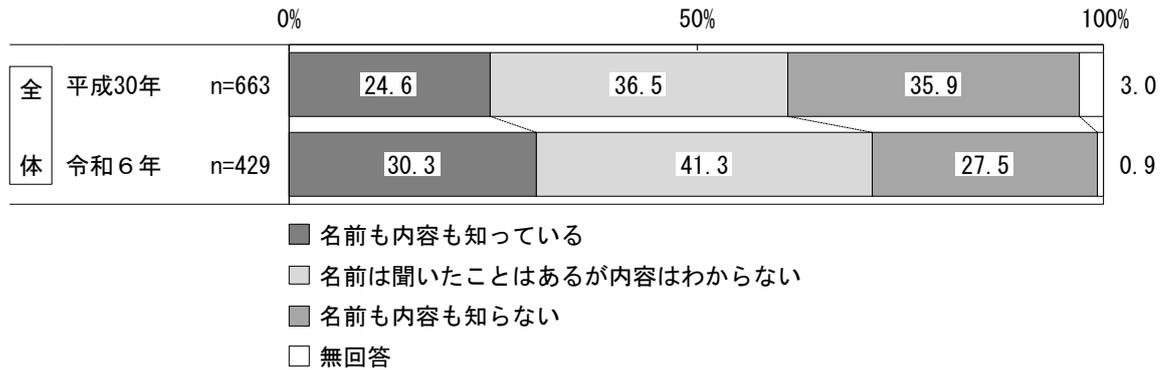
図表41 福祉に関する情報の入手方法（複数回答）



(13) 成年後見制度の認知度

成年後見制度を知っているかたずねたところ、「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が41.3%と最も高く、「名前も内容も知っている」(30.3%) との合計〈知っている〉は71.6%です。平成30年の調査に比べ、〈知っている〉が10.5ポイント上昇しています。

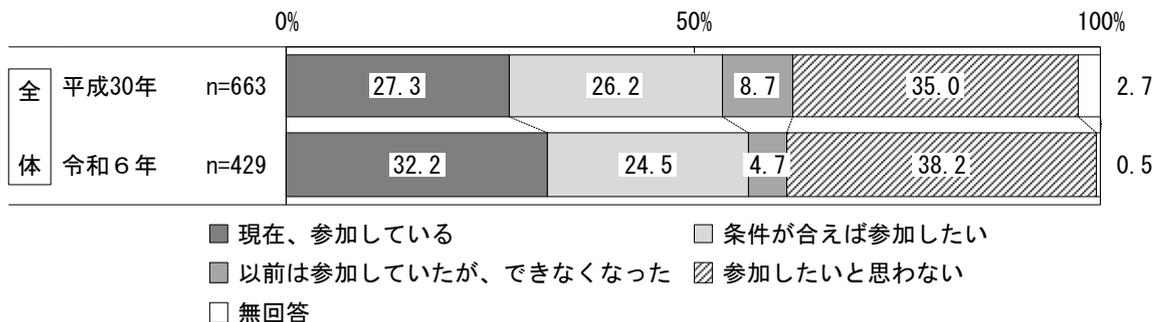
図表42 成年後見制度の認知度



(14) 地域活動やボランティア活動への参加状況

地域活動やボランティア活動に参加しているかたずねたところ、「参加したいと思わない」が38.2%と最も高くなっています。「現在、参加している」(32.2%) と「条件が合えば参加したい」(24.5%) の合計〈参加意向あり〉は56.7%です。平成30年の調査に比べ、「現在、参加している」が4.9ポイント上昇した一方、「参加したいと思わない」も3.2ポイント上昇しています。

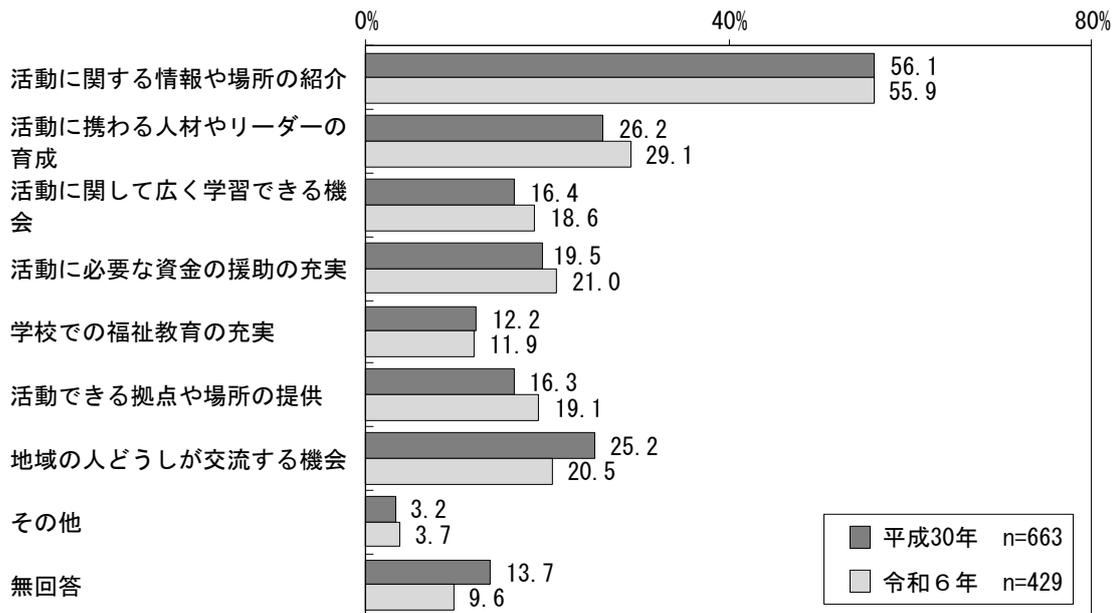
図表43 地域活動やボランティア活動への参加状況



(15) 地域の助け合いや福祉活動の輪を広げるために必要なこと

地域の助け合いや福祉活動、ボランティア活動の輪を広げていくためにはどのようなことが必要だと思うかたずねたところ、「活動に関する情報や場所の紹介」が55.9%と最も高く、次いで「活動に携わる人材やリーダーの育成」が29.1%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、「活動に携わる人材やリーダーの育成」および「活動できる拠点や場所の提供」が3ポイント程度上昇しています。

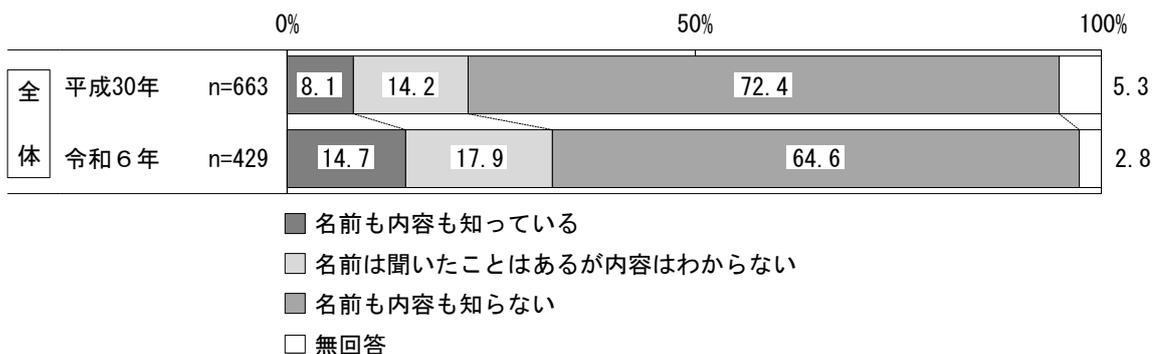
図表44 地域の助け合いや福祉活動の輪を広げるために必要なこと（3つまで）



(16) 避難行動要支援者名簿の認知度

避難行動要支援者名簿を知っているかたずねたところ、「名前も内容も知らない」が64.6%と最も高く、「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」（17.9%）と「名前も内容も知っている」（14.7%）の合計〈知っている〉は32.6%です。平成30年の調査に比べ、〈知っている〉が10.3ポイント上昇しています。

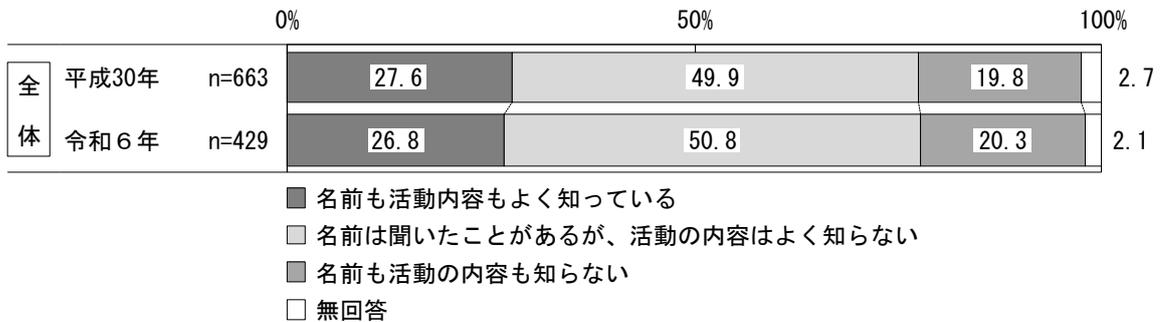
図表45 避難行動要支援者名簿の認知度



(17) 飛島村社会福祉協議会の認知度

飛島村社会福祉協議会を知っているかたずねたところ、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が50.8%と最も高く、「名前も活動内容もよく知っている」(26.8%) との合計〈知っている〉は77.6%です。

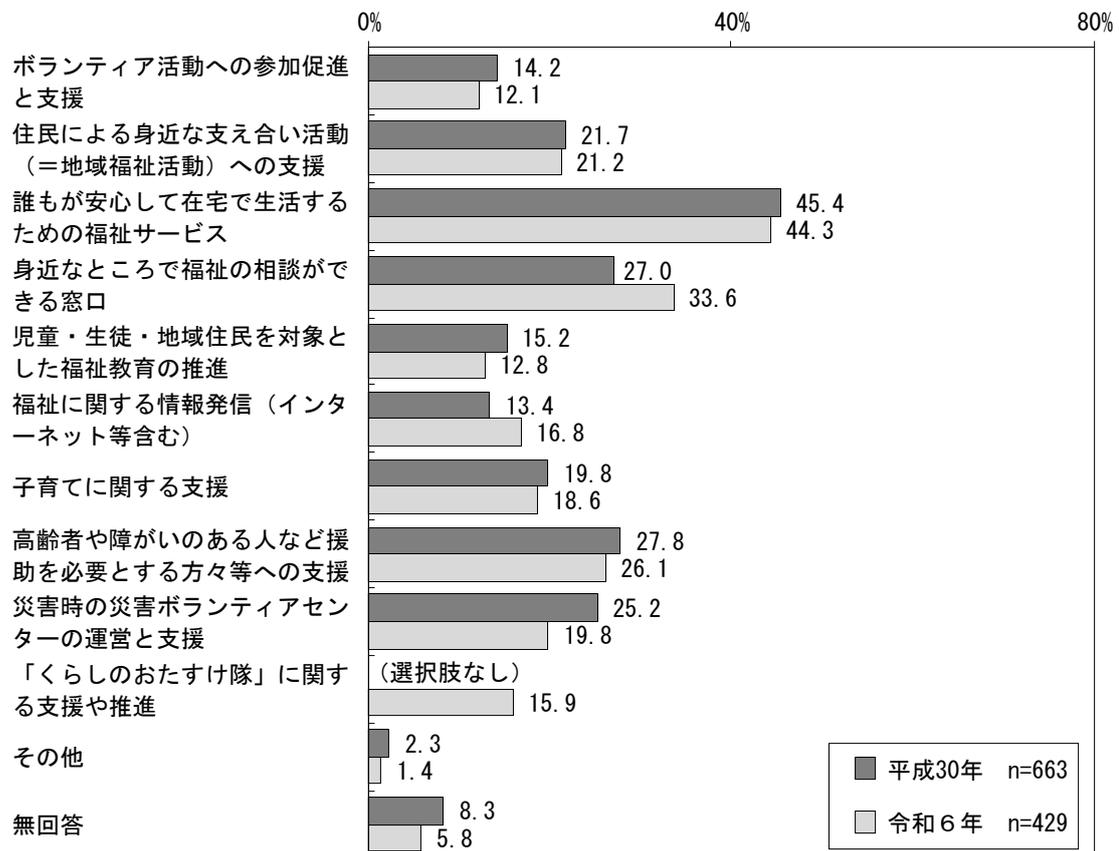
図表46 飛島村社会福祉協議会の認知度



(18) 飛島村社会福祉協議会の活動で充実してほしいこと

飛島村社会福祉協議会が行う活動や支援として今後充実してほしいことをたずねたところ、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が44.3%と最も高くなっています。平成30年の調査に比べ、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」が6.6ポイント上昇しています。

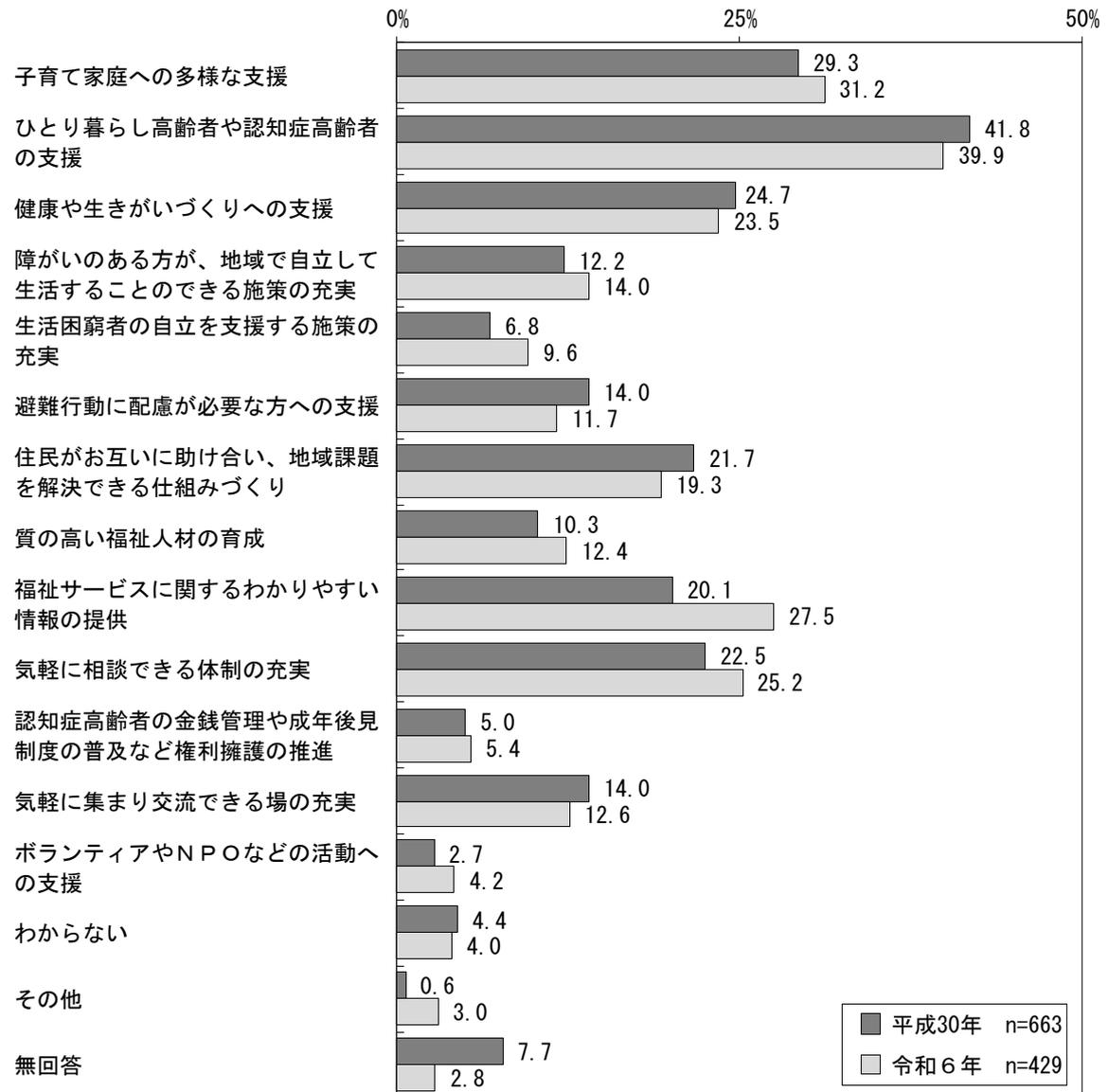
図表47 飛島村社会福祉協議会の活動で充実してほしいこと（3つまで）



(19) 飛島村の地域福祉で重点にすべきこと

これからの飛島村の地域福祉は何を重点にすべきと思うかたずねたところ、「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の支援」が39.9%と最も高く、次いで「子育て家庭への多様な支援」が31.2%などの順となっています。平成30年の調査に比べ、「福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供」が7.4ポイント上昇しています。

図表48 飛島村の地域福祉で重点にすべきこと（3つまで）



9 令和5年度実施のニーズ調査の結果

(1) フォーカスグループインタビュー

① 調査概要

調査期間	令和5年7月13日（木）～20日（木）			
調査方法	フォーカスグループインタビュー法により調査を実施し、1時間のインタビューを対象者に事前に承諾を得た上でICレコーダーにて記録、内容分析を行いました。			
調査対象者	有識者（医師、歯科医師、薬剤師、グループホーム管理者、柔道整復師、等）	6人	飛島学園前期課程	5人
	村議会議員	9人	村職員（2グループ）	15人
	食生活改善推進員	7人	人権擁護委員・保護司	7人
	スポーツ推進委員	6人	サロンボランティア（2グループ）	14人
	子育て支援センター利用者	7人	介護保険サービス事業所等（専門職）	9人
	民生委員・児童委員	10人	元気高齢者	6人
	暮らしのおたすけ隊	6人	シルバーフィットネス利用者	6人
	社会福祉協議会に関わるボランティア代表	4人	集団運動教室利用者	9人
	老人クラブ	9人	巡回バス利用者	5人
	シルバー人材センター会員	5人	ヴィラとびしま職員	2人
	社会福祉協議会職員	5人	心身障害児（者）保護者会の会員	3人
	とびサポネットのメンバー	11人	身体障害者福祉協議会の会員	3人
飛島学園後期課程	6人	障がい支援者	6人	

② 調査結果

グループ	分析項目	抽出アイテム	
有識者:医師、 歯科医師、薬 剤師、等	飛島村の現行 課題	働き世代や若者向けの支援や施策の拡充	
		子どもや孫の世代まで住み続けられる住宅整備	
		健康づくりと子育て世代の定住に関する情報ネット ワークの拡充	
		移動手段の整備	
	住民の健康増 進に向けた支 援の強化	認知症患者や独居者など、個別性を意識した支援 体制の強化	
		個別性に合わせた家庭訪問事業の強化	
		若年層世代からの健康管理支援の強化	
		健康自己管理促進に向けた注意喚起	
		相談しやすい体制づくり	
		歯科定期検診のさらなる普及	
		住民が一丸となって気軽に参加できるイベントの 開催	
	村議会議員	飛島村の現行 課題	高齢者向けの安心安全な環境整備
			個別性に合わせた介護福祉施策の強化と福祉施設 の拡充
具体的な健康自己管理システムの確立			
村に人を呼び込むビジネスや施設の拡充			
住環境と工業地域の区画整理			
移動手段の整備			
食生活改善推 進員	今後の活動計 画	対象の個別性に合わせた活動展開	
		食生活改善推進員としての啓発活動の強化	
		学校と連携した食育に関連するイベントの実施	
		健康増進に向けた高齢者と他世代との交流の強化	
		10周年記念イベントの開催	
スポーツ推進 委員	住民の健康増 進に向けた支 援計画	大勢で取り組む健康増進イベントの開催	
		オリジナル体操に楽しく参加し、健康増進するた めの工夫	
子育て支援セ ンター利用者	託児サービ スの拡充	子どもを預けたいときに預けることができる保育 サービスの整備	
		預けることができる子どもの年齢の引き下げ	

グループ	分析項目	抽出アイテム
民生委員・児童委員	飛島村の現行課題	情報ネットワークの強化
		若者世代の定住推進
		移動手段の整備
くらしのおたすけ隊	活動の質強化	活動に関する情報共有の場の確保
	活動周知のための工夫	利用者を募る情報ネットワークの拡充
		人目を気にせず利用できる仕組みづくり
社会福祉協議会に関わるボランティア代表	継続に向けた取り組み	横のつながりの充実
		活動参加者を募る情報ネットワーク体制の強化
		より参加しやすい活動時間の見直し
老人クラブ	継続に向けた魅力づくり	若手の人が入会しやすい魅力づくり
		参加による利点の充実
		仲間意識の向上
シルバー人材センター会員	活動継続に向けた項目	気軽に話ができる仲間の存在
		上下関係のない対等な環境
		無理をせず適度な作業量
		健康管理
社会福祉協議会	社会的ネットワークの充実	人と人のつながりの拡充
		誰もが気軽に集える居場所づくり
		空いている資源（田畑、家）の交流場所としての活用
	飛島村の現行課題	観光施設の認知度の向上
		利用しやすい福祉サービスに向けた整備
		働き世代への支援拡充
		移動手段の整備
とびサポネットのメンバー	社会的ネットワークの充実	誰もが気軽に集える居場所づくり
		転入者が暮らしやすい村づくり
	メンバー独自の活動計画	自分の強みを活かせる活動計画
		多世代に向けたメンバー主催の福祉講座の開催
		対象者の個別性を意識した支援体制づくり

グループ	分析項目	抽出アイテム
後期課程	飛島村の広報力の拡充	SNSを活用した情報ネットワークの拡充
		飛島学園主催の交流イベント（スポーツ等）の開催
前期課程	支え合いの気持ちを深める	相手への関心を深める
		支え合う気持ちを深める
村職員①	まちおこし	人口増加に向けた住宅整備の拡充
		飛島の特産品をつくる
		飛島にある企業との連携
		移動手段の整備
		1日中過ごせる温泉施設とレジャー施設
		カフェ、散歩コース、屋内の遊具、サウナなどを取り入れた巨大施設の新設
村職員②	まちおこし	工業地帯、田園地帯交互イベントの開催
		商業、観光施設の整備
		高齢者世代雇用の創出
		移動手段の整備
		レジャー施設の新設
	職員のウェルビーイング向上	職員のウェルビーイング向上
人権擁護委員・保護司	住みよい飛島村へのアイデア	誰もが強みを発揮できる場所やイベントの整備開催
		若者の交流の場をつくる
サロンボランティア①	活動参加者の確保	社会福祉協議会との連携
		活動の周知のための情報ネットワークの強化
		移動手段の確保
サロンボランティア②	活動しやすい環境整備	活動の周知のための情報ネットワークの強化
		活動時間の調整
		活動内容の拡充
介護保険サービス事業所等	独自の活動	多世代交流イベントや場所の整備
		義務教育学校の生徒を対象にした障害福祉に関する知識の拡充

グループ	分析項目	抽出アイテム
元気高齢者	必要な支援	健康に関する科学的根拠に基づく情報発信
		情報発信媒体の整備
		尊厳のある生活を送るためのトータルケア支援の強化
シルバーフィットネス利用者	移動手段の整備	免許返納後の移動手段の整備
集団運動教室利用者	健康情報発信	健康情報発信
巡回バス利用者	他者との交流	健康であるための他者との交流
ヴィラとびしま職員	勤務体制の整備	専門職の人員確保
		多くの人に福祉の体験をしてほしい
		育休や介護休暇を取得する従業員への支援
		業務の効率化や配慮
	地域交流の活性化	すべての世代が楽しいと感じる交流活動
		コミュニティや保育園などのイベントで利用者との交流を図る
心身障害児(者)保護者会の会員	障がいがある者が住みやすい生活環境の整備	障がい者の強みが発揮できる就労機会の提供
		利用できる支援機関についての情報提供
		急な災害発生時の対応、備え
		障がい児が楽しめる環境づくり
		支援機関への資金提供
		地域全体で障がい児を見守り育む視点
	障がいについて知る機会	村の子どもたちが障がい者と触れ合う体験をすること
		地域の活動やイベントに積極的に参加し、障がいについて学ぶ機会を増やす
身体障害者福祉協議会の会員	障がいがある者が住みやすい生活環境の整備	高齢者や障がい者が積極的に自ら支援を求められる環境づくり
		地域社会全体が障がい者の支援に取り組む
		障がい者が外出できる機会の提供
		気軽に話ができる仲間の存在

グループ	分析項目	抽出アイテム
身体障害者福祉協議会の会員	障がいがある者が住みやすい生活環境の整備	同じ悩みを共有できる友人との交流の機会
		ICTの活用
		障がい者への偏見の克服
		移動手段の確保
障がい支援者	障がいがある者が住みやすい生活環境の整備	障がい者やその家族が必要なサービスにアクセスできる環境づくり
		障がい者自身の権利についての普及啓発活動
		子どもへの障がい理解を促す教育
		障がいの有無にかかわらず、すべての住民がともに生活できる環境づくりと住民への意識づけ
		障がい者の声やその家族の声を受け入れる仕組みづくり
		専門職の充実（福祉職、CSW等）
		コミュニティのつながりや協力体制、住民の互助精神を育むこと
		関係機関の連携の強化
		移動手段の充実
障がい者とその家族の積極的な社会参加		
障がい者同士が地域で支え合える場所をつくる		
幼少期から地域社会と関われる環境づくり		

(2) 訪問調査

① 調査概要

調査期間	令和5年7月13日（木）～20日（木）			
調査方法	半構造化面接法により調査を実施し、1時間のインタビューを対象者に事前に承諾を得た上で調査票に記録、内容分析を行いました。			
調査対象者	担当課職員	3人	トビリハシステム支援者	5人
	有識者（ヴィラとびしま職員、歯科医師）	2人	独居・高齢者	6人
	生活保護・生活困窮者	2人	やすらぎの里職員	3人
	転入者	4人	ヴィラとびしま入所者	2人
	商工会メンバー	4人	グループホームとびしま職員	3人
	外国人（ヴィラとびしま・やすらぎの里職員）	3人	さくら作業所（作業生・家族を含む）	3人
	要支援・要介護認定者	18人	さくら作業所担当の社会福祉協議会職員	1人
	介護保険サービスと一般介護予防事業併用者	6人	就労系サービス利用者	3人
	介護保険卒業者	4人	一般就労者	2人
	元気高齢者	5人	放課後デイサービス利用者	4人
敬老運動実践室利用者	17人			

② 調査結果

グループ	分析項目	抽出アイテム	
担当課職員	交流の場の整備	母親同士の情報交換の場の整備	
		乳幼児対象イベントの開催	
		転入者が地域の人と関わりやすい環境整備	
	健康意識のきっかけ	健康意識のきっかけづくり	
有識者	健康意識増進計画	口の健康に関する講習会の実施	
		仲間と取り組む健康イベント	
		歯科健診の開催場所の整備	
		社保、国保、全体的な情報や健診結果の把握	
生活保護・生活困窮者	サービス利用のための支援計画	窓口業務の代行	
		各種手続きをするための移動手段	
		移動に伴う経済的補助	
転入者	ネットワークの充実	民生委員や支援など情報の周知	
		転入者の交流イベントの開催	
		独居高齢者に対するイベントの開催	
	まちおこし	気軽に子どもが預けられる環境整備	
		若い世代の移住やUターンに向けた住宅整備	
		混雑や騒音防止に向けた道路整備	
		港や土地を利用した観光地開発	
		飲食店の誘致	
	商工会	まちおこし	すべての世代が共通して使える支援や施設の拡充
			住宅開発や商業施設誘致に向けた土地計画の再検討
混雑緩和に向けた道路整備			
村の魅力となる特産品や観光スポットの開発			
専門家による村の開発			
海部地区と連携した集客			

グループ	分析項目	抽出アイテム
外国人	情報ネットワークの拡充	外国人向け情報ネットワークの拡充
	交流	日本語や日本の文化、マナーを学ぶイベントの開催
		地域住民との交流イベントの開催
	まちおこし	歩道の整備
日用品が購入できる商業施設や飲食店の増設		
要支援・要介護認定者（認知症当事者含む）および介護者	要支援・要介護認定者と介護者が暮らしやすい環境	要支援・要介護認定者が利用しやすい設備の拡充
		病気と診断された場合、病気の理解、受容に向けた支援
		介護者同士のネットワークの確立
		要支援・要介護認定者が気軽に外出できる場所づくり
		住民を対象に介護全般に関する研修会の開催
		介護者が付き添うことができる男女共用トイレの増設
		認知症に関するサービスやイベント、患者家族の集いの場に関する情報共有
		災害時の避難ルートに関する情報共有
		避難所にスロープやエレベーターの設置
	タクシーの利用方法の周知	
交流	同じ病気を持つ者同士が交流できる機会の提供	
介護保険サービスと一般介護予防事業併用者	共有スペースの整備	運動実践室のスペース拡充とマシン増設
		運動実践室利用者で交流できる場所の確保
		浴室の清掃
交流	地域コミュニケーションの活発化	
介護保険卒業者	必要性	敬老センターの良さの周知
		買い物に行く際の移動手段の拡充
元気高齢者	村への要望	若い人との交流の場を作る
		人と交流できるようなきっかけ作り
		日中独居の人が過ごせるような居場所の継続
		男性も活躍できる環境づくり

グループ	分析項目	抽出アイテム
敬老センター 運動実践室利 用者	交流	多世代交流活動
		ボランティア活動の拡充
	健康管理	病院と敬老センターや地域の機関との連携の強化
		利用者数に合わせた運動実践室のスペースの確保
		脳のトレーニング
		若者の利用を考慮した利用時間設定
	その他	タクシーチケットの使い方についての情報共有
独居高齢者に対する安全確認の徹底		
トビリハシス テム支援者	利用者が利用 しやすい支援 のあり方	支援者同士の交流と連携の強化
		利用者の身体機能の評価
		敬老センター利用者の増加
		事前予約不要の移動支援
		シルバー人材やボランティアの充実
独居・高齢者 世帯	必要性	他者との交流の機会の増加
		家庭での役割を持つ
		グリーフケアの充実
やすらぎの里 職員	地域連携	ボランティアと介護職の役割分担を図る
		シーツ交換などのボランティアの復活
ヴィラとびし ま入所者	その他	入所者みんなで外出する機会
グループホー ムとびしま職 員	交流	他施設と交流する機会
		認知症カフェを利用した交流の機会を増やす
さくら作業所 作業生・家族 を含む	必要性	緊急時の相談場所や支援員の確保
		障がい者自立支援の強化
	まちおこし	日用品が購入できる商業施設の整備
		信号の整備

グループ	分析項目	抽出アイテム
さくら作業所 担当の社会福 祉協議会職員	必要性	障がい者への自立支援の強化と家族の理解
		移動支援の充実
	共通意識	職員同士の作業所のあり方に関する共通意識の必要性
	交流	祭りなど交流イベントの開催
就労系サービ ス利用者	必要性	障がい者の交流の場の確保
		柔軟な支援体制の強化
		SNSを使った緊急時の連絡手段の整備
		地域活動支援センターの利用時間の拡充
		グループホームの整備
	まちおこし	日用品が購入できる商業施設の整備
		駐車場等の道路の整備
一般就労者	必要性	障がいの程度に合わせた職業訓練
	まちおこし	自宅まで来てくれる送迎サービス
		日用品の移動販売
		移動手段の整備
放課後デイサ ービス利用者	必要性	福祉サービス施設の整備
		本人に合う作業所が見つかり、本人が楽しんで通う
		公共交通機関利用への訓練
		就労施設の増設
		自分の欲しい物は自分で買える等の自立支援
		移動手段の整備

(3) フォーカスグループインタビュー・訪問調査の総評

子どもから高齢者、慢性疾患や障がいがあるすべての人の健康管理や複数人での健康維持・向上対策、村での暮らしやすさにおける地域コミュニティの強化、そのための支援の拡充についての提案が多く語られました。健康管理では、行政の力を活用した健康診断やアプローチ、特に糖尿病予防の重要性が指摘され、健康意識の向上と住民相互の健康づくりが強調されていました。暮らしやすさでは、交通機関の改善、新たな娯楽施設の誘致、遊びやイベントの開催、特産品の創出などを求める声がありました。その他、情報や人的ネットワークの拡充について、情報収集や情報共有のあり方、村内外の地域とのつながりの必要性、さらに、ネットワークを活かした発信の提案まで、住民一体としたネットワークの必要性が語られました。

① 持続可能な村独自の魅力づくり

将来の世代が快適に住み続けられる環境を整えることが重要との意見がありました。子どもや高齢者の健康管理や暮らしやすさが強調され、地域コミュニティの強化や支援の拡充が提案されていました。情報発信やイベント企画、障がい者や高齢者への配慮、福祉サービスの充実や相談体制の強化が進められているとの意見があり、今後はさらに住民の満足度向上や地域の魅力向上を目指し、飛島学園や交通機関の改修、新たな娯楽の提供、特産品の創出を目指すことなどが注目されていました。

② 住民相互の健康づくり

行政の力を活用して健康診断やアプローチを広げることが必要で、特に糖尿病の人の食事管理や運動指導が重要という指摘がされていました。健康意識を高め、行政・地域社会・企業の連携で健康づくりを進め、健診に行かない人々に声をかけ、糖尿病予防を推進することの大切さが語られていました。生活習慣病対策では、ほとんどの住民から食事改善（特に砂糖等の過剰摂取）と運動の重要性を働きかけることが語られ、働くことが体力と心身の健康に良い影響を持つとの意見が多く聞かれました。元気の秘訣は外出や新しい経験、社交活動、ポジティブ思考、情報共有であることが語られ、健康を維持、向上するためには複数人と運動する、コミュニケーションをとる等の交流の重要性が語られました。

③ ネットワークの拡充

村内外でのつながりやコミュニケーションが住民の生活を支える基盤となることが語られました。さらに、支援についての情報収集や情報の共有、情報を周知するための発信の必要性についても多くの意見が寄せられました。また、人的ネットワークでは、人の支えになりたいという意見を数多く聞くことができ、なかでもボランティア活動による社会貢献意識や役割が持てること、支援者からのフィードバックを生きがいとしているとの声が多く聞かれました。

10 飛島村の暮らしの課題

(1) 地域社会の活性化と新たなつながりの促進

① 交流の機会の促進

子育て世代同士が情報交換できる場の整備や、乳幼児を対象としたイベント、高齢者を対象にした認知症カフェなど、多様なイベント開催が求められています。コミュニティや保育園・保育所などのイベントで利用者との交流を図る機会を提供し、すべての世代が楽しいと感じる交流活動を実施することで、地域の絆を深めることが期待されています。

② 若者や転入者の地域参加機会の促進

若者や転入者の地域参加機会の促進が求められています。若者世代が地域を共に支える仲間として住民同士で関わりやすい環境を整備し、新たなつながりを育むことで、若者世代の定住を促進し、地域の活力を一層高めていくことが期待されます。

③ 多世代間の交流促進

子どもから高齢者まで、多世代全体が交流を深めながら健康増進に向けた活動をすることが求められています。多世代対象の福祉講座の開催や、多世代交流イベント、交流場所の整備が提案されています。具体的には農業体験やマルシェ、夏祭り、運動会などのイベントが挙げられ、大人と子どもが交流する機会を提供し、地域全体のつながりを深めることが期待されています。

(2) 世代別および個別支援の強化

① 教育機会の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが充実した教育支援を受けることが求められています。幼児期から学童期と切れ目なく、共に学び合い、育ち合う環境づくりが期待されています。

② 働き世代や若者への支援

働き世代や若者向けの支援・施策の充実が求められています。具体的には、仕事帰りや休日などの若者が利用しやすい時間設定にする、若者が気になっている内容を取り扱うなど、生活スタイルやニーズに合わせた健康管理支援の強化が期待されています。

③ 認知症の人や独居者への個別支援

認知症の人や独居者への個別支援の強化が求められています。具体的には、家庭訪問事業を拡充し、定期的な健康チェックや日常生活のサポートを提供することで、個々のニーズに対応したきめ細かな支援が実現できます。また、認知症の人に特化した相談窓口の存在を広める活動をすることで、より一層のサポートが期待されます。

(3) 村独自の魅力向上と情報伝達の強化

① 独自の魅力の向上

村の魅力をさらに引き出すため、子どもから大人までを対象にした障害福祉に関する知識を拡充するなど、村独自の活動の実施が求められています。特に若年層の参加を促し、持続可能な魅力づくりを推進する声も寄せられています。住民同士の協働や多世代交流を通じた信頼と絆の構築による魅力向上が期待されています。

② 情報伝達のシステム構築

地域共生社会の実現に向け、情報ネットワークがさらに強化されることが求められています。具体的にはSNSの活用や多言語に対応した情報発信ツールやシステムの強化を通じ、対象特性に合わせて情報を効果的に伝えるシステムの構築が期待されています。

③ 活動の広報と参加促進

活動に関する情報共有の場の確保や、参加者を募る情報ネットワーク体制の強化が求められています。特に、活動の広報に工夫を凝らし、参加者を増やす取り組みが求められています。参加のしやすさを高め、活動の魅力を効果的に伝えることで、新たな参加者を積極的に迎え入れることができます。地域で行われる活動・イベントに対して、より多くの人に参加しやすくなるよう、地域のニュースレターやSNSの活用などを通じた広報活動が期待されています。

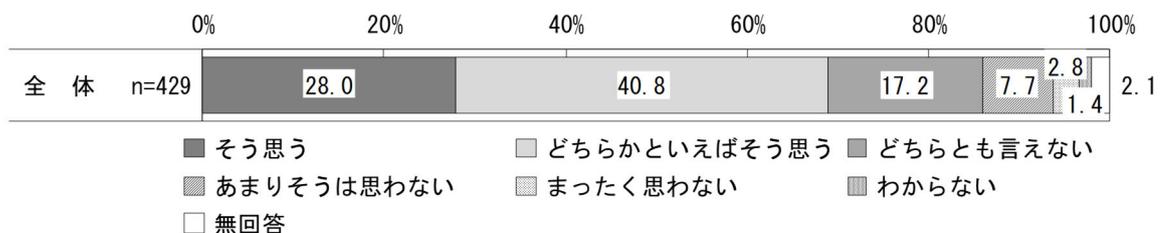
11 飛島村日本一健康長寿村研究会による提言

飛島村日本一健康長寿村研究会において、各種計画策定等に係るニーズ調査等を参考に、本計画策定の方向性に関して提言書がとりまとめられました。提言書の内容は以下のとおりです。

(1) 若者世代の定住促進

進行する高齢化に対応するためには、若者世代の定住を促すことが重要です。そのため、地域の魅力を高めることが求められています。「若い世代の移住やUターンに向けた住宅整備」や「若者の交流の場の創設」、「若者の利用を考慮した利用時間の設定」などの声が多く聞かれました。68.8%の住民が地域に強い愛着を感じており、この地域への愛着をさらに深める施策が期待されています。

図表49 住んでいる地域に愛着を感じているか

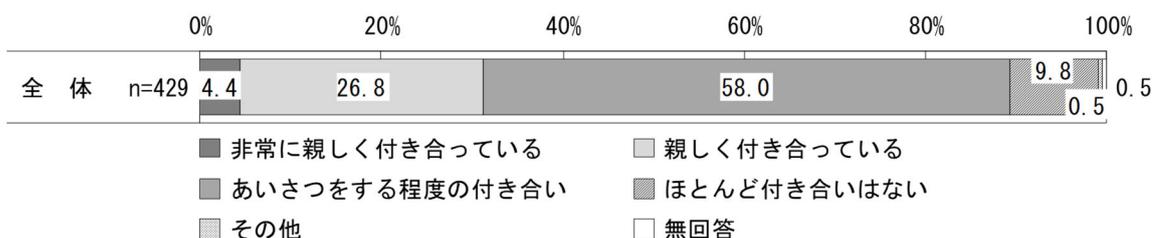


資料：飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査

(2) 地域共生社会の推進

89.2%の住民が近所づきあいを行っており、地域のつながりの強さが示されています。「誰もが気軽に集える居場所づくり」、「住民が一丸となって気軽に参加できるイベントの開催」という声が多く聞かれました。地域共生社会の推進には、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場を設けることが重要です。また、住民それぞれの経験や知識などを共有できる世代間交流プログラムの構築など、住民が自然に交流をひろげられる場所づくりを提案します。特に転入者や社会的弱者に対する支援を強化することで、より住みやすい地域社会の実現が期待されています。

図表50 近所づきあいの程度

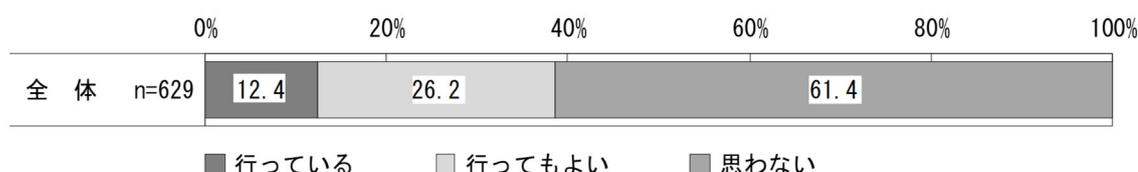


資料：飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査

(3) ボランティア活動の推進

高齢者の38.6%がボランティア活動を「行っている」、または「行ってもよい」と考えており、ボランティア参加への前向きな姿勢が見られます。ボランティア活動を広く理解してもらい、参加者を増やすためには、広報活動に工夫を凝らすことが求められます。特に、ボランティアへの参加のハードルを低くする取り組みや、活動の魅力をしっかり伝えることで、新たな参加者を増やすことが期待されています。

図表51 ボランティアなど誰かの役に立つようなことを行いたいと思うか

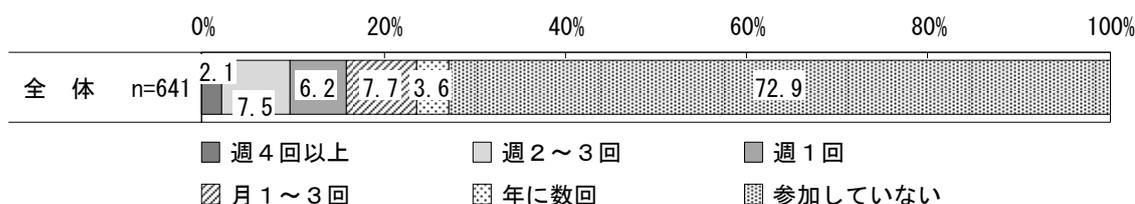


資料：令和5年健康チェックリスト

(4) 高齢者向けサービスの充実

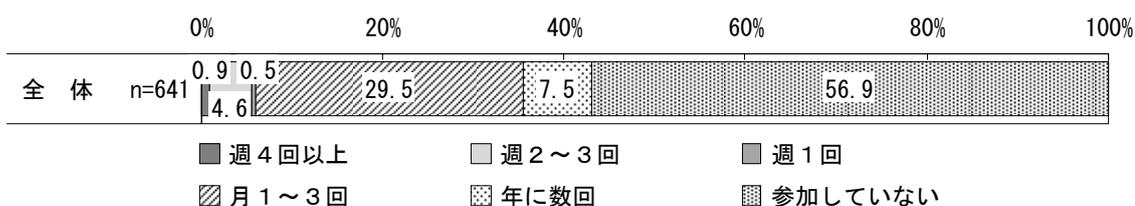
高齢者の27.1%が敬老センターやすこやかセンターなどで開催される介護予防のための通いの場に参加しており、また、高齢者の43.1%が老人クラブに参加しています。高齢者向けのサービスをさらに充実させ、より多くの利用者に利用してもらうための工夫が求められています。具体的には、介護予防や老人クラブなど、多様な活動に参加できる環境を整えることが重要です。

図表52 介護予防のための通いの場・敬老センター（運動実践室、各種運動教室、サロンなど）・すこやかセンター（シルバーフィットネス）等への参加頻度



資料：令和5年日常生活圏域ニーズ調査

図表53 老人クラブへの参加頻度



資料：令和5年日常生活圏域ニーズ調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村では、“ご縁キラリ、ほっと安心、みんなが輝く飛島村”という第1期計画の基本理念のもと、すべての住民が、“おたがいさま”の気持ちを持つことにより、住民主体による安心で安全な「住みやすく、住民が輝く村」を創造し、その暮らしを次世代へ受け継いでいくことを目指してきました。

しかし、本村では顕在化していませんが、近年、高齢の親と引きこもりのこどもが同居する8050世帯、子育てと親の介護を同時にするダブルケア、家族を若者が介護するヤングケアラー、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立に伴うごみ屋敷など、福祉の課題は複雑化・複合化してきています。

こうした全国どこでも起こり得る事例はもとより、本村でも何らかの“生きづらさ”を感じている住民はそれぞれ異なる生活課題を抱えながら生活しています。

地域福祉とは、こうした“生きづらさ”の背景にある生活課題を地域の支え合いで解決する仕組みであり、その根底には地域共生社会の考え方があります。

地域共生社会とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、制度間の枠組みや、担い手と受け手の関係を超え、住民はもとより地域の様々な主体が当事者意識を持って参加し、多様で複雑な地域課題をともに解決していくことで創られる社会をいいます。

地域共生の考え方は、これまで本村が進めてきた地域福祉の理念と同じくするものです。

そこで、本計画では、これまでの基本理念を継承、発展させ、「共に生き 共に支え合い みんなが輝く いつまでも安心して暮らせる村 とびしま」を基本理念とします。

**共に生き 共に支え合い みんなが輝く
いつまでも安心して暮らせる村 とびしま**

2 基本目標

地域福祉の主要課題を解決し、基本理念を実現するために、次の基本目標に基づき、施策・取組を推進します。

基本目標 1 みんなが主役、支え合いの地域づくり

地域を支える人づくりのため、ボランティアなど地域福祉活動を担う人材育成を推進するとともに、住民の福祉意識を高め、地域の課題解決に向けた行動を起こせるよう、地域共生の考え方の普及や福祉教育を推進していきます。また、住民同士のふれあいを通じ、お互いの理解が進み、支え合いの基盤ができるよう、さまざまな交流の機会づくりを進めます。

【施策の展開】

- (1) 地域共生社会の理念の普及・啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア・NPOの育成
- (4) 地域における交流活動の推進
- (5) 高齢者や障がいのある人の能力活用
- (6) 地域における支え合い活動の充実

基本目標 2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり

高齢者、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など何らかの支援を必要とする人が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対して、身近なところでいつでも気軽に相談ができ、その問題に対して迅速に対応できるような体制づくりを目指します。また、すべての住民の権利が尊重される仕組みづくりを目指します。

【施策の展開】

- (1) 包括的な相談体制の構築
- (2) 情報提供の充実
- (3) 地域連携ネットワークの充実
- (4) 権利擁護体制の確立

基本目標3 みんなが安全に暮らせる環境づくり

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域ぐるみで見守る仕組みをつくりま
す。また、子どもや高齢者などを事故や犯罪から守る取り組み、災害時などに支援を必要
とする人の把握と支援体制の充実を目指します。

【施策の展開】

- (1) 地域における拠点の充実
- (2) 生活困窮者の自立支援
- (3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保
- (4) 社会復帰をめざす人への支援【飛島村再犯防止推進計画】
- (5) 災害時支援の充実
- (6) 地域防犯活動の推進
- (7) 自殺予防のための周知・啓発【飛島村第2期自殺対策計画】

3 施策の体系

基本理念	主要な課題	基本目標	施策の方向性
<p>共に生き 共に支え合い みんなが輝く いつまでも安心して暮らせる村 とびしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の活性化と新たなつながりの促進 ●世代別および個別支援の強化 ●村独自の魅力向上と情報伝達の強化 	<p>基本目標 1</p> <p>みんなが主役、支え合いの地域づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域共生社会の理念の普及・啓発 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア・NPOの育成 (4) 地域における交流活動の推進 (5) 高齢者や障がいのある人の能力活用 (6) 地域における支え合い活動の充実
		<p>基本目標 2</p> <p>みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 包括的な相談体制の構築 (2) 情報提供の充実 (3) 地域連携ネットワークの充実 (4) 権利擁護体制の確立
		<p>基本目標 3</p> <p>みんなが安全に暮らせる環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域における拠点の充実 (2) 生活困窮者の自立支援 (3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保 (4) 社会復帰をめざす人への支援【飛島村再犯防止推進計画】 (5) 災害時支援の充実 (6) 地域防犯活動の推進 (7) 自殺予防のための周知・啓発【飛島村第2期自殺対策計画】

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなが主役、支え合いの地域づくり

(1) 地域共生社会の理念の普及・啓発

本村のすべての住民が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

【住民の取組】

- すべての住民が同じ地域に住む仲間であることを意識します。
- 隣近所の見守りや地域における福祉活動など、住民同士の支え合いを心がけます。
- 地域にはどんな人が住んでいて、どんな社会的な資源があるのか関心を持ちます。

【村・社会福祉協議会の取組】

■ 「地域共生」の理念の周知

年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての住民が地域の課題や問題を自分のこととして捉え、その解決に向けて行動・活動できるよう「地域共生」の考え方を周知していきます。

■ 地域共生社会の実現に向けた包括的なネットワークの構築

地域福祉の課題を効果的かつ効率的に解決できるよう、地域住民、村、社会福祉協議会等が、それぞれの役割を尊重し、持てる能力を最大限に発揮するための連携体制の構築を目指します。

(2) 福祉教育の推進

偏見は知らないことからはじまります。障がいのある人や高齢者などのことを正しく理解し、住民が福祉への意識を高め、地域のために行動を起こせるよう、さまざまな福祉に対する正しい理解と認識を促進します。また、子どもや高齢者、障がいのある人等との交流の機会を設定し、実践的な福祉教育を進めます。

【住民の取組】

団体や社会福祉協議会、学校等が実施する福祉教育に参加し、福祉意識を高めていきます。

【村の取組】

■福祉教育の充実

飛島学園の「総合的な学習の時間」などにおいて、社会福祉協議会、社会福祉施設などとの連携を図り、介護などの体験活動を通して交流することで、児童生徒の福祉の心を育てていきます。また、人権教室を実施します。

■広報を通じた人権啓発の充実

広報などを通じて啓発し、人権尊重の理念についての正しい理解と人権感覚の育成に取り組みます。

■民生委員・児童委員に対する研修の充実

民生委員・児童委員に対し、障がいのある人、高齢者等に関する理解を深めるための実践的な研修を実施します。

【社会福祉協議会の取組】

■学校等における福祉教育の充実

子どもたちに、「他人を思いやり、お互いに支え、助け合おうとする精神」を育てもらうために、子どもふくし大使の任命やボランティア体験などを通じた学びの中で、福祉が身近にあることを知り、気づき、福祉活動へ参加するきっかけづくりとなる福祉教育に取り組みます。

■地域における福祉教育の充実

地域住民に、福祉に関する講座、体験会などの学びを通じて、福祉は我が事であることを知ってもらい、考える場をつくることで、福祉の担い手づくりと福祉活動を支援することに取り組みます。

(3) ボランティア・NPOの育成

災害復旧・復興にかかる支援活動など、全国的にボランティア活動が活発になってきており、ボランティアに関する住民の関心も高まっています。

こうした背景のもと、ボランティアやNPO法人（特定非営利活動法人）の活動を、従来の行政サービスなどでは対応しきれない地域の課題・問題を解決するための取り組みとして位置付けるとともに、ボランティア等の担い手となれるよう環境を整え、人材の育成を図ります。

【住民の取組】

- 地域の課題や問題を解決するにはどんな活動が必要であるかを考えます。
- ボランティア活動に関する研修・講習会に参加します。
- NPO法人（特定非営利活動法人）の特徴や何ができるかを学びます。

【村の取組】

■ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、広報媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけます。また、ボランティア団体等の地域団体が活動しやすいような環境をつくるため、活動の提案や必要な情報の提供などの支援を行います。

■地域の担い手育成

住民リーダー人材の育成に努め、支援していきます。

■ボランティア体験機会の創出

ボランティア活動を体験してみることによって、参加する楽しさや大切さを実感し、それによって継続的な活動に発展すると考えます。社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動の体験機会を創出していきます。

■NPO法人の育成と活動支援

住民によるサービス提供主体としてNPO法人（特定非営利活動法人）の育成を促進するとともに、その活動状況を把握し支援していきます。

【社会福祉協議会の取組】

■ボランティア体験機会の創出

社会福祉協議会が提供している福祉サービスを知り、福祉サービスの利用についてをはじめとした勉強会、体験会などの学びや参加する場をつくり、地域福祉を支えるボランティアや担い手の育成に取り組みます。

■ ボランティアの機能強化

ボランティアの担い手と受け手が情報を共有して、需給調整が効果的に行われるようにボランティアの機能強化を図り、地域の実情に応じたボランティア活動が展開されるよう支援します。

■ ボランティア養成講座等の充実

ボランティア活動を始めようとする人や現在活動している人が、活動に必要な知識や技術を高め、充実した活動を進められるように、ボランティア養成講座等の充実を図ります。

■ 社会福祉協議会の基盤強化

法人として社会福祉協議会は、地域福祉推進の役割を果たせるよう、事業推進のための組織体制の整備、活動基盤の強化、人材育成など必要な運営基盤の整備に取り組みます。

(4) 地域における交流活動の推進

地域の支え合いは、住民が地域に関心を持ち、そこで暮らしている人を知るところからはじまります。隣近所のつながりだけでなく、さまざまな地域活動や学校、福祉施設などを通じた交流を進め、身近にできる新しい関係づくりを推進します。

【住民の取組】

- 地域の行事に積極的に参加します。
- 子どもが高齢者や障がいのある人と自然に交流できる機会・場をつくります。
- 多世代で参加できる行事を増やします。

【村の取組】

■多世代交流等の推進

地域住民が活動に関わることでつながりが生まれます。世代間交流などの機会を拡充することにより、地域における世代を越えた関係づくりを進めます。また、飛鳥村スポーツ推進委員、食を楽しむ とびしまショッカン（旧：食生活改善推進員）が中心となり創作した「キラリとびしまのびのび体操」をさまざまなイベントの機会を実施し、多世代交流や外国人住民との交流を深める機会に活用します。

■交流の場・交流イベントの活性化

住民の交流の場としてふれあいの郷の活性化と利用を促進します。

また、ふれあいや交流の機会として、村民体育祭、村内一斉清掃、健康福祉祭など子どもから高齢者まで参加できる地域活動やイベントに多くの人に参加してもらえるよう周知します。

■「通いの場」を通じた交流の推進

「通いの場」など、地域住民が主体的に行う活動がより活性化し、多くの住民の参加が得られるよう、活動の支援を行います。

■飛鳥学園を中心とした交流の推進

学校は、さまざまな教育活動を通じて、地域住民と密接なつながりを持っています。飛鳥学園を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、学校の特性に応じた活動が展開できるよう、学校、地域に働きかけていきます。

【社会福祉協議会の取組】

■交流の場づくり

社会福祉協議会が主催のイベントやボランティア活動を通じて、多世代交流や地域間交流、ふれあいサロンなど、いろいろなかたちで地域活動に参加し愛着を持てるような交流の場づくりに取り組みます。

運営する側も参加する側も、積極的に参加することで、住民同士の交流を通じ地域で人と人とのつながりを持てる居場所づくりを行います。

■障がいのある人等の交流の促進

社会参加の少ない障がいのある人と難病の人、その家族のために、地域での交流に取り組みます。

参加することで、日頃の悩みや体験をお互いに語り、感情を共有し各種情報交換と利用のできる福祉のサービスを知り、他者とのつながりを通じて孤立を防ぐようにしていきます。

■施設を拠点とした交流の推進

社会福祉協議会が運営している心身障害者小規模授産施設さくら作業所において一般開放日や村内のイベント、夏休み期間中にこどもとの交流を通じた地域での交流に取り組みます。

参加することで、地域と共に生きるという大切さを知り、福祉の心を育てることで、福祉活動へつながるきっかけづくりを行います。

(5) 高齢者や障がいのある人の能力活用

誰もが地域を支える担い手であるという地域共生の理念に基づき、高齢者や障がいのある人が地域でいきいきと活動し、その能力を地域の活性化やまちづくりに生かすことができるよう環境を整えます。

【住民の取組】

- 地域住民すべてが、地域を支える大切な担い手であることを理解して、支え合いながら地域づくりを進めます。
- 自分の持てる技術や経験を地域活動に役立て、次の世代に継承していきます。

【村の取組】

■障がいのある人の就労の促進

障がいのある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、村内企業等に対して障がいのある人の一般就労への理解を求めます。また、障がいのある人の雇用義務制度などについての周知を図ります。

■高齢者の能力活用の促進

定年退職者の増加とともに、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要となってきており、専門的知識や技能の習得のための講習会や研修会の開催に協力していきます。

■高齢者によるボランティアの促進

子どもの登下校の見守り、高齢者相互の見守りといった地域福祉はもとより、幅広い分野での高齢者によるボランティアの活用を促進します。

■誰もが気軽に参加できる環境づくり

高齢者や障がいのある人の生きがいと社会参加を促進するために、地域行事などを中心に、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる環境づくりに努めます。

【社会福祉協議会の取組】

■地域住民の能力活用の促進

定年退職や子育ての落ち着いた住民が、地域の中で自分らしい生き方を実現していけるように趣味や特技、長年培った経験を活かし、地域で活躍できるように住民との交流を通じた生きがいや仲間づくりに取り組みます。

■障がいのある人の能力活用の促進

障がいがあることにより、一般企業で働くことの難しい方が、地域の中で自分らしく生活できるようになるため、飛島村から委託を受けて心身障害者小規模授産施設さくら作業所の運営に取り組みます。さくら作業所では、軽作業による就労の機会やレクリエーションを通して、地域住民との交流と社会参加できる力を育て、地域のさまざまな活動に携われるように支援にあたります。

(6) 地域における支え合い活動の充実

地域で支え合う気持ちは、住民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって生まれます。誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、ふだんからの見守りやいざというときの身近な支援ができるような、地域のつながりを築いていきます。

【住民の取組】

- 地域のために自分ができることを考えます。
- 困りごとを抱えた人や見守りが必要な人がいないか、目を配ります。

【村の取組】

■見守り体制の充実

民生委員・児童委員や福祉活動団体、老人クラブや事業者等が実施している見守り訪問活動が円滑に実施できるように引き続き支援を行います。

また、民生委員・児童委員による訪問、配食サービス、高齢者見守り事業、老人クラブの友愛訪問等により安否確認だけでなく気軽に相談できる機会を充実させるとともに、地域で支援を必要とする人が孤立しないよう情報の把握に努め、早期支援につなげます。

■地域の見守りに関する啓発

地域におけるちょっとした声かけの重要性についての啓発活動や、個別の支援を通じて見守りの輪を広げていきます。

■支援を必要とする人と担い手をつなぐ仕組みづくり

子育て世代から高齢者まで、さまざまな日常生活上の困りごとや心配なことについて、支援する人と支援を受けたい人の仲介を行う体制を整備します。

【社会福祉協議会の取組】

■ 暮らしのおたすけ隊の充実

移動に困っている高齢者や障がいのある人の暮らしをサポートする「暮らしのおたすけ隊」の利用を促進するとともに、担い手の育成に努め、地域における支え合い活動を行います。

■ 赤い羽根共同募金の活用

赤い羽根共同募金は、第二次世界大戦後、1947年（昭和22年）に「国民助けあい運動」として始まり、社会福祉協議会は、毎年10月1日から全国一斉に始まる赤い羽根共同募金運動で飛島村全域の中心となり、活動の推進に取り組んでいます。

飛島村の赤い羽根共同募金は「つながり、ささえあう、みんなの地域づくり」として、地域福祉推進に関する事業をはじめ高齢者福祉事業、障害児者福祉事業、児童青少年事業など、さまざまな分野において飛島村の福祉に役立てられ、赤い羽根共同募金活動の参加を通じ、住民誰もが地域の問題に主体的に参加し、支え合いのむらづくりを進めます。

基本目標2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり

(1) 包括的な相談体制の構築

地域で支援を必要とする人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対して、いつでも相談ができ、その問題に対し迅速に対応できるような体制づくりを目指します。

【住民の取組】

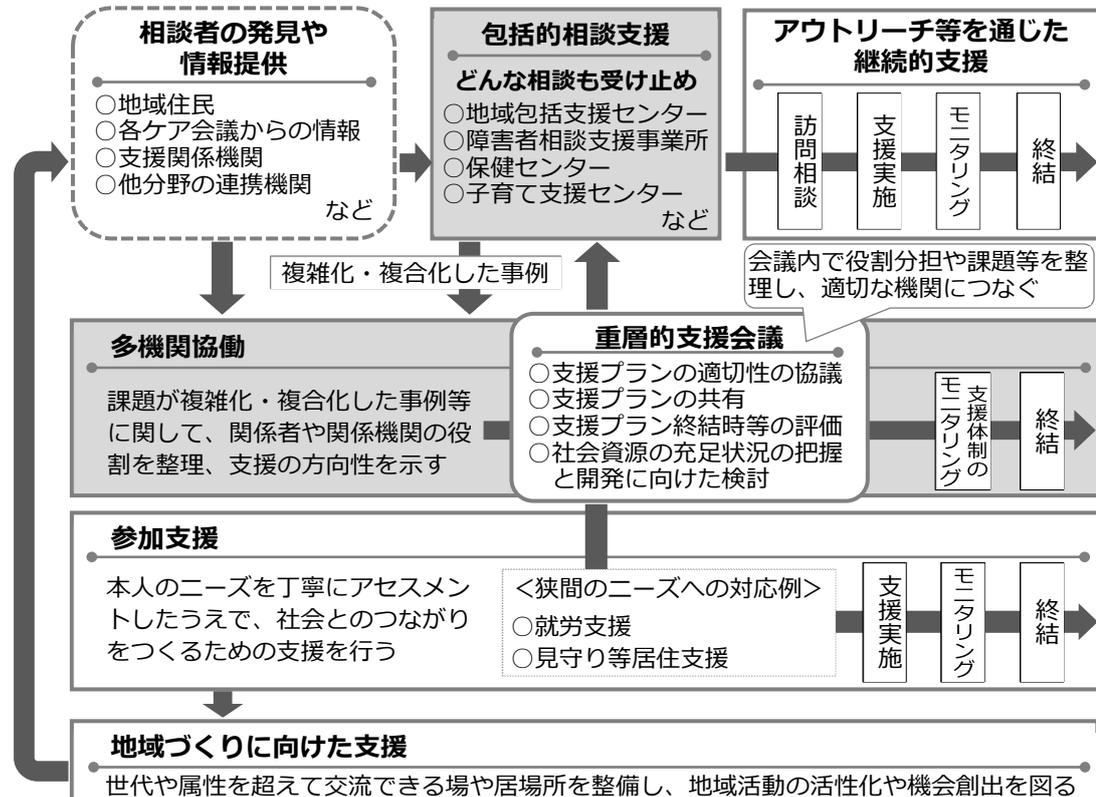
- 悩み事や心配事を打ち明けられるような近所づきあいを心がけます。
- 近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生委員・児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。
- 広報誌やホームページなどで相談窓口の把握に努めます。

【村の取組】

■重層的支援体制の構築

属性を問わない相談支援（包括的相談支援）・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する重層的支援体制について、令和9年度までに整備します。

《重層的支援体制整備事業の支援フロー》



出典：厚生労働省資料より抜粋（一部改編）

■包括的な相談支援の推進

分野ごとの相談体制は整備されていますが、さらに相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、相談を受け止め、地域包括支援センターや保健センターなど分野ごとの相談支援関係者へつなげる体制の整備に取り組むとともに、訪問相談やメールなどさまざまな対象者のニーズに合わせていつでも気軽に相談できる環境づくりに努めます。

■多機関協働での支援体制の整備

課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者、関係機関の役割を整理し、支援の方向性が示すことができるよう各関係機関の連携を強化します。

■相談窓口の周知

医療機関、公的機関（役所等）、村内の店舗等で住民が立ち寄る場所への案内チラシの配置やホームページの活用など、相談窓口の周知を徹底します。

【社会福祉協議会の取組】

■住民に寄り添った相談窓口の周知

社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な組織として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくり」を進めるため、住民にとって身近な相談窓口となるように、また身近な相談窓口と知っていただくために、のぼり旗などで広く周知します。

相談者の気持ちに寄り添い、相談者が一人で悩まず、時には匿名でも相談することができる相談体制の充実に努めます。

■相談支援体制の強化

相談内容に応じた相談所を選べるように、障害者相談支援事業所 希望（のぞみ）を常設し運営します。さらに、特定日に心配ごと相談、弁護士による無料法律相談、結婚相談の相談所を開設して相談支援体制を整えます。

(2) 情報提供の充実

地域で安心して生活を送るためには、自らサービスを選択し自分に合ったサービスを受けることができるよう情報を入手する必要があります。必要な時に必要な情報が入手できるよう情報提供の充実を図ります。

【住民の取組】

- 村の広報誌やホームページ、社協だよりなどの情報媒体を積極的に活用して日常生活に必要な情報の収集に努めます。
- 福祉サービスなどの必要な情報が必要な人に届くよう、地域住民同士の交流を深めます。

【村の取組】

■情報提供の充実

広報誌、ホームページなどで情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用に役立つ情報を掲載した「飛島村子育てガイドブック」「とびしま介護保険便利帳」「とびしまはつらつガイドブック」等を作成して、きめ細かな情報提供を図ります。

■人を介した情報提供の充実

ひとり暮らし高齢者などに対し、福祉サービスに関する情報を伝えるには、広報誌やホームページだけではなく、人を介した伝達が有効です。民生委員・児童委員や自治会等を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。

■障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供の充実

点字や音声案内など障がいのある人や高齢者に配慮した情報の提供方法を工夫します。

【社会福祉協議会の取組】

■福祉サービスや事業ごとの情報提供の充実

住民等に社会福祉協議会の活動を知ってもらうため、福祉サービス、ボランティア情報、事業ごとの案内、地域福祉活動に関する情報発信に取り組みます。

また、困ったときに使う福祉サービスの情報発信と併せて、困っている人を助けるために住民が担い手となれる福祉サービスの情報発信にも取り組みます。

(3) 地域連携ネットワークの充実

地域福祉を効果的に進めるためには、住民一人ひとりをはじめ、地域活動団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、村など、地域を構成するすべての主体がそれぞれの役割を尊重し、理解と協力のもと、地域の課題解決に向けて活動することが求められます。自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど多様な団体などの連携を強化し、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、地域のネットワークづくりを進めます。

【住民の取組】

地域のさまざまな団体がお互いの活動を理解し、積極的に協働します。

【村の取組】

■ 地域の各種団体等への支援

ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、障がいのある人の団体等と情報交換を行い、村の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。

■ 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手・援助者としてさまざまな活動を行っており、地域福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。今後も住民の立場に立った地域福祉の要として位置付け、連携を強化していきます。

■ 切れ目のない支援

0歳から100歳まで切れ目のない支援を目指し、保健、福祉、医療、教育などの関係機関で連携し、村を中心に社会福祉協議会、社会福祉施設や地域ボランティアなどが協力して地域で安心して生活するために、支援できる体制を整えます。

【社会福祉協議会の取組】

■ チーム支援の強化

生きづらさを抱えて生活している住民のさまざまな相談や支援を通じ、必要とする福祉サービスの紹介、各種専門機関への紹介と連携、その他の情報提供を行うことで、地域の中で自分らしい生活を実現できるよう、解決方法を一緒に考え実行に移せるように取り組みます。

また、社会福祉協議会だけでは取り組むことが難しい相談や支援においては、福祉、保健、医療、教育などの関係機関で連携を図り、ネットワークを構築し、チームで質の高い支援に取り組みます。

(4) 権利擁護体制の確立

令和6年4月1日現在、本村の高齢化率は30.0%と住民の3割が高齢者となっています。さらに、今後は、ひとり暮らし高齢者や認知症の人の増加も予想されるとともに、障がいのある人の地域移行が進むことにより、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。こうした背景のもと、認知症や障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備を進めます。

【住民の取組】

- 成年後見制度をはじめ権利擁護に関する制度の理解をし、住民の立場でできることを積極的に取り組みます。
- 地域において高齢者、障がいのある人、こどもなどに対する虐待を見逃さないようにし、必要に応じ村へ通報します。

【村の取組】

■海部南部権利擁護センターを中心とした権利擁護の推進

判断能力が不十分な人や虐待を受けている障がいのある人、高齢者等の権利擁護を推進するため、海部南部圏域の構成市町村（弥富市、蟹江町および飛島村）で共同設置する海部南部権利擁護センター（弥富市役所十四山支所内）を拠点に、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援、権利擁護に関わる人材の育成など、権利擁護に関する各種事業を実施します。

また、権利擁護を必要とする人に、海部南部権利擁護センターを活用してもらえよう、その周知に努めます。

■成年後見制度の充実

認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要により村長による後見開始の審判請求とその費用の助成を継続して行います。

■虐待防止対策の推進

虐待の防止、早期発見、早期対応のため、虐待を見つけたら専門機関に連絡、相談をすることを啓発するとともに、地域包括ケア会議や子育て支援連携会議・要保護児童対策地域協議会などの実務者会議により情報共有し対応します。

また、こども、障がいのある人、高齢者に対しての虐待対応マニュアルを作成します。

■地域の見守り体制の強化

高齢者、障がいのある人については、地域で見守る仕組みの強化として訪問および配食時の安否確認、緊急通報装置を利用するだけでなく、日ごろから地域で声をかけ合うなど住民が地域の一員としての自覚を持ちながらお互いに気にかけて安心して暮らしていけるように支援します。

■成年後見制度利用促進基本計画の推進

海部南部権利擁護センターを中心に海部南部圏域の構成市町村で作成する成年後見制度利用促進基本計画について、弥富市や蟹江町、関係機関と連携しながら推進し、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に取り組みます（成年後見制度利用促進基本計画については、92 ページ以降参照）。

【社会福祉協議会の取組】

■日常生活自立支援事業の周知

認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の周知と事業を行います。

基本目標3 みんなが安全に暮らせる環境づくり

(1) 地域における拠点の充実

地域における支え合いの原点である自治会の活性化を目指すとともに、その活動事例や、ふれあいサロンなど地域を拠点とした取組の「見える化」を進めることにより、住民の意識の醸成を図ります。また、各活動拠点において関わる住民が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。

【住民の取組】

- 自分の住んでいる地域に関心を持って、自治会の活動に積極的に参加します。
- 地域住民が集まる場については、高齢者、障がいのある人、子育て中の親子など、誰もが参加しやすい環境づくりを心がけます。

【村の取組】

■自治会への加入促進

自治会の活動は、住民同士の支え合いの基本のため、自治会の目的・意義などをPRします。

■地域における課題の共有化

自治会等との連携のもと、地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決策を検討する機会を設けます。さらに、地域住民が把握した地域課題のうち複合化・複雑化した課題については、多機関の協働による重層的支援体制において対応できるような仕組みを目指します。

■生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の充実

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを支援しながら、さまざまな主体間の情報共有および連携・協働による生活支援体制の整備を推進します。

【社会福祉協議会の取組】

■地域福祉活動の「見える化」の推進

ふれあいサロンなど住民主体の地域活動の立ち上げや運営が円滑に進むよう、利用できる既存施設、先進的に活動しているボランティアの活動内容等の「見える化」を行います。

■生活支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

地域の課題解決に向けて、各種関係機関と連携した相談体制を強化します。また、地域の課題に対して支援する仕組みづくりを検討しながら、地域の困りごとについて地域で支え合うことへの支援を推進します。

(2) 生活困窮者の自立支援

社会経済の変化や地域住民のつながりの希薄化などに伴い、生活困窮に陥る人が増えています。本村の現状把握に努めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者を早期に発見し、関係機関と連携の上、包括的な自立支援を目指します。

【住民の取組】

- 地域において生活に困った人や見守りが必要な人はいないか目を配ります。
- 生活困窮者への理解を示し、地域行事への参加を呼びかけます。

【村の取組】

■生活困窮者自立支援制度の充実

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮している人の早期把握に努め、海部福祉相談センターなどの相談機関へつなぎ、それらの機関と連携を図って支援を行います。また、税務、保健、学校等村の関連部署において生活困窮の心配な人を発見した場合、適切な対応をとり相談機関につなぐよう、庁内の連携を強化します。

■生活困窮者自立支援制度の周知

生活困窮者は、生活意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのか分からず、行動できない場合があります。生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域住民の制度に関する理解が必要不可欠であるため、生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

■生活困窮者への早期支援

生活困窮者の相談について、生活困窮者自立支援事業を担当する海部福祉相談センターやハローワークと連携をし、必要に応じて生活福祉資金の貸付を活用しながら、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援し、その問題の解決に取り組みます。

■生きづらさを抱えている人に寄り添った支援の推進

生きづらさを抱えて生活している住民や、その家族のさまざまな相談を通じ、必要とする福祉サービスの紹介、各種専門機関への紹介と連携、その他の情報提供を行うことで、地域の中で自分らしい生活を実現できるように、解決策を一緒に考え支援にあたります。

また、障がいのある人やひきこもりの人、その家族や支援者など、こどもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる居場所づくりにも取り組みます。

(3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保

買い物や通院などで移動が困難な人、運転免許証を自主返納した人等、移動に困難を感じている人の生活の実態やニーズの把握に努め、高齢者、障がいのある人などの社会参加につながる移動支援や地域づくりのあり方について、住民の目線で検討していきます。

【住民の取組】

移動や外出で困難を感じている人がいることを知り、地域住民の支え合いでできる支援を考えます。

【村の取組】

■ 高齢者や障がいのある人の外出支援サービスの充実

移動に困難を感じている高齢者の社会参加を促進するために、敬老センター巡回バスを引き続き運行するとともに、地域で巡回バスを運行し、高齢者の買い物支援、外出支援を行います。

また、高齢者、障がいのある人、妊産婦・子育て中の人などで一定の条件を満たした人に対してタクシー料金の助成を行います。

■ 公共交通機関の利便性の確保

高齢者や障がいのある人等が、安心して公共交通機関を利用できるよう、利便性の高い運行体系を検討し、誰もが利用しやすい車両の普及などを推進します。

【社会福祉協議会の取組】

■ 暮らしのおたすけ隊の充実【再掲】

移動に困っている高齢者や障がいのある人の暮らしをサポートする「暮らしのおたすけ隊」の利用を促進するとともに、担い手の育成に努め、地域における支え合い活動を行います。

■ 福祉用具の貸出し支援の充実

年齢を問わず、安心して外出・移動ができるように福祉用具の貸出しを行います。

また、福祉用具が普段の生活に必要ということは、その他の課題を抱えている可能性があるため、関係機関と連携を図り、その後の必要な支援へつなげます。

(4) 社会復帰をめざす人への支援【飛島村再犯防止推進計画】

平成28年に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえ、県等の関係機関と連携を図りながら、犯罪を犯した人等の再犯を防ぐとともに、社会復帰を支援する取り組みを行います。

【住民の取組】

- 犯罪から立ち直ろうとする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちます。
- 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげます。

【村の取組】

■再犯防止への取り組みの推進

犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、行政機関等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進めます。

■「社会を明るくする運動」の継続実施

飛島村保護司会などと連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。

■地域と連携した取組の実施

青少年の非行防止のため、街頭啓発活動や防犯パトロール活動等を実施します。

■関係機関との連携の強化

再犯防止に関係する取組を推進するため、愛知県や近隣市町、関係機関等との連携を強化します。

【社会福祉協議会の取組】

■必要な支援や相談が受けられ、保健医療、福祉サービスの利用につなぐ支援

更生保護サポートセンターや医療・福祉関係機関、就労支援機関等の必要な支援へ結びつけることで、再犯の防止につなげます。

また、必要に応じて生活福祉資金事業で、一時的な資金の貸付により、必要な相談と生活を立て直せるよう支援します。

(5) 災害時支援の充実

本村は、工場地帯を除き、ほぼ全域で海拔ゼロメートル以下であり、地震による津波や台風等による浸水などの危険にさらされています。すべての住民が地域で安心して暮らしていくために、防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民同士の助け合いを基本とした防災体制の充実を図ります。

【住民の取組】

- 日頃の近所づきあいなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。
- 自治会や自主防災組織が中心となり、地域住民が協力して避難行動が難しい人を支援する体制の構築に努めます。
- 地域の防災訓練に積極的に参加します。

【村の取組】

■避難行動要支援者（要配慮者）の支援

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等が災害時に支援を受けられるよう、要支援者のリストを地区ごとに準備するとともに、地区の支援者と連携し、地域の人と協力して支援ができるようにします。

■福祉避難所の整備

福祉避難所として協定を結んでいる介護保険施設と連携し、災害時に要介護者、障がいのある人などが安心して避難生活を送れるようにします。

■自主防災の推進

防災リーダー、防災ボランティアコーディネーターの育成を図るとともに、防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターによる自主防災活動の推進および住民が自らの命や財産を守るための活動に対する支援を充実させます。

■地域防災体制の強化

災害発生時における関係機関との連携を強化し、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人等要支援者を含む避難者への的確な情報伝達や行動支援を行います。

■防災活動の普及啓発

減災ハンドブックの活用や、より実践的な防災訓練の実施などで、活動の普及啓発に努めます。

■地域防災のネットワークづくり

自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくりを推進します。

【社会福祉協議会の取組】

■災害ボランティアセンターの体制強化

災害支援体制の整備として、防災ボランティアコーディネーター（災害ボランティアコーディネーター）の養成や災害時必要物品などの充実を図り、災害ボランティアセンターの体制強化に取り組みます。

■災害救援活動への相互応援

大規模災害に備え、愛知県社会福祉協議会と「災害救援活動への応援協定」および、西尾張ブロック（14市町村）社会福祉協議会と「災害救援活動への相互応援に関する協定」に基づき、災害発生時に応援ができるように、また応援が得られるように、普段から災害救援活動担当者会議などで情報共有と関係づくりに取り組みます。

■障がいのある人の避難生活体験

災害に備え、知的障がい児・者とその家族が、避難所と心身障害者小規模授産施設さくら作業所を利用した宿泊も含めた避難生活体験に取り組みます。

(6) 地域防犯活動の推進

住民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、犯罪をおこさせない地域を目指します。

【住民の取組】

- 防犯に対する意識を高めます。
- 日ごろから隣近所の人と声をかけ合います。

【村の取組】

■ 消費者被害対策の強化

消費者被害の未然防止を図るため、広報やホームページ等を用い啓発情報を発信します。

また、高齢者が被害に遭わないよう、敬老センターにおいて消費者生活に対する消費者研修会を実施します。

■ 消費者トラブルに対する相談支援

毎週1回消費者トラブルに対する消費生活相談窓口を設置します。

【社会福祉協議会の取組】

■ 地域における防犯対策

住民が抱える生活課題は、複合、複雑、多様化する傾向にあり、中にはひとりで悩みを抱え込み、又は家庭や地域で孤立し、誰にも相談できない状況にある場合もあります。

その中でも要援護高齢者や障がい者世帯を中心に、見守ることで、表に出にくい深刻な状況にある人やその家族の異変に早期に気づくことができるように、普段から顔の見える関係づくりと防犯対策の啓発に取り組みます。

(7) 自殺予防のための周知・啓発【飛島村第2期自殺対策計画】

自殺の背景には健康、仕事、人間関係などの様々な社会的要因が連鎖しており、自殺の防止には周囲の人が気付き声をかけること、そして本人に寄り添いながら、専門家への相談等の必要な支援につなげていくことが求められます。

「自殺は個人の問題ではなく社会の問題である」という認識のもと、自殺予防に関する正しい知識の普及や、ゲートキーパーの養成等により、自殺のリスクを低下させ、誰もが自殺に追い込まれることなく安心して暮らすことができる環境を整えます。

【住民の取組】

- 身近な人のこころの不調や体調不良等の自殺のサインに気付き、寄り添い見守りながら、適切な支援につなげられるよう心がけます。
- 自殺予防やこころの健康に関する正しい知識を身につけます。

【村・社会福祉協議会の取組】

■自殺予防に関する情報提供

ホームページへの掲載やパンフレットの全世帯への配布を行い、こころの健康や相談窓口等に関する情報を提供します。また、自殺予防週間（9月）において、リーフレットの配布やポスターの掲示を実施し、自殺予防の大切さについて周知を図ります。

■ゲートキーパーの養成

生徒やスポーツ推進員、食を楽しむ とびしまショッカン（旧：食生活改善推進員）、村職員等を対象として、こころの健康や自殺予防に関する研修を実施し、自殺の危機を抱えた人々に気付き、適切に関わることができるゲートキーパーの役割を担える人材の養成に努めます。

■自殺未遂者や自死遺族等への支援

再び自殺を企図するリスクが高いとされる自殺未遂者や、大切な人を亡くし悲しみ・苦しみを抱えている自死遺族等が適切な支援を受けられるよう、相談機関や各種支援に関するリーフレットを窓口に設置するとともに、広報やホームページにおいて情報提供を行います。

○ 基本目標の達成に向けた指標

この第4章「施策の展開」で記載したとおり、本計画を推進するにあたって、計画期間中の達成状況を図るための総合的な指標として、3つの基本目標の重要目標達成指標を設定し、その結果について評価、検証、分析を行い、次期計画へ反映していきます。

【基本目標1 みんなが主役、支え合いの地域づくり】

区 分	基準値	目標値
	令和6年度	令和12年度
くらしのおたすけ隊の活動者としての登録人数（人）	15	17
住んでいる地域で問題や困りごとが生じた場合に「住民同士で協力して解決したい」と回答した人の割合*（%）	27.0	35.0

【基本目標2 みんなが安心できる課題解決の仕組みづくり】

区 分	基準値	目標値
	令和6年度	令和12年度
村の窓口や飛鳥村社会福祉協議会などの現在の相談支援体制に「満足」（「満足している」＋「おおむね満足している」）と回答した人の割合*（%）	34.3	45.0
成年後見制度を「名前も内容も知っている」と回答した人の割合*（%）	30.3	40.0

【基本目標3 みんなが安全に暮らせる環境づくり】

区 分	基準値	目標値
	令和6年度	令和12年度
高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などにとって住みやすい村だと思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した人の割合*（%）	29.6	40.0
避難行動要支援者名簿を「名前も内容も知っている」と回答した人の割合*（%）	14.7	20.0

（注）※は「飛鳥村地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査」により把握

【第2期自殺対策計画の目標指標】

① 自殺対策の目標

「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺死亡者数）を平成27年と比較して30%以上減少させ、13.0以下とすることを自殺対策の目標として定めています。また、「第4期愛知県自殺対策推進計画」では、令和8年までに自殺死亡率を13.0以下まで減少させることを自殺対策の目標として定めています。

本村では、人口規模が小さいため自殺死亡率を指標とすることが適切ではないと考えられるため、実数ベースで5年間の平均を指標とします。

令和元～5年の平均の自殺者数1.20人（6人／5年）を基準に、令和7～12年の平均を30%以上減少させる0.84人（5人／6年）以下とすることを目指します。

■自殺対策の目標

区 分	基準値	目標値
	令和元～5年	令和7～12年
平均自殺者数(人/年)	1.20	0.84以下
自殺者数(人)	6	5以下

② 主要な取組の目標指標

本村の自殺対策として推進する主要な取組については、評価指標として数値目標を掲げて取り組んでいきます。

■一人ひとりへの周知啓発とこころの健康づくり

区 分	基準値	目標値
	令和5年度	令和12年度
講演会や研修会等で配布した啓発パンフレットの配布回数(回)	5	5

■適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

区 分	基準値	目標値
	令和5年度	令和12年度
多機関との連携強化を図った会議の開催数(回)	0	1

■自殺対策に係る人材の養成

区 分	基準値	目標値
	令和5年度	令和12年度
ゲートキーパー養成講座受講者数(人)	374	600

第5章 計画の推進

1 地域福祉の推進

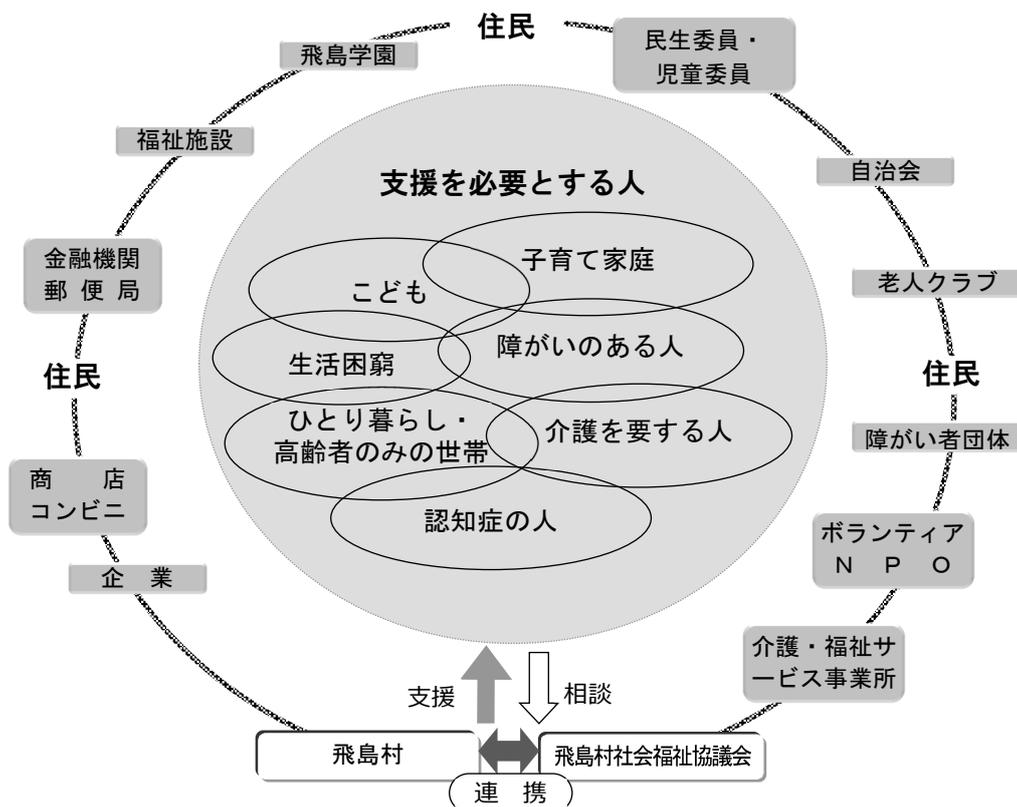
(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉を推進するのは一人ひとりの住民です。地域の課題解決にあたっては、住民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合って課題解決を図る「共助・互助」の2つの考え方が基本となります。行政（村）の役割はそれを支援することと、住民とともに課題解決を図る協働の場やしくみを整えることです。

家族や隣近所など身近なところからはじまって、地域、村全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくるのが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせる村をつくることにつながります。

したがって、本村の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、事業所、社会福祉協議会、行政（村）などを包含したすべての住民であり、お互いに連携し、一緒に取り組むことが重要です。

●飛島村における地域福祉推進のイメージ



(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境などさまざまな分野にわたっています。このため、福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。社会福祉法第 109 条で、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携を強化し、その事業や活動について支援していきます。

(4) 各種地域組織・団体などとの連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、関連計画などを策定している本村の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検、評価を行っていきます。

計画を適切に進行するため、計画策定→実施→評価→見直しの P D C A サイクルを実施します。実施においては、行政として各事業計画での実施機関で進めていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化するものであり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。関連計画の推進や見直しに当たっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、弥富市、蟹江町、飛島村（以下、「海部南部圏域」といいます。）において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「成年後見制度利用促進法」といいます。）の趣旨に則り、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

① 法令上の根拠

成年後見制度利用促進法第14条には、次のように規定されており、市町村は、国の定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。同法第12条の規定による国の成年後見制度利用促進基本計画については、令和3年度までを計画期間とする計画（以下、「第一期計画」といいます。）のあと、令和8年度までを計画期間とする計画（以下、「第二期計画」といいます。）が策定されています。

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

② 広域計画としての性格

海部南部圏域においては、令和3年1月から海部南部権利擁護センターを共同設置し、令和3年4月には同センターを国の第一期計画において、市町村に設置することが求められている中核機関と位置づけることとしました。

このように、海部南部圏域における成年後見制度の利用促進については、3市町村が協力、連携して取り組んでいるため、国の求める市町村の圏域における利用促進計画について広域で協議することとしました。

③ 権利擁護支援の取り組みとしての計画策定

成年後見制度利用促進計画（以下、「本利用促進計画」といいます。）は、成年後見制度の利用促進にかかる計画ですが、国は、第一期計画において掲げる「全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する」という目標を念頭に、本利用促進計画においても、成年後見制度の利用促進にとどまらない権利擁護支援の取組にまで検討の範囲を広げています。

(3) 計画の対象期間

国の第二期計画は、令和4年度から5年間を計画期間として策定されています。

本利用促進計画については、対象期間を令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とします。

2 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題

(1) 国の成年後見制度利用促進基本計画と中間検証

① 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づいて、平成29年2月に国の第一期計画が策定されました。この計画では、「今後の施策の基本的な考え方」として、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③財産管理のみならず、身上保護も重視、の3点が挙げられています。「今後の施策の目標」については、①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める、②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る、③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する、④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す、の4点が挙げられています。さらに、国の第一期計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討するとされ、令和元年5月には、令和3年度末の目標数値を掲げるKPI（Key Performance Indicator 重要業績評価指数）が設定されました。

② 中間検証報告書の内容

令和元年度は国の第一期計画の中間年度であり、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討が行われ、その結果、中間検証報告書がとりまとめられました。中間検証報告書の内容をふまえ、国は、地方自治体に次の4つの項目の実施を求めています。

- ①地域連携ネットワークおよび中核機関等の整備、市町村計画の策定
- ②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進
- ③市区町村長申立の適切な実施
- ④成年後見制度利用支援事業の推進

(2) 国の第二期計画の基本的な考え方

第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」の3点が掲げられています。

① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

権利擁護支援とは、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」とされています。

また、地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものである」とされています。

さらに、成年後見制度を誰もが利用する可能性のあるものとして、その利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されることにより、他のさまざまな支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的な支援体制をかたちづくり、地域共生社会の実現という目的に資するものとされています。

② 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度を利用する人が、尊厳をもった本人らしい生活を継続することができるよう、①財産管理のみを重視するのではなく、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること、②成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮し適切に成年後見制度を活用すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させること、④任意後見制度、保佐・補助類型の活用、⑤不正防止策の推進が掲げられています。

③ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復を進める上で、家庭裁判所や法律専門職が重要な核のひとつであることから、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護などを適切に受けられるようにしていく必要があるとされています。

(3) 当圏域における現状と課題

① 海部南部権利擁護センター設置の経緯

海部南部権利擁護センター設立の背景として、平成25年より海部南部圏域において福祉・医療関係者および行政職員により、毎月開催されていた権利擁護事例検討会において、地域における成年後見センター設置の必要性が確認されたことが挙げられます。

平成29年には成年後見センター検討委員会が開催され、広域型での設置等が検討されました。平成30年から令和2年にかけて、全5回の成年後見センター立ち上げに向けての準備委員会の開催を経て、令和2年10月弥富市、蟹江町、飛島村により、海部南部権利擁護センターが設置されました。

海部南部権利擁護センターのモデルは、平成30年4月に、尾張北部の4市町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）が共同設置した尾張北部権利擁護支援センターです。海部南部権利擁護センターは、その設立の経緯およびNPO法人であることから市民（住民）との協働と親和的であること、広域行政による共同設置であり、一定の行政規模をもつことに大きな特徴があり、海部南部圏域における権利擁護支援のあり方を検討する際には、この特徴を生かす方向で検討することが望ましいと考えられます。

② 当圏域における成年後見制度の利用実績

海部南部圏域における成年後見制度の利用状況は、133人（令和4年実績）です。制度利用の対象者となると考えられる認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者の合計の5%から6%の利用にとどまっていると言えます。

しかしながら、認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者のすべてが、制度利用の必要な人とは限りません。もうひとつの制度利用対象者数の目安として、「少なくとも人口の1%以上」と言われることがあります。この「人口の1%（約855人）」としても、利用者の割合は、海部南部圏域では全体として約2割弱程度の利用にとどまっており、さらに利用促進が求められます。

また、成年後見制度では、精神の障がいにより判断能力が低下している状態により重い方から「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型に分けられ、この類型により成年後見人、保佐人、補助人という法定の支援者が選任されます。類型が分かれているのは、類型毎に支援者の権限の範囲（本人からみれば権利制限の範囲）が異なるからです。成年後見制度の類型別の利用者数は、約8割が後見類型ですが、より制限的でない保佐、補助類型の活用が望まれます。

③ 海部南部権利擁護センターの相談実績からみた課題

本利用促進計画策定にあたり、海部南部権利擁護センターの3年間の相談実績から相談のきっかけとなった要因等を考察しました。一般に、成年後見制度の利用対象者は、認知症のある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人と言われます。しかし、相談実績からは、単に、認知症、知的障がい、精神障がいという判断能力の問題だけではなく、さまざまな属性や環境、要因を重ねもっている場合がほとんどです。

権利擁護にかかる相談者が判断能力の問題に加え持っている環境、要因

1. 財産管理が必要な場合
2. 相続手続きが必要となった場合
3. 土地等の不動産売買が必要となった場合
4. 身寄りがいない場合（在宅生活において）
5. 身寄りがいない場合（施設入所や入院が必要になった際）
6. 生活困窮している場合
7. 虐待を受けている場合
8. 第三者から経済的搾取を受けている場合
9. 障がいをもつ子の親が、親なき後を心配する場合
10. 日常生活自立支援事業からの移行が求められる場合
11. 家族にそれぞれに支援が必要な場合

それぞれの場合について、以下の通り説明を加えます。

実際には多様な組み合わせがあり、個別のケースに応じて、それぞれの支援者が関わることになります。留意しなければならないのは、単独の支援者、単独の組織で対応できることは少ないということであり、成年後見人等がいなければ法律的な課題が解決しないこともあります。成年後見人等が選ばれても、チームによる支援の継続が必要である場合が多くあります。

1. 財産管理が必要な場合

判断能力が低下することにより、適切な金銭管理が難しくなるケースです。通帳や印鑑を紛失したり、キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまう。公共料金の支払いが滞り、ライフラインが止まってしまう。利用している福祉サービスの利用料や医療費の支払いが行えない。このような出来事をきっかけに、ご家族や支援者より権利擁護センターへ寄せられる相談数は、全体の中でも大きい割合を占めています。

2. 相続手続きが必要となった場合

被相続人が死亡し相続が発生した際に、相続人の中に認知症や知的障がい、精神障がいなど、精神上の障がいがあることにより、判断能力が不十分な方が含まれている場合、遺産分割協議を行うために、判断能力が不十分な方に成年後見人等を選任する必要が生じる場合があります。令和6年4月に相続登記が義務化されたことにより、このような相談は増加傾向にあります。

3. 土地等の不動産売買が必要となった場合

行政による土地収用、空き家の処分、遠方に所有する土地の維持管理が困難等の理由で、不動産の処分が必要となった場合、所有者である本人の判断能力不十分な場合、売買契約の締結が難しいことから、成年後見人等の選任を求められるケースがあります。

4. 身寄りがいない場合（在宅生活において）

単身で生活され、かつ身寄りがいない方の場合、本人の判断能力が低下した際に、様々な問題が起こることがあります。適切な金銭管理が困難、各種行政手続きが行えない、適切な福祉サービス利用の検討と契約をする人がいない、所有する不動産の維持、管理、処分が難しい、場合によってはゴミ屋敷の問題も判断能力の低下と関係していることも少なくありません。

また、ひとり暮らしであるため、食生活や住環境が健康な状態でないまま発見されることなく、取り返しが見つからない状態まで心身が悪化することがあります。成年後見人等がついただけでは、これらの状況は改善されないことから、地域の民生委員や地域包括支援センター、近所のネットワークによる見守り等を含めた支援の検討が必要となってきます。

5. 身寄りがいない場合（施設入所や入院が必要になった際）

ひとり暮らしでかつ高齢者の場合、施設入所や入院の際に身元保証人を求められることが多くあります。身近に身寄りがいない、身寄りがあっても遠方に住んでいる、高齢のため保証人を拒否するなど、頼りにできないことも少なくありません。身元保証人がいないことにより、入院、入所を拒否することは医師法、介護保険法に違反することになり、国も注意喚起をしていますが、地域ではなお課題となっているところ です。このため、全国的な取組としては、社会福祉協議会などで新しいサービスを作り出しているところもあります。

また、入所や入院後の金銭管理、賃貸住宅の退去や残存家財の処分、不動産の維持管理に加え、死後の事務を行う役割として、成年後見人等も一定の役割を期待されています。

6. 生活困窮している場合

働くことができず年金だけが頼りとなっている単身の高齢者、障がい者で生活が困窮している場合があります。また、認知症の親の年金だけで未婚の無職の子との二人の生活が成り立っているケースで、子が親の年金を自身のためにつかうことで認知症の親が十分な福祉サービスを受けられないという場合は、よくある例であり、経済的虐待、ネグレクトの評価を受ける場合も見受けられます。

7. 虐待を受けている場合

高齢者虐待については、国において毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が報告されています。令和2年度の報告から養護者による高齢者虐待の状況を概観すると被虐待高齢者は女性が8割近くであり、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は約7割でした。家族形態は、未婚の子との同居が4割弱、加害者の4割が息子です。

海部南部権利擁護センターの相談実績においても、未婚の子による高齢の認知症のある親に対する身体的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等が見られます。このような場合の対応として、老人福祉法に規定されている措置による分離を行うことがあります。分離を行うと、認知症の親については成年後見制度の利用が必要となります。また、経済的虐待の実態を把握するためにも、成年後見制度の利用が有効な場合が多くあります。

8. 第三者から経済的搾取を受けている場合

認知症や知的障がいがある場合には、第三者からの経済的搾取を受けている本人に被害意識がないこともあるため、支援している周囲の人の気づきがないとわからない場合もあります。財産を守るためには、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や取消権のある成年後見制度の活用も検討されます。

9. 障がいをもつ子の親が、親なき後を心配する場合

障がいをもつ子の財産管理や家事、通院同行、生活に必要な諸手続に関して、親がすべてサポートしている場合、親の高齢化に伴い、将来親が担っていた役割を誰かに託さなくてはならないという、親なき後の本人の生活を心配し、相談に至るケースも多くあります。成年後見制度を利用する場合、親が自ら成年後見人等に就任し、業務継続が困難になった際に第三者成年後見人等に交代する方法や、選任された第三者成年後見人等と親と一緒に支援を行う方法、不幸にも親が亡くなってしまった際は、親族や市町村長が申し立てを行うケースが想定されます。

10. 日常生活自立支援事業からの移行が求められる場合

社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）では、判断能力が十分ではない人が地域において自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用に関する援助、利用料の支払い等に伴う預金の払戻し、通帳等の保管等を行っています。第2期成年後見利用促進基本計画においても、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるような、関係機関の連携と体制整備の必要性を掲げています。海部南部圏域においても、利用者の判断能力の低下、日常生活自立支援事業では対応出来ない法律行為の発生等により、成年後見制度への移行が望まれるケースも増加しており、社会福祉協議会と連携を図り移行支援を行っています。

11. 家族にそれぞれに支援が必要な場合

当事者だけでなく、家族も上記のような属性を持っている場合も少なくありません。たとえば、高齢者福祉の担当者と障がい福祉の担当者と困窮者支援の担当者がひとつの家庭にアプローチすることも多くあります。繰り返しになりますが、成年後見制度を利用しただけで解決するということは少なく、それまでの福祉関係者との支援の継続、チームでの支援が必要となる場合が少なくありません。

3 成年後見制度利用促進計画で掲げるめざす姿

(1) 基本的な考え方

成年後見制度の利用の促進に当たっては、成年後見制度の趣旨にもある「ノーマライゼーション」や「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、法律や国の計画、社会情勢などを踏まえ、改めてその運用やあり方を検討し、適宜見直ししていく必要があります。

これまでの成年後見制度は財産の保全の観点が重視され、本人の利益や生活の質を向上するために、財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきました。

これを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した地域づくりが求められます。

このことから、海部南部圏域においても成年後見制度の利用を必要とする本人がメリットを実感できる制度運用となるよう体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現を目指します。

そのための基本的な考え方として、

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度運用とします。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性を十分考慮した上で、適切に制度利用できるよう、連携体制等を整備します。
- 不正防止等の施策を推進します。
- 司法と福祉のさらなる連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援を適切に受けられるようにします。
- 本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを一層充実させます。

これらにより、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護支援を推進します。

(2) 基本理念

**誰もが住み慣れた地域で
安心して自分らしく暮らし続けることができ、
すべての人に役割と居場所があるまちづくり**

(3) 基本目標

第2次計画の基本目標を「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」「権利擁護に係る相談支援体制の充実」「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の3つとし、これをもとに施策・事業を展開していきます。

基本目標1 「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」

支援を必要とする人が成年後見制度を利用し、自分らしい生活を送るためには、地域の構成員が互いを認め合い、尊重し合うことのできる地域づくりが求められます。成年後見制度を十分に周知し、本人や親族、支援者、地域住民が制度を正しく理解できるよう取り組みます。

基本目標2 「権利擁護に係る相談支援体制の充実」

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつです。本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するに当たり、制度利用に躊躇せず、本人や親族、支援者が気軽に相談できる体制を整えます。また、断らない相談支援を基本に本人の意思を丁寧に汲み取り、権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視します。

基本目標3 「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」

支援を必要とする人が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体での支援体制の構築が求められます。地域連携ネットワークのさらなる充実のほか、権利擁護支援の担い手の確保や育成に取り組みます。

(4) 海部南部権利擁護センターの位置づけ

① 3市町村の共同設置によること

海部南部権利擁護センターは、3市町村による共同設置の機関であることが大きな特徴です。

3市町村は、それぞれ対等な関係をもち自主性のある地方自治体ですが、成年後見制度の利用支援、ひいては、権利擁護支援の事業目的を、海部南部権利擁護センターを共同設置することでより効果的に達成することができるとして、共同で事業に取り組んでいます。

先進の尾張北部権利擁護支援センターの例から、共同設置の効果は、①人口規模の増加による施策の効率的実施、②多様な実績、ノウハウをもつ行政の交流による質の向上などのメリットがあげられます。

② 中核機関であること

3市町村の自主的な事業としてスタートした海部南部権利擁護センター設置事業ですが、国において、成年後見制度利用促進法が成立し、第一期計画が策定され、中核機関として国の施策に位置付けられた機関とされたことの意義は大きいといえます。国が、第一期計画、第二期計画において、中核機関としての役割を掲げていますので、必要な場合は、国・都道府県等の支援を得ることができ、家庭裁判所や関係諸団体との関係においても共通の目的に対して協働していくことが可能になると考えられます。

③ NPO法人であること

3市町村が新しく権利擁護センターを設置するにあたり、その運営を担う法人を、特定非営利活動法人（通称、NPO法人）とした意義を確認します。特定非営利活動法人は、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定されています。

特定非営利活動法人は、社会貢献活動を行う法人ですが、収益を構成員に分配することが認められません。収益事業を行うことはできますがその事業で得た収益は、さらに社会貢献活動に充てなければなりません。簡単にいえば、地域住民が社会貢献のために集う法人です。法人の構成員は、会費を払う正会員ですが、収益の分配はなく、さらに社会貢献をするためにその収益を使っていく法人です。行政の委託事業とは、本来、行政の仕事であるものを他の者に委託させるものです。

4 計画の施策と事業

(1) 権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

基本施策1 「権利擁護に関する普及啓発」

【事業内容】

パンフレットの作成、講演会や研修会の開催、アウトリーチ等により、広く関係市町村の関係者および住民に対して、権利擁護の制度の普及啓発を行います。権利擁護センター主催の勉強会、研修会および講演会を行うことで、成年後見制度の周知および理解が広がり、今後の相談や気づきにつながることから、積極的に以下の通り研修事業に取り組みます。

1. 講演会や研修会の開催
2. 出前講座の開催
3. 権利擁護事例検討会の開催
4. アウトリーチによる普及啓発
5. 権利擁護センターおよび成年後見制度説明パンフレットの配布
6. ホームページ・広報誌での情報発信
7. 本人情報シートの周知および活用
8. 権利擁護ガイドラインの作成検討
9. 意思決定支援の理解の浸透
10. 第2期促進計画に基づく中核機関の役割の拡大

(2) 権利擁護にかかる相談支援体制の充実

基本施策2 「権利擁護に関する相談支援」

【事業内容】

地域住民、既存の介護保険事業所や相談支援事業所、行政などから、成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、成年後見制度などに関する情報提供を行います。また、積極的にアウトリーチに取り組むことで相談しやすい環境づくりを行い、センター職員による巡回相談や顧問弁護士による弁護士相談を行います。

1. 他機関との連携により、相談を受け止め、整理し、支援もしくはつなぐ「断らない相談支援」の継続（窓口相談、電話相談、訪問相談、巡回相談、その他相談等）
2. 権利擁護支援のアセスメントおよび後見ニーズの見極め
首長申立要請書の活用およびその周知。必要に応じて首長申立検討会の開催
3. 権利擁護支援の相談窓口として明確化
4. 後見人等に関する苦情等に対応できる仕組みづくり

基本施策3 「民法に規定する後見制度および社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援」

【事業内容】

成年後見制度の利用および福祉サービス等の利用のため必要な支援を行います。親族や行政、事業所に対し、成年後見制度の申し立て支援を丁寧に行います。

1. 成年後見制度の申し立て支援
2. 成年後見制度利用支援事業の利用相談
3. 後見人等への支援
4. 成年後見制度利用促進基本計画の策定協力
5. 関係機関への普及・啓発
6. 総合的な権利擁護支援策の充実

(3) 権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

基本施策4 「法律職および関係団体等との連携促進」

【事業内容】

適正運営委員会等の会議において、それらの専門職から課題解決や事案に対する助言や意見をもらいます。海部南部権利擁護推進協議会（地域連携ネットワーク）では、法律職や専門職の関係団体、家庭裁判所との連携体制の構築を図り、地域課題に対し協議を行います。

1. 関係機関・団体との連携
2. 適切な後見人候補者推薦の検討：柔軟な後見人等の交代の推進
3. 地域連携ネットワークの整備
4. 身寄りがない方への支援体制
5. 家庭裁判所との連携
6. 権利擁護支援の視点からの重層的支援の取り組み検討

基本施策5 「後見事務の提供事業」

【事業内容】

適正運営委員会で特に支援が必要と認める方に対して、権利擁護センターが成年後見人等として受任し後見業務を提供します。また、身寄りがない方への支援体制の構築を図るため、権利擁護推進協議会で検討します。その他、後見業務の担い手として、市民後見人の養成について、引き続き海部地域で令和7年度を目標に検討します。

1. 法人後見の受任
2. 後見業務の担い手の育成
3. 権利擁護支援者バンクの作成
4. 行政による法人後見監査
5. 法人後見実施団体の確保

資料編

1 計画の策定経緯

年月日	実施事項
令和5年 7月13日～7月20日	○フォーカスグループインタビュー・訪問調査の実施
令和6年 6月14日～6月28日	○「飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画」に関するアンケート調査の実施
令和6年10月17日	○第1回飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催 (1) 飛島村の地域福祉計画について (2) 飛島村の地域福祉活動計画について (3) 令和6年度計画策定に向けた提言書
令和6年12月10日～ 令和7年1月9日	○パブリックコメントの実施
令和7年1月21日	○第2回飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催 (1) パブリックコメントの結果について (2) 飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

2 飛島村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1) 飛島村地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年4月1日

訓令第24条

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく飛島村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く村民等の意見を反映させるため、飛島村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、意見を聴取するものとする。

- (1) 飛島村地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 飛島村地域福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は村長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 高齢福祉関係者
- (4) 障害福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、民生部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 飛島村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成30年4月1日

(設置)

第1条 社会福祉法人飛島村社会福祉協議（以下「本会」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として、飛島村地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、飛島村が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉のしくみを構築するため、飛島村が策定する地域福祉計画と一体策定し、飛島村地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案の策定に関すること。
- (2) 計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、飛島村の策定する地域福祉計画と一体策定するため、飛島村地域福祉計画策定委員を充て、村長が代表して委嘱する

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(3) 委員名簿

任期：令和6年10月17日～令和7年3月31日

職名	氏名	役職名（所属団体）
委員長	佐野 徹	副村長
副委員長	渡辺 良和	飛島村社会福祉協議会会長
	平野 宗治	飛島村民生委員・児童委員協議会会長
	門野 堯子	ボランティア団体代表
	服部 泰憲	区長代表
	荒川 直之	医師代表
	松久 勝彦	歯科医師代表
	多田 一	薬剤師代表
	森 章人	特別養護老人ホームやすらぎの里施設長
	犬飼 敏光	老人クラブ連合会会長
	山口 博文	身体障害者相談員
	浅井 晴美	知的障害者相談員
	佐々木 淳章	幼保連携型認定こども園 飛島保育園園長
	橋本 涉	議会 文教厚生委員長
	朝賀 昭仁	飛島学園 校長
	鈴木 大地	特定非営利活動法人海部南部権利擁護センター長
	佐藤 由規	愛知県蟹江警察署生活安全課 課長
	吉田 政登	海部南部消防組合消防本部 消防課長
	萩野 登記代	教育長
	福谷 晶	民生部長
	伊藤 裕美	飛島村第一保育所所長

【スーパーバイザー（飛島村日本一健康長寿村研究会）】

氏名	役職名（所属団体）
安梅 勅江	筑波大学教授
澤田 優子	森ノ宮医療大学教授
角田 晃啓	森ノ宮医療大学教授

3 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報提供や支援を行うこと。

【か行】

通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容（介護予防やフレイル予防等）を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所。

義務教育学校

学校教育法の改正により平成28年に創設された、小中一貫教育校の一種であり、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して実施することを目的とする9年制の学校。小学校と中学校が一つの学校となり、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育計画を編成・実施する。

協働

市民、コミュニティ、町内会、市民活動団体、事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所などが、それぞれ対等な関係で連携し、適切に役割を分担しながら協力し合うこと。

ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐなどの役割が期待される人のこと。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な認知症高齢者や障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

【さ行】

災害ボランティアセンター

大規模な災害発生時に設置される、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。全国から集まるボランティアと支援を求める被災住民との橋渡しを担っており、防災ボランティアコーディネーターが被災住民のニーズを把握し支援活動につなげることで、効率のよい復興支援をサポートする。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。おおむね5年を目途に見直すこととされているため、平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われた。基本法改正の趣旨と我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月に新たな大綱が閣議決定された。

市町村自殺対策計画

当該市町村における自殺対策について定めた計画であり、自殺対策基本法第13条第2項において、市町村は自殺総合対策大綱および都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して市町村自殺対策計画を定めるものとされている。

市民後見人

成年後見制度において、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。養成講座などの研修を受けて知識や技術、姿勢を習得した上で、市町村等の支援を受けながら後見業務を適正に行う。

社会福祉協議会

社会福祉法に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民の参加援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、PRなどを行う団体であり、地域福祉を推進する中核としての役割を持つものとして位置づけられている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、国民一人ひとりがそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。強調月間である7月を中心に一年を通じて、広く周知し、理解を深めてもらうための取組を実施している。

重層的支援体制整備事業

高齢、障がい、こども、生活困窮といった分野ごとの支援体制では対応できないような、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築する事業。既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」等を一体的に行う。

食生活改善推進員

⇒「食を楽しむ とびしまショックン（旧 食生活改善推進員）」

食を楽しむ とびしまショックン（旧 食生活改善推進員）

よい食生活習慣定着のために、ボランティア活動、自主研修会などを行う地域で活躍するボランティア。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱される民間のボランティアであり、人権擁護委員法に基づいて、人権に関する相談や人権の考えの普及啓発に係る活動をしている人のこと。

スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導および助言を行う人のこと。事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体の間の円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されている。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、包括的な相談支援や個々の状況に応じた支援を行うことにより、自立に向けた支援を行う制度。その内容としては、「自立相談支援事業」「住居確保給付金」が必須事業として位置づけられているほか、「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」「一時生活支援事業」等の事業がある。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律。同法第4条において、市および福祉事務所を設置する町村は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業および生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有するとされている。

生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

成年後見制度

判断能力(事理弁識能力)の不十分な人を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける人(成年後見人等)を選任する制度。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)第14条第1項において市町村はその策定に努めることとされている。

総合計画

村の行財政運営の長期的な指針となる最上位の計画として策定された計画。

【た行】

ダブルケア

「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なり、両方を平行して担わなければならない状態のこと。

地域共生社会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、従来の制度や分野といった枠組みや担い手と受け手という関係を超え、地域住民や地域の様々な主体が世代や文化を超えてつながることで、ともに多様で複雑な地域課題の解決を図り、地域を創っていく社会のこと。

地域福祉

誰もが安心して自分らしく暮らせるような地域社会を目指して、それぞれの地域に住む人々が協力して地域の生活上の課題の解決に取り組むという考え方。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中心となって策定する、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指す計画。

地域福祉計画

地域福祉の推進に関する事項を定めた計画で、市町村は社会福祉法第107条により市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとされている。

地方再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条に規定される、当該都道府県または市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画。都道府県および市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされている。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障がいのある人などの判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりを行う事業。都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

ノーマライゼーション

障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法のこと。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱えた理念であり、このノーマライゼーションの思想は、世界中の障がいのある人に対する考え方の基本となっている。

【は行】

避難行動要支援者

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。災害対策基本法第49条の10により、市町村は、それぞれの区域内に居住する避難行動要支援者について、必要時に避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられている。

福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児など）を対象とした避難所のこと。

防災リーダー

消防等の公的機関が到着するまでの間、住民の先頭立って初期消火活動や避難誘導活動、救出救護活動などを行うとともに、平常時には防災点検や防災訓練の実施、地域の人への意識啓発などを行う人のこと。

防災ボランティアコーディネーター

災害時に被災者からのニーズ受付やボランティアとの連絡調整、必要資材の貸出対応など災害ボランティアセンターの運営を行い、被災者と支援活動をつなぐ役割を果たす人のこと。

法人後見

成年後見制度において、社会福祉法人やNPO法人等の法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。法人の職員が後見事務を担当して行うため、担当者がその事務を行えなくなっても、担当者の変更により継続して後見事務を行うことができるという利点がある。

保護司

法務大臣から委嘱される民間のボランティアであり、保護司法に基づいて、犯罪をした人および非行のある少年の改善更生を地域で支えるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に努める人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、刑事施設や少年院から社会復帰した人の釈放後の住居や就業先などの調整、相談を行っている。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上のケアを日常的に行っているこども・若者のこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが

効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定める。

【数字】

8050世帯

80代の親が、同居する引きこもりや貧困などの課題を抱えた50代のこどもの生活を支えるために経済的・精神的な負担を請け負っている世帯。

飛島村 第2期 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

飛島村 民生部福祉課
保健環境課

住 所 〒490-1434
愛知県海部郡飛島村大字松之郷
三丁目 46 番地の1

T E L 0567-52-1001

社会福祉法人 飛島村社会福祉協議会

住 所 〒490-1436
愛知県海部郡飛島村竹之郷
五丁目 43 番地

T E L 0567-52-4334